

平成30年第4回

# 甲佐町議会12月定例会会議録

平成30年12月7日～平成30年12月11日

熊本県甲佐町議会

## 平成30年第4回甲佐町議会（定例会）目次

### ○12月7日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
散会	6

### ○12月10日（第2号）

出席議員	7
欠席議員	7
本会議に職務のために出席した者の職氏名	7
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	7
開議	9
日程第1 一般質問	9
2番 佐野安春議員	9
5番 福田謙二議員	24
6番 西坂和洋議員	31
4番 宮本修治議員	34
3番 荒田 博議員	39
11番 本田 新議員	46
7番 宮川安明議員	61
12番 中村幸男議員	72
散会	86

### ○12月11日（第3号）

出席議員	87
欠席議員	87
本会議に職務のために出席した者の職氏名	87
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	87
開議	89

日程第 1	同意第 3 号	甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を 求めることについて……………	89
日程第 2	同意第 4 号	甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることに ついて……………	90
日程第 3	議案第51号	甲佐町公共施設等整備基金条例の制定について……………	91
日程第 4	議案第52号	甲佐町長期継続契約を締結することができる契約を定め る条例の制定について……………	96
日程第 5	議案第53号	甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	99
日程第 6	議案第54号	町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について……………	102
日程第 7	議案第55号	甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	105
日程第 8	議案第56号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について……………	112
日程第 9	議案第57号	甲佐町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害に より特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託 を廃止することの協議について……………	114
日程第10	議案第58号	甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について……………	115
日程第11	議案第59号	平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第 4 号）……………	118
日程第12	議案第60号	平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	132
日程第13	議案第61号	平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）…	134
日程第14	議案第62号	平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	136
追加日程第 1	議案第63号	業務委託に関する協定の変更について……………	138
追加日程第 2	議案第64号	業務委託に関する協定の変更について……………	138
日程第15		熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙……………	142
日程第16		議員行政視察研修の報告について……………	143
日程第17		総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	144
日程第18		産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	144
日程第19		議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	144
		閉会……………	145

1 2月7日 (金曜日)

平成30年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 平成30年12月7日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 12月7日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 12月7日 午前10時14分 議長宣告

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 早崎 伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名 克美	副町長 師富 省三
会計管理者 古閑 敦	総務課長 西坂 直
企画課長 一圓 秋男	地域振興課長 北畑 公孝
くらし安全推進室長 佐々木 善平	税務課長 井上 幸介
住民生活課長 奥村 伸二	総合保健福祉センター所長 井上 美穂
福祉課長 北野 太	農政課長 岡本 幹春
建設課長 志戸岡 弘	環境衛生課長 橋本 良一
会計課長 古閑 敦	町民センター所長 中林 健次
教育長 蔵田 勇治	学校教育課長 荒田 慎一
社会教育課長 吉岡 英二	農業委員会事務局長 岡本 幹春
選挙管理委員会書記長 西坂 直	代表監査委員 本田 進

1. 開会 12月7日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 佐野 安春

3番 荒田 博

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

**○議長（緒方哲哉君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成30年第4回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番、佐野安春議員、3番、荒田博議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

7番、宮川議会運営委員長。

**○議会運営委員長（宮川安明君）** おはようございます。それではご報告申し上げます。

さきの定例会において付託を受けておりました平成30年第4回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告をいたします。

去る11月30日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財政係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日12月7日から11日までの5日間と決定をいたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、明日8日及び9日は議案調査のため休会、10日は一般質問。なお、一般質問につきましては、今回の定例会におきましては質問者の数が8名ということで、通常10時からの開催でございますけれども、9時に開催をするということで議運のほうで決定をしておりますので、お間違いのないようをお願いいたします。

また、11日は人事案件、条例案件、規約の変更、事務委託の廃止協議、指定管理者の指定、平成30年度一般会計補正及び各特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 会期の日程につきましては、ただいまの宮川委員長の報告のと

おり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいま宮川委員長の報告のとおり、本日12月7日から11日までの5日間と決定いたしました。

同意第3号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて、同意第4号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて、議案第51号、甲佐町公共施設等整備基金条例の制定について、議案第52号、甲佐町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第53号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号、町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第55号、甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、議案第57号、甲佐町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について、議案第58号、甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について、議案第59号、平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）、議案第60号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第61号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第62号、平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）、その他議会提出案件を一括上程いたします。

---

### 日程第3 議長の諸般の報告について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりですので、説明を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 町長の提案理由の説明について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第4回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、早速ではございますけれども、今期定例会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期定例会に提案いたしております案件は、同意案件が2件、条例の制定案件が2件、条例の一部改正案件が3件、同文議決案件1件、熊本県との協議案件が1件、指定管理者の指定案件が1件、補正予算案件が4件の合わせて14件でございます。



まず、同意案件といたしまして、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の専任に付き同意を求めることについて及び甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについてをご提案しております。

次に、補正予算案件といたしましては、まず、平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）において、主なものといたしまして、総務費で公共施設等整備基金及びまちおこし基金への積立金として3億1,000万円などを、農業費では暗渠排水整備事業に4,290万円などを、災害復旧費では農林業、公共土木及びその他公共施設災害復旧費として1億8,543万2,000円を追加しております。

また、民生費では災害派遣職員人件費負担金から3,779万8,000円などを、土木費では道路新設改良費において国の社会資本整備総合交付金の交付率の影響から1億5,240万円などを減額し、その他人事異動に伴います人件費の調整を行い、総額で3億5,099万円を増額補正し、補正後の総額を86億1,233万9,000円といたしております。

次に、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。これでは総務費に一般会計拠出金に3億1,000万円を、保険給付費に1,071万7,000円を追加し、予備費から1,700万1,000円を減額し、総額で3億394万2,000円を増額し、補正後の総額を19億3,368万9,000円といたしております。

平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）では67万4,000円を増額し、補正後の総額を16億1,742万5,000円といたしております。

次に、平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出において、収入では給水収益に300万円を追加し、支出では水道料金、会計システム、元号改正対応作業委託料に118万8,000円などを追加し、補正後の支出総額を1億5,883万8,000円としております。

このほか甲佐町公共施設等整備基金条例の制定についてなどの条例案件、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、甲佐町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について及び甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定についてなどの案件もあわせて提案をいたしております。

以上、今期定例会にご提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案の審議の節は各担当課長等に説明をいたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日8日とあさっては議案の調査のため休会、10日は午前9時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れでございました。

---

散会 午前10時14分

1 2月10日 (月曜日)

平成30年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 平成30年12月7日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 12月10日 午前9時00分 議長宣告  
1. 散会 12月10日 午後4時06分 議長宣告

1. 出席議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 古閑敦	総務課長 西坂直
企画課長 一圓秋男	地域振興課長 北畑公孝
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 井上幸介
住民生活課長 奥村伸二	総合保健福祉センター所長 井上美穂
福祉課長 北野太	農政課長 岡本幹春
建設課長 志戸岡弘	環境衛生課長 橋本良一
会計課長 古閑敦	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 荒田慎一
社会教育課長 吉岡英二	農業委員会事務局長 岡本幹春
選挙管理委員会書記長 西坂直	代表監査委員 本田進

1. 開会 12月10日 午前9時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件  
    日程第1 一般質問

## 1. 議事の経過

開議 午前9時00分

---

**○議長（緒方哲哉君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 一般質問

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第1、一般質問を行います。

今期の定例会の文書による一般質問の通告書は、8名です。

順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員の質問時間は答弁を含め、おおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、2番、佐野安春議員の質問を許します。

2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 一般質問通告書に従いまして、質問を行ってまいります。

まず初めに、国民健康保険につきまして、国民健康保険税については、引き下げが可能ではないかということで質問を行います。平成29年度末、甲佐町の国保関係データを資料として出させていただいております。この資料を見れば、国保加入者の高齢化率は被保険者の年齢が65歳から74歳の方は45.4%で、県下町村自治体においても、郡内においても高い高齢化率を示しております。

その中で、滞納世帯数は平成29年度末で延べ世帯数379世帯、保険税を滞納した場合に発行される短期証明書発行世帯数は64世帯で、滞納世帯割合とともに県下町村自治体において多いほうになっています。平成29年度の減免申請件数は577件で、熊本地震による災害減免によるものとなっていると思いますが、減免額は約2,570万円と、これも県下町村自治体では多いほうになっています。

平成30年3月の熊本県の県国民健康保険運営方針の策定目的には次のように述べられています。市町村が運営する国民健康保険は、被用者保険に加入する人等を除く全ての人を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険の最後のとりでと言えるものです。しかし、国保は高齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費水準も高いことから、財政基盤が脆弱であり、また市町村単位で運営されていることから、小規模な市町村では財政運営が不安定になるリスクがあるなど構造的な問題を抱えています。

また、全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だと

し、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しております。

今示しましたデータなどを見れば、甲佐町における国保加入者の皆さんが国保税の支払いに大変ご苦労されている実態がわかると思います。このことは日本共産党甲佐支部が最近行いました町民アンケートにもあらわれています。このアンケートには100名を超える町民の皆さんが回答を寄せていただいております。国保税や介護保険料についての町民の皆さんの声が寄せられていますので一部紹介します。

年金生活者で国保税や介護保険料がきつい。国保税や介護保険料が高過ぎる。年金で生活をやっとのことで暮らしている。質問項目、調査において「力を入れてほしい課題は」に対して「国保税の引き下げ」と答えた方が多数おられ、14項目掲げた中で2番目に多い回答でした。また、「国保税についてどう思われますか」の質問に対して、100名を超える方が回答され、その中で実に83.3%の方が「国保税が高い」と回答をされています。

こうした町民の国保に関するデータと熊本県や全国知事会や市長会、町村会の国保の現状に対する考えや国保加入者の皆さんの認識がありますが、国保税についての町民の思いを町としてはどう認識されていますでしょうか。答弁をお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（奥村伸二君）** おはようございます。佐野議員の質問にお答えいたします。

国保制度改革によって、今年度4月から国保財政運営の責任主体が県へ移行し、県も町とともに保険者となりました。これまでは、それぞれの保険者において自分の町の保険給付費を見込み、公費等による収入を差し引いて、保険料収納に必要な額を計算して、それをもとに保険料率を決定しておりましたが、今年度からは県が県全体の医療費を見込み、市町村ごとの医療費水準や所得水準を反映し、公平適正な保険料負担となるように納付金の算定を行い、保険者努力支援制度など推計可能な町に対する公費支援分を減らしたり、納付金の算定対象とならない保険事業費を加えたりして、保険料で賄わなければならない保険料収納に必要な額を計算し、標準保険料率を算定、公表することになりました。

町が県へ納付する国保事業費納付金には、医療分、支援金分、介護分があり、納付金総額の8割が医療分になります。今年度の医療分の標準保険料率は、納付金算定額約2億5,857万円から医療費に係る国の特別調整交付金や特定健診等負担金、また国保の保険者の取り組みに対して交付される保険者努力支援制度交付金など、町が歳入可能な公費の総額約6,000万円を控除した1億9,500万円に対し、直近3年間の平均収納率を反映して算定してございます。

保険者として加入者の保険料負担を軽減するためには、保険税の収納や徴収率向上に努めて保険税の歳入増を図るとともに、今回の制度改革に合わせて国が創設した保険者努力支援制度による交付金を獲得することも必要であります。

この保険者努力支援制度は、国が医療費適正化や保健事業等に対する取り組みを評価し、基準を達成した保険者に対して交付金を交付する制度で、評価の指標として特定健診の受

診率や特定保健指導の実施率、さらにはメタボリックシンドローム該当者及びその予備軍の減少率や重症化予防の取り組みの実施状況、加えて保険税の徴収率などが上げられます。

町としましては、加入者の健康保持や健康増進につながる取り組みと医療費適正化に向けた取り組みを継続して進めるとともに、保険税の収納や徴収率向上に努めるなど、保険者としての機能を強化していかなければなりません。保険税率の見直しに当たっては給付と負担のバランスのとれた運営を行い、加入者が安心して医療を受けることができる体制を維持できるように努めてまいります。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 質問を進めさせていただきます。

今述べましたデータとですね、やはり町民の皆さんの国保税は高いという実感にですね、しっかり向き合うということがですね、重要であるというふうに思います。全体的な今国保に対する取り組みについて述べていただいたと思いますが、そのところをですね、もっと言及していただけたらというふうに思いました。

もう一つのデータを示したいと思います。国民健康保険特別会計の平成29年度決算であります。国民健康保険特別会計の基金積立金は約1億5,000万あることがわかります。また、実質収支に関する調査において基金繰入額は1億6,000万円あります。あわせて3億1,000万の基金積立金です。

県下町村自治体では、平成28年度末において1億円以上の国保基金積立金を保有している自治体は7自治体しかなく、中でも平成27年度の県内市町村の保有割合順位では45自治体中10位と高い位置にあります。平成29年度末国保加入世帯数1,781世帯で1世帯当たり2万円の引き下げをしましても、財源としては3,562万円であります。単年度であれば引き下げを行っても基金積立残額は2億7,000万以上が残ることになります。1世帯当たり2万円の引き下げは可能と考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（奥村伸二君）** 国保会計は特別会計で独立採算制を原則としており、必要な経費につきましては、国保加入者が負担する保険税と国県からの負担金や法定内の繰入金等で賄うことになっておりますが、本町におきましては逼迫した財政の立て直しに向け、平成24年度に1億6,000万円、平成26年度に1億5,000万円の総額3億1,000万円を一般会計からの法定外繰入により補填をしておる状況でございます。

赤字続きでありました国保の財政状況が平成27年度から好転してきたことと、本年4月から国保制度改革により、県が国保財政運営の責任主体として町とともに共同保険者になったことで、将来的にも国保財政は安定するとの考えのもと、熊本地震並びに豪雨災害からの復旧復興に向け、財政的に厳しい状況にあります一般会計へ繰り出すことといたしました。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。



**○2番（佐野安春君）** 補正予算においてですね、国保特別会計から一般会計に3億1,000万繰り入れするということですが、この3億1,000万はですね、本来国保事業費として活用すべき資金であると思いますし、先ほども述べましたように客観的にも、事実としても国保税は高いわけでありまして。町民の皆さんもはっきりと国保は高いと声を上げています。

その中で、今ある基金を一部取り崩して国保税を引き下げることが可能であるというふうに思います。基金のほとんどを一般会計に繰り入れしても国保会計は大丈夫だというふうな認識、また国保税は高いと町民が認識しても、それは大丈夫だというふうに判断されていることでしょうか。答弁をお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（奥村伸二君）** 本年4月から国民健康保険制度改正によりまして、国保の財政運営の責任主体が県へ移行し、市町村との共同運営がスタートしました。国保会計における歳出の6割を占める保険給付費、これは給付費、療養費、高額医療費の三つの給付費から成り立っており、この支払い義務につきましては、これまで同様、町から国保連合会へ納入する流れで行っておりますが、支出する保険給付費分の資金につきましては、県からの保険給付費と交付金、いわゆる普通交付金で全額賄っておるところでございます。

この普通交付金は、4月に交付金申請を行い、今年度分を一括して概算請求し、4月から2月までの毎月月末に月額9,397万3,000円から、県から交付金として振り込まれてくるもので、11月までの普通交付金の歳入総額が7億5,178万4,000円で、対する保険給付費の歳出額が6億4,152万8,753円となっております。

なお、歳入と歳出の差額につきましては、来年3月に年度分の実績報告を行い、調整することになります。

また、町から県に納める国保事業費納付金につきましては、9月、12月、3月の3回に分けて納付することとなっております。今年度の納付金の総額3億5,524万6,426円のうち1億1,841万5,000円を9月28日に納付済みでございます。2回目の12月28日に同額の納付を行いますと、納付総額が2億3,683万円となります。この納付金の原資は、主に加入者に納めていただく国民健康保険税であります。12月7日現在での保険税の収納額は1億7,403万2,723円で、納付金に対しまして約6,280万円が不足する計算となります。不足分につきましては、普通交付金や繰越金によって一時的に補填することになります。新しい制度がスタートして8カ月余りが過ぎましたが、歳計現金の確保に関する不安要素は少なく、順調な財政運営が行われていると考えております。

今後も引き続き、重症化予防に重点を置いた保健事業を継続的に実施し、医療費の適正化、加入者の健康保持や健康増進に努めるとともに、保険税の徴収率向上に努めるなど、関係各課と十分な連携や協力をとりながら、保険者としての機能強化してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 担当課長のほうから長々と説明しましたけれども、端的に私のほうから考え方を整理してお話ししたいと思います。

まず、甲佐町の保険税が高過ぎやしないかということをご指摘をいただきました。この件については、先ほどからですね、担当課も説明しておりますとおり、要は保険税については、県への納付金の算定に基づいたところで町のほうの保険税率も算定することになりますので、これは何も甲佐町に限ったことではないということをご理解をいただきたいと思います。そういうことで、甲佐町だけが特別高いというようなことには当たらないというふうな認識を持っております。

それから、第2点目の基金3億1,000万の件ですけれども、ご承知のとおり平成24年に1億6,000万円、それから平成26年に1億5,000万円、合計3億1,000万円の基金については一般会計からの法定外繰り出しを国保会計に対して行ったということでありまして。本来は、これはもうずっと私の申し上げたことなんですけれども、本来一般会計から法定外繰り出しをすべきじゃないと、本来の姿ではないということではですね、ずっと私も申し上げてきたところなんです。ただ、熊本県へのそういう制度の移行の期間、何とか保険税を納めていただく皆様方に対して、急激な税率のアップにつながらないように、そういう配慮については是非必要だということではですね、私も十分考えて、最終的に2期にわたっての繰り出しを行ったところであります。

ただ、制度として考えなくちゃならないのは、国保会計については、基金を一般会計から繰り出すということについてはですね、国保加入者以外の例えば社保の加入者であるとか共済組合の加入者であるとか、そういった方々の税も当然そちらのほうに流れるということになりますので、この点についてはやはり考慮する必要があると思っております。現在のところ、国保の加入者については、世帯数で言うと全世帯の半数、それから加入者数で言うと3分の1の加入者となっておりますので、先ほど申し上げたようなことになるというふうに思っております。

それと、今後ですね、そういうふうな同じような法定外繰り出しをやって税率を下げたというようなことになった場合に、やはり今後、今震災からの復旧復興で非常に財源的にも厳しい状況にもなっておりますので、そういう今後考えられる大きな事業等についても非常に大きな影響がかかわってくることも予想されますし、今後の中期財政計画見通しを考えた場合にも非常に心配な点が出てくる。

以上のような観点からですね、一般会計への繰り出しを、それを国保会計にそのまま存置するという点については、なかなか厳しいと。やはり一般会計に戻した上で、本来の姿に戻した上での町政運営をやっていくべきだというような考えでいるところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 町長のほうからもですね、この問題についての答弁をいただきましたが、町長のちょっとお考えとですね、私の考えがちょっと若干違うところがございますが、社保、共済とかですね、ほかの保険に加入されている町民の皆さんも實際上いら

っしゃるわけですが、行く行くはですね、私もそうであります、以前は共済でありましたが現在は国保の加入者であります。行く行くはですね、国保に加入するというのは全部の町民がですね、対象になる問題でありますので、現在社保、共済、別の保険であったとしてもですね、やはり国保としてはですね、将来の自分が加入すべき保険制度になりますので、今の制度で言えば、そういった意味では私としては全体の問題であるというふうに考えています。

それと、今回ですね、やっぱり災害による減免を申請された世帯というのが国保加入者の約3分の1ということで、熊本地震、また豪雨によるダメージを多くの加入者が受けていらっしゃる。そのような中でですね、今述べましたように、私としてはやっぱり収入所得の割合にすれば国保税はですね、高い保険料というふうになっていると思いますし、そのことはですね、やはり町村会や知事会やですね、そういったところも認識されて、やはりほかの保険制度並みにですね、保険料を設定していただくようにということで、国等にもですね、要望されているところで、これとしては自治体でできることは限界ということもございしますが、私は限界がある中でもそういった引き下げは可能ではないかというふうに考えておるといところでございます。

この問題もですね、時間の関係がございしますので終わらせていただきまして、次の質問事項に入らせていただきたいと思いますというふうに思います。

芝原団地の産廃等問題についてということで、住宅団地内に産廃が存在する原因究明はできていますでしょうかということで、まず質問を行います。コンクリートガラなど、産廃と言われるものが芝原住宅団地内の地中から見つかっていますが、町の説明では今年の9月議会において、私の質問、液状化対策で出てきた産廃はどういうものであるのか。この産廃は配管敷設時に道路を掘ったことで出てきたものかに対する志戸岡建設課長の答弁で、約地中2.5メートル付近と説明をされておりますが、産廃は全て2.5メートル付近から見つかったものでしょうか。また、産廃を処分する費用については、今までの時点で幾らかかっているのでしょうか。答弁をお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それではお答えいたします。

液状化対策工事の掘削中に埋設物が見つかった箇所は、地中2.5メートル付近から主にコンクリートの大きな塊が出てきております。それと、一部には側溝床掘り時に1メートル付近の浅い箇所から転石や玉石が出てきていることを確認をしております。転石、玉石については、盛り土の中に混入していたとしても、でき上がった盛り土の場合には一般的に安定性が高く、問題はないと考えられます。

また、工事中に団地内の道路から出たコンクリート塊については、町の液状化対策工事において撤去、処分を行っております。このときの埋設物から出てきた費用につきましては、現在のところ処分費は約10万円程度に至っております。

当時、開発業者から道路としての移管を受けており、道路下地中2.5メートル付近に埋設物が存在していても道路としての機能を果たしており、構造上も何ら問題はなかったと

考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 今の説明でですね、今までの議会の中ではですね、地中2メートル付近、2メートルというのもですね、こだわられた答弁をされておりますが、今回は場合によっては1メートル付近でも見つかっているということですので、やはり状況の説明についてはですよ、やはり正確にですね、お答えいただきたいというふうに思います。

産廃処理費用としてはですね、今10万円ほどというふうなお話がありましたが、それはかなりのですね、産業廃棄物や玉石、転石というのが出てますが、10万円で間違いございませんか。再度確認します。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** コンクリートのガラにつきましては、マニフェスト伝票で10万円、今の現在の工事の進行中でありますので、現在の工事進行上の中で約10万円ということで、産業廃棄物の処分というのは、当初から出てくるものだというので、そういったものを除きですね、埋設物としては10万円を考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 今課長はですね、当初から産業廃棄物が入っているものというふうに想定されて考えたというふうにおっしゃっていますけど、それはそうなんですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** いや、当初からの産業廃棄物が入っているということではなく、アスファルト舗装ですとかコンクリート舗装につきましては、工事においては産業廃棄物として処理をいたしますので、当初から出すべき計画の産業廃棄物ということですよ。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 正確にですね、ご答弁いただきたいというふうに思います。

次にですね、質問を進めてまいります、住民の皆さんの声をですね、紹介します。産廃がいまだに自分の家の下に埋まっていると思うと不安で仕方がない。これからもずっと産廃が埋まっている土地の下で暮らしていかなければならないと思うと夜も安心して眠れない。できれば家の下に埋まっている産廃を全部取り除いてもらいたいと言っておられますが、まさにそのとおりだというふうに思います。

産廃が埋まっている住宅団地住民の不安をどのように解決していくつもりでしょうか。宅地内に埋設物の可能性があると町は考えられていると思いますが、これは埋められたままでいいのでしょうか。答弁をお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 芝原団地内で自宅を再建される際に合併浄化槽の工事を

されたときに玉石が出たとの報告を受けております。ほかの宅地についても埋設物が入っている可能性は否定できないものと思われまます。芝原団地内で発見されているような埋設物が入っていたとしても、今回の液状化との因果関係は認められず、粒径の大きな石やコンクリートが混入している場合とそうでない場合は、混入しているほうが液状化はなりにくくなります。

また、地盤の強度についても、材料と締めかためが影響しますので、そういった埋設物が入っていたとしても、一般的に締めかためがなされていれば住宅を建設する上で地盤の強度には問題がないと考えます。

住宅建設時に宅地内の地盤調査が行われていると思いますが、地盤調査の結果が問題なければ大丈夫であると思われまます。宅地内の調査についても、埋設物の存在については、土地売買の契約における民民間の問題と認識しており、調査について町で実施するものではないと考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 産廃がですね、液状化とは関係ないという、はっきり断言をされますが、その根拠は何でしょうかね、お尋ねします。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 一般的に、液状化する現象といたしましては、小さい粒子の砂分と水、それとそこに大きな地震震度5以上ぐらいのですね、大きな揺れによって起き得る現象ですので、一般的に大きな粒径の石だとかあるところには起こりにくいと言われております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** だから、今おっしゃったように起こりにくいということですから起こらないということではないと思うんですね。やはり何かはっきりとした根拠を示すことはですね、なかなか難しいところがあると思います。それは、そういう産廃が入っているから液状化に影響を与えるということについてもですね、これはやっぱり専門家なのですね、やっぱり意見をしっかりと聞かないと断定はできないというふうに思います。

そういう中で、私が住民の声を紹介しましたがけれども、やっぱり住んでいる者としてはですね、そういう産廃が混入されている可能性があるのと全くないのではですね、やっぱり住んでる方の気持ちを察すればですよ、やはり町ですね、お考えというのは、私はいかがなものかというふうに思いますが、やはり私としてはそれを調査をしてですね、除去することは私は当然であると思うんですけどいかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 先ほども申し上げたとおりなんですけれども、土地の売買については民民間の問題と認識しておりますので、町で実施するものではないと考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** これはもちろん民間で業者が販売されたものでありますが、やはりそこを承認団地としてですね、町もやはりその承認団地を買えば、40歳未満、または配偶者が40歳未満で100万、または未就学児童がいる場合にはお一人10万円プラスして差上げますよということで、これは今でもパンフレットをつくってですね、町も一緒に宣伝をされていることですから、民間だけがですね、造成し販売した団地ではないと思うんですよ。そういったことではですね、民間だけの責任ということは言えない面があるというふうに思いますけれども、それについてはどうですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** それでは、承認団地または定住助成金で町の関与もあるのではないかとのご質問ですけれども、まず実際町のほうでも承認団地については、定住を促すためにパンフレット等にも掲載をしております。承認団地につきましては、パンフレット等におきましては甲佐町の開発指導要綱等に基づいた団地であるというふうに説明をしているところでございます。

この開発指導要綱に関しまして説明させていただきたいと思います。まず、開発、宅地等の造成工事に当たりましては、宅地造成等規制法や都市計画法の法律の定めに基づいて開発がとり行われます。ただ、本町につきましては、1万平米未満の開発について、都市計画法の開発許可が不要となっております。本町におきましては、町の無秩序な開発を防ぐために都市計画法の開発許可基準を参考にして、開発行為等指導要綱に開発行為設計基準を設けております。

この設計基準では、まず宅地につきましては、区画の形状、面積、あと道路、公園、緑地、排水施設、防火水利等の公共施設の設計基準を定めているところでございます。本町の開発行為等の設計基準の参考にしております都市計画法の開発許可基準では、5万平米未満の開発については、土質調査、土質試験及び過去における土地の利用状況などの地歴の調査は義務づけられておりませんし、本町の基準においても同様に義務づけられておりません。

ただ、確かに承認団地ということで、販売促進といいますか、定住を促すためにしております中で、開発指導要綱に基づくという形で説明をしております。その部分については、今説明しましたとおり、外形的な基準を定めたものとなっております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 承認団地についてのはですね、説明をいただきましたが、先ほど志戸岡建設課長がですね、これはもう民間でやったことだから町はそこまでですね、責任がないというお話でありましたが、しかし承認団地ということですね、やはりそういった条件を勘案されてですね、その住宅地を求められた方も多かったというふうに思います。他の承認団地もそうだというふうに思います。それで、やはり原因究明ということで

はですね、やっぱり町も関係ありませんというふうにですね、済ませてしまうのはどうかというふうに考えます。

それで、この承認団地はですよ、民間ということであれば、やはり原因究明を考えるならですよ、少なくともこの造成工事をされた奥名工業、住宅地の販売をされた奥名商事、造成前の砂利採取場の銀杏砂利工業には少なくともですよ、どういう状況であったかという聞き取り調査をする必要性はあると思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 開発業者についての聞き取り調査というご質問ですが、芝原団地につきましては、1期、2期と工事が行われて今の住宅団地が形成されております。今、佐野議員がおっしゃられた奥名商事さんに関しましては、第2期分の工事だと思います。今回、液状化や埋設物が発見されたということで開発業者、奥名商事さんの場合はもう解散されておりますけれども、元役員の方に関しまして事情の経緯等については、こちらのほうから説明をしております。また、第1期分の開発業者につきましても、私のほうから液状化問題や埋設物等に関する経緯を説明しております。

その中で、先ほども建設課長から答弁がなされていると思いますけれども、民民間の問題ということで、私のほうからは住民の方からの問い合わせ等については対応をよろしくお願ひしますということで話をさせていただいております。第2期分の奥名商事さんのほうにつきましては、もう解散されておりますが、確認しましたところ、もう既に代理人の方を立てられておられるということで、住民代表の方に関してはこの代理人の選定について連絡をとられたという報告も受けているところでございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 状況のですね、説明をされたということでありますが、私がお尋ねしたのはですね、やっぱりその造成時等の確認ですよ。やっぱり産廃が出てきているわけですから、こういったものについての認識はどうであるかと、業者さんがですね、ということをやはり町としても確認していいのではないかとということですが、いかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 今芝原団地の中で地中の埋設物等につきましてはですけども、まず第1期分の開発につきましては、開発前は田んぼであり、農地転用の許可を受けられて造成をされております。管理写真と造成時の写真等を確認しますと、まず田面の表土をとられて、その後、盛り土をされているという状況です。写真等で確認します限り、工事中の廃棄物の混入というのは考えられないという状況です。

芝原第2期分の開発に関しましても、開発前はもう既に雑種地、宅地化されておりましたフラットな状態でありました。開発に当たっては、その表面を敷きならす程度の造成工事でありましたので、また管理写真等を確認をしましても、その造成時に廃棄物が混入したということは考えにくいと考えております。

今、佐野議員がおっしゃられているのは、その開発前についての状況ということですが、この件に関しましては推測と航空写真等を見ますと、確かに佐野議員がおっしゃられるとおり、砂利採取跡地ということは確認がとれます。ただ、今後ですね、その調査については、廃棄物処理法、また砂利採取法とあります。これにつきましては、県のほうでの許認可となりますので、県と相談を行いながらですね、どのような対応ができるのかを考えていきたいと考えております。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 芝原第1、第2団地ともにですね、甲佐町開発行為等支援要綱に基づき、補助金要綱第5条により宅地数20戸以上にとも1,240万を支給されていますが、町建設課発行のですね、これは液状化対策の住民説明会のときに配布された甲佐町液状化被害調査の中の芝原地区の造成履歴にはですね、芝原地区は空中からの写真により、1970年から1990年代に砂利採取場であったことがうかがえると。このため地区の大部分は砂利採取後の埋め戻しによって造成されたものであると考えられるとして、1962年——昭和37年、1979年——昭和54年、1992年——平成4年の空中からの写真を掲載されています。ほかにも当時のゼンリン地図には、現在の芝原団地がかつて银杏砂利工業株式会社緑川事業所の名称と事業所の様子が記載されています。当時の砂利採取を示す看板の写真、また多くの町民の記憶にですね、砂利採取場であったことは鮮明に残っております。

一般的に、液状化は地震動の伝わり方にもよりますが、1、砂地、2、砂地で地盤で締めかたまっていない、3、地下水位が高く地盤全体が地下水に満たされている条件がそろって発生しやすいといわれております。まさに芝原団地一帯は、1、砂れき層、2、地下推移が地表面から豊水期6月から10月は1.5メートル、渇水期は3メートルと、今年の3月議会答弁において建設課長が説明されたとおり、液状化しやすい地質構造のところですよ。

町は、そうした砂利採取場跡地であり液状化しやすい地盤だったところを宅地開発した事業者が補助金を支払い、承認団地としたのでしょうか。地震被害が極めて起こりやすい地質構造の地域に承認団地とされたことには問題はなかったのでしょうか。町としての責任もあると考えますが、いかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 今、そのような状況において、承認団地としたのは問題ではなかったのかというご質問だと思いますけれども、開発指導要綱に定めております設計基準等に関しまして、その開発の計画が適合なのか適合しないのかというのが判断材料になります。町の開発指導要綱に基づく設計基準に、先ほど説明しましたとおり、いろんな基準がございますけれども、それに適合しているものであればですね、承認団地として承認するということになるかならうかと考えております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** その宅地が造成されたすぐ後、前後かと思うんですが、甲佐町のですね、防災マップ地震等洪水等ですね、そういったものの地図がホームページ上にも



掲載されておりますが、この芝原地区一帯はですね、やっぱり甲佐町の地形上の中でも一番地震が起きた場合に揺れやすい地形というようなことで出されているというふうに思うんですよ。

そういう中で、今言いましたように、やはり住宅地としてはですね、いかがなものかと思わざるを得ないところがあるかと思うんですけども、そういったところについては、条件に間違いがなかったから大丈夫だというのはですね、どうでしょうかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 防災マップにつきましては、平成20年3月に町のほうで作成されております。今おっしゃられたとおり、地震が起きやすい、液状化しやすい等々についての場所について、そういった承認団地にしたのは問題ではなかったのかというご指摘でございますけれども、本町におきましては、先ほども説明しましたとおり、都市計画法の設計基準をもとにですね、指導要綱を定めているところでございます。通常、地震、液状化等につきましては、その開発指導要綱等に都市計画法に基づく開発許可の基準等にも述べられてはおりません。現行法ではですね、地震、地盤の調査及びその対策については建築基準法上で定められており、建築主側が依頼される設計者の責任となっているかと思えます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 甲佐町開発行為等指導要綱というのはですね、その目的ですね、何と述べてあるかといったら、町の美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な住環境が町民の貴重な財産であることの認識のもとにというふうなうたわれております。そのもとに開発行為の規制ということに関する基本的な事項を定めると。それによって町民の健康で文化的な生活の維持、向上を図ることを目的とするというふうなうたっております。

そういうことでいえばですね、やはり今目的の中で述べられている良好な住環境ということが町民のですね、貴重な財産であることの認識のもとにというふうなうたっておりますようにですね、やはり住宅地を造成する場合は、そういった前提となるものをですね、しっかり捉えてするべきものというふうに考えますし、もちろんそういうふうに住宅地を求めて住まわれる方にとっては、やはり承認団地、町がお勧めの住宅団地であるということで、やっぱりそれを信頼されてですね、宅地購入をされたものであるし、これからもそういうふうなされるものではないかというふうに思いますので、やはりこの前提である住環境ですね、これは本当にここにうたっていないとしてもですよ、目的として上げられているものでありますから、本当に大事なことだと思うんですけど、そういった認識はいかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 開発指導要綱に関しましては、今議員がおっしゃられたとおりの考えのもとに作成されております。開発指導要綱においては、主に公共施設に関して設計基準を定めております。これらにつきましては、工事完成後、町に移管してい

ただくということにしております。この指導要綱に基づく良好な住環境について、主にインフラに関して定めております。これにつきましては、まず道路幅員の確保、袋小路状の道路の防止、雨水排水の流末の確保など、良好なインフラの提供、またその後町へ移管していただくことによって町で管理するという内容でございます。

1万平米未満の開発許可が必要でない本町におきまして、この道路、水路、流末等の確保は欠かせないものと考えております。本町でもございますが他町の事例でも乱開発が行われた後、雨が降った後排水の流末が確保できていなかったとか、道路等に関しまして、短い期間で陥没とかそういったことが起きているということも実際見聞きしております。そういったことを防ぐためにですね、開発指導要綱を定めて開発に当たっていただくということとなっております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 先ほども町の資料としてですね、甲佐町液状化被害調査というものには、地区の大部分がですね、砂利採取後の埋め戻しによって造成されたものと考えられるとありますが、そう考えるのであればですよ、産廃が出たときに当然埋め戻しがどうであったかを確認する必要があるというふうに考えますけれども、いかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 産廃じゃなくて砂利採取後のですね、埋め戻しがどうであったかということですが、航空写真から砂利採取地であったことは推測ができますが、時期、原因者、目的等が不透明なため確認はできない状況でございます。砂利採取許可については、熊本県の所管であるため、県に相談を行っているところです。埋め戻しの確認をするには、液状化対策工事を行うことで道路を3メートル程度掘削しますので、掘削土については土質の確認はできるものと考えております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 今回初めてですね、この答弁の中で県にもですね、確認してですね、原因究明をするというふうに考えてよろしいんでしょうかね。よろしいんでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 県にも今相談をしているところですが、埋設物等があることについては、やっぱり時期とか原因、目的、手段などがわかっていない状況ですので、これ以上の原因究明は難しいものだと考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 原因究明は難しいからもう諦める、何もしないというということですかね。どうですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 難しいと考えております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** やっぱり難しくてもですよ、やっぱり住宅団地住民の皆さんが困っているわけですから、やっぱり何か具体的にですね、動いていく必要性は私はあるというふうに思いますし、何かですね、方策はですね、あるのではないかとというふうに思います。

甲佐町の開発行為等指導要綱の2条にはですね、公害がうたわれて、その公害というのは環境基本法の第2条を参考に定めるものをいうという条項がありますが、この環境基本法第2条の3とは、「この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる地盤の沈下によって人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産）に係る被害が生じることをいう」というのがありまして、この開発行為要綱の第18条開発行為の計画基準には、公害防止ということがうたわれてですね、「開発行為が完了した後に公害が発生し、その原因が当該開発行為によると認められる場合は、事業者の負担で補償及び改善を行うこと」というようにうたわれております。

今回の事態はですね、コンクリートガラなどのですね、産廃が不法投棄されていることが地中から発見されたわけですから、この項に触れることになると思います。そういったことでですね、やはり調査は必要なことであるし、何もできないということはですね、私としてはちょっと信じられないんですが、いかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 開発指導要綱第2条で公害及び8条でですね、損害の補償等を明記しております。第8条については、「第三者に被害を与えた場合、自らの責任において直ちに損害の補償及び被災施設を復旧する」ということとなっております。第三者に与えたときでありまして、今回は実際土地を購入されておられる方と販売業者に関しては当事者間と考えられます。当事者間の賠償責任については、当事者間で土地売買について取り交わされている契約に基づいて行われるものと思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 産業廃棄物の不法投棄というのがですね、違法行為というのがあったわけですから、町としてもですよ、それを淡々と処理するというだけではですね、私はですね、やっぱりいけないと思うんですよ。やはり不法行為があったということに対してはですね、やはりなぜそげなことが起こったのかという原因究明についてはですね、私はもう少しですね、しっかり究明される必要があるというふうに思います。やはりそれは行政機関としてもですね、やっぱりあるべきことではないかとというふうに思います。

不法投棄として産業廃棄物処理法に違反してですね、法令等の遵守を掲げる甲佐町開発

行為等指導要綱にも違反している今回の事態に対してですね、町としてもうちちょっとですね、やっぱり毅然とした対応で解決に向かうよう努力すべきであるというふうに考えます。そのことをきちんとすることによってですね、芝原団地住民の皆さんにも確かな安心感をもたらす可能性が出てきますし、この地に住み続けることができるものというふうに考えます。また、新たにですね、甲佐町に土地を購入し、ついの住みかとするのを考えておられる方々にもですね、安心感をもたらすものというふうに思います。

実際今、こういうふうに承認団地ということで町ですね、ホームページにもですね、支援が受けられますよというようなことで載せてありますし、当然パンフレットなんかもつくってあるというふうに思いますが、そういうふうですね、やはり町としても宣伝をしているわけですから、そういうふうな町が承認団地としたところで起きたことに対してはですね、やっぱりもう少し解決に向かってですね、私は努力できる面があるというふうに考えますが、町長、最後にご答弁お願いしてよろしいでしょうか、この問題について。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** ただいままで佐野議員のほうから芝原団地の件でのご指摘がっております。これまで町といたしましては、平成28年の4月の熊本地震において被災をされました町民の皆様方に対して、関係機関、あるいは団体の協力を得ながら被災者の負担軽減、それから復旧のために最大限できることを努力してまいったところであります。宅地内の復旧については、助成制度の情報発信、それから申請促進などを行って、窓口の自治体として住民の皆様方とさまざまなやりとりをさせていただいたところでもあります。

そういう中であって、芝原団地の液状化に関しましては、国の宅地耐震化推進事業という制度の事業化に向けまして、関係官庁との調整、並びに要望活動に取り組んでまいりました。その結果として事業化に至ったものというふうに認識をしております。

また、一刻も早い復旧を目指したところで、測量、調査、設計を一連の事業として実施をして、工法については地下水低下工法、この工法をですね、いち早く決断をして事業に取り組むこととして、なおかつ液状化対策工事後の維持管理における経費負担については、住民の負担を求めないということと決定をいたしまして、被災者の皆様方の住民の負担軽減にも努めたところであります。

また、今回の地中埋設物の件に関しましては、法や規則にのっとって公平性を保ちながらの対応ということになりますけれども、住民の方々が不安に思われている環境面での影響、具体的には水質の状況とかですね、その点については町のほうできちんとした調査をした上で住民の皆様方にもお知らせをして、その不安の材料を取り除きたいという考えで

いるところであります。

そういう状況でですね、今後進みたいというふうな考えを持っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 時間も参りましたので、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

**○議長（緒方哲哉君）** これで、2番、佐野議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

10時15分から始めたいと思います。

---

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、福田謙二議員の質問を許します。

5番、福田議員。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** はい、5番。まず、質問するに当たりですね、順番をですね、1番、2番、3番、4番とありますけども、1番が町有地ということで、4番が町有地ということで、1番、4番、そして2番、3番と質問しますけど、議長どうですか、いいですか。

**○議長（緒方哲哉君）** はい。

**○5番（福田謙二君）** わかりました。

5番、福田です。よろしくお願いいたします。

まずですね、城平山の筆界未定の町有地についてということをお聞きいたします。これはですね、平成27年12月の定例会におきましてですね、一般質問をいたしました。このときにですね、長年城平山を見ますと、周りに柵をしたままの状態、これをどうにか解決できないものかと質問をいたしました。その経過はどのようになっているかということをお聞きいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** 城平山のこれまでの経緯はということでご説明申し上げます。議員おっしゃいましたように、平成27年の12月議会でも質問をされまして、その際に説明をしておりますが、繰り返しになりますけれども、概略ご説明申し上げます。

この城平山につきましては、昭和59年の3月に町は栄新建設有限会社と城平山の全体面積が7,459平米のうちの町所有の4,459平米につきまして土地売買契約を締結をしております。その際の条件といたしまして、昭和60年の2月末までに土石を採取し、跡地を整理して残地の3,000平米を境界を確定して町に引き渡すということになっておりました。その

後、土石の採取が進まず、6回の契約変更が行われておりまして、期間を延長して契約の履行を促してまいりましたが、なかなか進展がないということで、平成16年の9月に契約条件の不履行によりまして契約の解除を行い、補償金を没収をいたしております。

その後、地籍調査の際も土地の境界確認ができない状況でございましたので、関係者と協議を行い、早急に境界を確定させる必要がございました。そのため、平成17年の8月に町のほうから熊本簡易裁判所に対しまして境界確定のための民事調停を申し立てて、平成18年の1月まで、三度にわたる調停協議を行いましたけれども、双方の意見が折り合わなくて不調に終わっておるところでございます。その後も、町から話し合いの申し出を行っておりますけれども、前回の議会での質問時にお答えしました平成22年ごろからは話し合いは行われておりません。

現在の状況も、熊本地震等への対応を行っておりまして、これまでと同じように相手方の考え方が変わられるということをお待ちしているところでございます。一応静観をしているというようなところがございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** 私が平成27年の12月に質問しました後は、1回も話し合いの場はなかったということですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂直君）** 話し合いの場は設けておりません。相手方からの申し出を待っているというところがございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** ちょっとびっくりはしますけれども、今先ほど答弁の中に熊本地震の対応を行っておったからということでございます。実際、私が質問しました平成27年の12月ですね、それから熊本地震までは4カ月ぐらいあったわけですね。その間、町側としても復旧に3年、復興に5年ということで示されております。大体今年度におきましてですね、ある程度の事業は事業化され、今事業として進んでいるわけでございますので、その点一歩前に出てですね、また話し合いをつくるということにはできないものでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂直君）** 先ほども説明しましたように、平成17年、10年ちょっと前に町のほうから調停の申し立てを行っております。町のほうからこういったことで境界確定を行いましょうということで、全員、全部で地権者が4名おられましたけれども、そのうちの町を含んだ3名について了解を得たところでその民事調停を行っております。その調定が3回ほど行われておりますけれども、その際に1名の方からの了解が得られなかったということで調定が不調に終わっているところがございます。

そういったことで、なかなか相手方の1名の方の考え方が変わっていただかない限りは、境界確定についてもなかなか難しいのかなというふうに考えておりますので、相手方からそういう考えがですね、変わられるのを待っているというような状況でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** もう長年、これも何十年となりますですね。これはですね、なかなか進まないかもしれませんが、町長のほうにお答えいただきたいと思いますが、この状況をですね、どう考えておられるのか。町長にお聞きしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** この件についての経緯等については、先ほどからですね、総務課長が話したとおりだと思います。裁判所の調定等の経緯を経ながら現在に至っておりますけれども、なかなかうまく進んでいないというような状況下にあります。

ただ、以前は地域の方々の憩いの場であり、また公園でもあったところの場所でもありますので、町として考えますれば、できるならばこの件についても問題解決を図りたいという気持ちには変わりございませんけれども、何といたってもやっぱり相手方がおられることですので、相手方のそういった考え方に変化が生じた場合には、町としても誠実に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** 是非町長の在任中にですね、この問題を一步でも二歩でも前に前進できるようにですね、一生懸命頑張ってくださいと思います。

では、次にですね、質問いたします。町有地の今後の活用についてでございます。町営西寒野団地跡地、それから甲佐幼稚園跡地についてでございます。この跡地をですね、今後どのように活用するかと一応質問したいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** 旧町営住宅の西寒野団地、それと旧甲佐幼稚園跡地の活用についてということでございますが、まず旧町営住宅の西寒野団地についてご説明申し上げたいと思います。

旧町営住宅の西寒野団地は、町営住宅の建て替え計画によりまして、平成27年度末をもちまして全員の方に退去をいただいております。その後、平成29年の2月に建物の解体を行っているところでございます。町では、人口増対策に取り組んでおりますので、平成29年の10月に住宅用地として活用することを条件に購買手続を行っております。その際、1件の問い合わせがありましたけれども、最終的に応募される方がなくて入札が不調になっております。

それと、旧甲佐幼稚園につきましては、平成18年度末に廃止となっております。その後学童保育のくるみクラブの利用施設として活用を行っております。平成20年の4月に、ある法人から払い下げの要望書が提出されておまして、その後払い下げに係ります協議を行ってございましたけれども、平成28年の7月に払い下げに係る要望書の取り下げ申請がその法人のほうからなされておまして、売却が現在できていないという状況でございます。

このことから、両施設につきましては、町で組織しております町有財産処分及び管理等

検討委員会の中で、今後の処分について検討を行い、年度内での売却に向けて現在事務を進めているところでございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** 甲佐幼稚園跡地のほうにですね、今も建物、園舎がですね、建っておりますけれども、これはどのようにするつもりでしょうかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** 旧の甲佐幼稚園跡地につきましては、議員おっしゃいましたように園舎が現在残っております。売却先がですね、この園舎を利用されるというような業種であれば、そのままで売却も考えられますし、住宅用地として指定した上で売却を考えるのであれば園舎は不要になるということで、解体した後に売却を行うということにもなろうかと思えます。

これから、売却の仕様について、町が推進いたします政策等も勘案した上で検討するようにしておりますので、その結果によりまして、そのまま園舎を残したままの売却か園舎を解体した上での売却になるのかというようなことは判断をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** 甲佐幼稚園の跡地もですね、先月の下旬ですね、見に行ったんですけれども、草がですね、相当生えておりました。そして、本当もう11月の末に行ったらですね、きれいに刈ってありました。こういう売却をですね、しようとするところだったらですね、ある程度の管理をされて、お見せできるような状態にですね、やっていただけないと、もしもじゃあここはちょっと相談してみろうかと思われた方がですね、よく思われなと思います。

そういう点でですね、以前、酒六跡地ですね、今10戸ほどできております。ここがですね、そのときも公募してなかなかうまくいかなかったということで、町のほうで区画整備をされました。実際、その酒六跡地の今現在建っているところよりもですね、西寒野住宅跡地とか幼稚園跡地に関してはですね、ちょっと立地条件も余りよくないかもしれませんがですね、そういう点はどのように考えておられるでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** 通常の管理について、良好にというようなことだろうと思います。町のほうでもですね、今年度におきまして、旧甲佐幼稚園跡地については夏場に1回ほど草刈りをやったところでございますが、なかなか管理が追いついていないというようなことで先日草刈りを行っております。今後についてはですね、年に3回から5回程度はですね、草刈り等を行った上で、そういう売却に向けてですね、良好な状態で管理をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。



**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** 最終的にですよ、最悪の場合ですね、また酒六跡地のようですね、町のほうで区画整備をして売却するような感じになるわけですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** 酒六跡地についてもですね、基本的には民間のほうでの開発をお願いをしたいということで公売を行いました。その上で、どうしても応募される業者がなかったということで町のほうで宅地造成を行ったという経緯がございます。

今回の今ご質問の2カ所についても、基本的には民間のほうでの開発をお願いをしたいということで考えております。それを行った上で、どうしても民間のほうからのそういう申し出がないということであれば、町のほうでもそういうふうなことも考える必要があるというふうには考えております。当面は民間のほうで実施をしていただくようなことで進めたいというふうに考えております。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** 今答弁されました中で、当面は一応公売をして、それからいろいろ、まあその期間があると思えますけれども、その間がですね、どれぐらいになるかもわかりませんが、最終的にこの町有地をですね、活用を立派にさせていただきたいと思えます。では、この質問は終わらせていただきます。

次にですね、県道稲生野甲佐線についてでございます。今現在、岩淵橋、それからその道路の工事が行われております。でき上がった後、竣工後ですね、県の計画というのとはどのようなになっているのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、お答えいたします。県道稲生野甲佐線道路改良工事の今後の計画はということですが、現在岩淵橋付近の取りつけ道路の工事が行われております。現在行われている周辺の取りつけ工事は年内には完了する見込みでございます。その後、来年の2月いっぱいまでに舗装工事が実施をされます。

今回の工事の区間は、岩淵橋から町道塔ノ木城平線までの約100メートルの区間が今回の工事区間でございます。その区間で一応は今年度の事業の最終年度となっております。その後の計画としまして、城平橋までの計画がありますが、約200メートルが未改良区間として残ります。町のほうも、県に引き続き取り組んでいただけるように要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** その後のところでですね、右側に〇〇邸ですね、ありますけれども、県のほうはどのように説明されているわけですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 県のほうのですね、当初の計画、3年ぐらい前に説明されたときにはですね、城平橋まで一括に工事を進めるということでしたけれども、いろん

な都合によりですね、今回塔ノ木城平線までの町道の区間までが第1期工事として事業がなされます。そこから先の城平橋までの約200メートルがですね、次の事業ということで計画がされておりますので、来年、再来年度以降の事業となっておりますので、町のほうからも要望をしていきたいと思えます。

先ほど出ました〇〇さんのところの家についてもですね、県のほうは当初の計画では当然敷地内にかかりますので、そういった線形を示して説明がされていると思えます。

以上でございます。

**〇議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**〇5番（福田謙二君）** 是非ですね、引き続き取り組んでもらえるようにですね、県のほうに要望をお願いいたします。

それですね、その稲生野甲佐線の関連ではございますけども、稲生野甲佐線からですね、大峯、これは大峯線でございますけども、今現在100メートル足らずでございますけれども、道幅がですね、もうすごく狭いわけでございます。実際現場を見られたらわかりますけども、道路標識もですね、曲がっております。普通だったら、軽自動車だったら離合できるかなというけども、やっぱり地元だったらある程度の車が向こうから見えたらですね、お互い待っておられます。そういう中ですね、ここの100メートル足らずでございますけども、こういうところ道路の拡張というのは考えておられるわけですかね。

**〇議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**〇建設課長（志戸岡 弘君）** 県道稲生野甲佐線と町道大峯線の交差点からふるさと農道までの区間が、道幅が狭く、大型車両の通行に支障を来しております。この路線は広域農道、現在の町道船津上早川線を経由して御船町や熊本空港につながる道路であります。災害時の輸送路としてや迂回路として重要な路線と認識をしております。この道路の拡張については、甲佐町では町道の整備については、町では道路整備5カ年計画を策定しておりますので、生活道路の整備要望書が地元のほうから出たならば、道路整備策定委員会の審議を経て、登載となれば道路整備5カ年計画へ登載し、事業を実施することになっております。

以上でございます。

**〇議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**〇5番（福田謙二君）** ここはですね、地震の前にですね、下大峯地区でございます、圃場整備の計画を進めておりました。皆さんから、地権者の方からですね、いろんな区長さんを初めいろんな地元の方が同意をとりですね、ある程度もうできるというような感じで進めておりました。ある程度ですね、青写真のほうもできとったわけです。でもやっぱり熊本地震によって、その下大峯地区のですね、1軒のある方の家がですね、被害に遭い、一応公費解体ということになったわけでございます。それで、その方がですね、熊本県外のほうに引っ越しをされたということで、この計画がそれではなくなったわけでございます。

その圃場整備をするときにですね、この区間の道路をですね、拡張するならばというよ

うな話が出ておりましたけどですね、このような結果になったわけでございます。今答弁をですね、課長のほうから聞きましたけれども、区長さんとしっかり話し合いをしてですね、要望していただくようお願いいたします。これはもう要望したら、ある程度この5カ年計画に載せてもらえるわけですかね。今そこで答弁できますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 道路整備策定委員会の審議を経てですね、登載というふうになれば、5カ年計画に登載することになります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** なるものと、今のは、答弁は思いました。ありがとうございます。

じゃあ、次の質問に参ります。乙女橋御船線の計画についてでございます。

これですね、この路線は御船町の計画があるように聞いておりますけれども、その後の経過はですね、どのようになっておるのかですね、お聞きしたいと思えます。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、その後の計画はということですが、仮称乙女橋御船線につきましては、御船町の震災復興計画にも登載がなされております。御船町との協議が進んでいるかということですが、正式な協議はまだ進んでない状況です。今後は、具体的な協議を進め、また御船町とも連携を図ってですね、進めていきたいと考えています。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** この路線はですね、当初は甲佐町で整備するという予定ということでございましたが、今後の考え方についてですね、町長のほうにお聞きしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 乙女橋御船線の件ですが、随分昔の話になりますけれども、私が議会におりましたのが平成3年から平成19年まで、その期間、議会の一般質問の中でも先輩議員のほうからこの乙女橋から御船につながる、できれば県道として整備ができないかというようなお話も随分あっていたように記憶をしております。

ただ、この県道を見直すとなったときには、非常に難しい問題があったわけでありまして、であればどうするかということになりますので、何とか御船町と協議をしながら進めざるを得ない。ただ、問題として御船町地内にあるところに町道を走らせるということになりますと、それなりのまたいろんな障害もあろうかと思えます。ただ、その路線の重要度については、その当時から私も同感で、同じような気持ちも持っておりましたので、そういう強い気持ちを持ってこの路線については臨むべきだという考えを持っておりましたので、その考え方についてをこれまでも議員各位のほうにもお示しをしてきたつもりであ

ります。

現在の状況はというと、今建設課長のほうから答弁したとおりでありますけれども、やはり我々の考え方とそれから御船町との考え方に、この路線についてのやはり当初は温度差が少しあったように思います。ただ、その後熊本震災を経て、やはり非常に道路の迂回的なものから考えたときにも、やはり路線の重要度も考えられたと思いますし、現在御船町の震災復興計画の中にこの路線について登載をされているということで、町長からも非公式にはありますけれどもお聞きをしているところであります。

今後、御船町とのいろんな協議をしながら、これが進む方向ですね、是非頑張りたいという気持ちには変わりはありません。そうなりますと、事業が御船町のほうでやるということになりますので、そういうことを想定して考えた場合ですね、じゃあ甲佐町として何をお手伝いできるのかということになります。地権者等を調べてみますと、結構甲佐町の方がその沿線沿いに土地を所有しておられますので、そういう用地交渉等については精いっぱいの側面からの協力をしたいという考えでいるところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** この路線にはですね、御船町の事業化ですね、されるようになったら、甲佐町の予算ちゅうのはないと考えていいわけですかね、じゃあ。人的なお手伝いだけということで、予算的にはないと考えていいわけですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 現段階ではまだ事業化しているわけじゃないので、何とも申し上げられませんが、基本今私が申し上げたようなことでの支援をしていきたいというふうに思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** これはですね、御船町地内ということで、御船町の町道としてですね、事業化されますようにですね、協議をして、精いっぱい進めていただきたいと思います。

これで、私の一般質問は終わらせていただきます。

**○議長（緒方哲哉君）** これで5番、福田議員の質問は終わりました。

次に、6番、西坂和洋議員の質問を許します。

**○6番（西坂和洋君）** 6番、西坂です。質問要項に従って一般質問いたします。

早速ですが、道徳教育についてということで、道徳教育が正式に導入されて、成果は出てきましたか。1番……。

（自席より発言する者あり）

すみません、道徳教育が甲佐で二、三年前から行われておりますが、その成果というのはどのようになっていますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 道徳教育に関する質問にお答えをしたいと思いますけれども、

その前にですね、まず学校における道德教育について、少しご理解をいただきたいと思いますので説明をさせていただきたいというふうに思います。

我が国の道德の教育につきましては、昭和33年の学習指導要領の告示以来、小中高等学校ともに学校の教育活動全体を通じて行うことというふうにされております。そして、またそれに加えまして、道德教育の徹底を図るために、小学校、中学校においては週1時間、単位時間の1時間を道德の時間としまして特設をして、これまで教育がずっとされてきております。

しかしながら、一部のイデオロギー的な問題なども背景にありまして、道德の時間が実質的にはしっかりと行われていない実態が全国的にございました。あるいは、道德というのが入試には直接かかわりがないということもありまして、人としての生き方を考える道德というのが大切だということは認識はあるものの、長らく軽視されてきた傾向が日本全体に、教育界にあったということが言えます。

しかしながら、近年、いじめ問題というものが学校教育の大きな課題となってきたことから、道德教育の重要性が再認識をされまして、教科としての道德、教科ということで特別の教科道德という言葉で小学校で平成30年度、今年度から、中学校で来年度、平成31年度から全面実施をされる、教科としての指導がされることとなったところでございます。

そこで、ご質問の道德教育の成果が見えてきたのかということでございますけれども、道德教育は自分の生き方を考えて、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他の人とよりよく生きていくための基盤となる道德性、これを養うことを目的とするものでございます。この道德性というものがどう高まってきているかということについては、子ども一人一人について評価すべきものでございます。1人の児童生徒がいかに成長したか、それを積極的に受けとめまして、励ます評価を行いながら道德的な判断力、道德的な心情、実践意欲を育てる道德教育を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** 私も私なりにこの道德というのには結構関心がありましたが、道德とは、読んで字のごとくですが、これは人として守らなければならない行いということで、道德というのは人としてですよ。それから倫理というのがありますが、倫理の場合は、人間の行うべき道。道德の場合は、一人の人ですけど、人間となれば複数になります。

ですから、今教育長が答弁で説明がありましたように、甲佐町でも私たちが小さい小学校時代とかは道德教育というのがありました。しかし、最近はその道德教育が廃れてきている、全然ありよらんなども感じましたが、最近、平成26年、27年度に甲佐町教育委員会研究指定を受けた甲佐中学校が最初指定を受けたと思います。その次に、平成28年乙女小学校が、それからその後全ての、平成30年2月に甲佐小学校、また町内全部の学校が取り組んでおられるようですが、この各学校の取り組みというのは目的があると思います。どのような各学校の道德の目的がありますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** それでは、各学校の指導方法の内容についてということでお答えをしたいと思います。議員各位に全体資料を配付をさせていただいております。道徳教育の全体計画ということで、各学校の道徳計画を資料として配付させていただいております。

その中ですね、学校の教育目標、また道徳にかかる目指すべき児童像、本年度の重点目標、あと各学年のですね、目標。また授業で行います道徳の授業の指導方針等が載っております。それを全てちょっとお答えいたしますと時間を要しますので、全体的に統一した指導方法をもとに各学校で取り組んでいますので、その指導方法を説明をさせていただきたいというふうに思います。

熊本県義務教育課上益城教育事務所の取り組みの方向性を参考に、本町の学校教育努力目標「豊かな心の育成」の中で、特別の教科道徳の実施に向けて、先ほど中で教材といたしまして「熊本の心」「つなぐ～熊本のあしたへ～」等を活用した公開授業や地域の人々の参加、協力等を家庭や各学校で取り組んでいるところでございます。そういう形で、道徳につきましては、教科の時間でなく総合的な学習の時間、特別の活動や各教科でも横断的に指導がなされているということになっています。

以上になります。

**○議長（緒方哲哉君）** 西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** 私が、この各学校の資料を見ましたところ、私が一番感銘した言葉といたしますか、たしか乙女小学校が指定を受けて、早かったせいもありますので、道徳教育について説明が、資料の3ページにあると思います。私が一番感銘したのは、目標を立て、粘り強くやり遂げる、これを二文字に直すと、粘り強くということで「根性」。根性を養うというか、何事にも気持ちを入れて、根性を養っていく、負けずに頑張るといように私は受け取りました。また、ほかの学校でも結構道徳教育について、立派な学校独自の目標を持っておられるようです。今後は、こういった道徳教育も必ずほかの国語、算数、ほかいろいろの前に大事なことがこの道徳教育だと思います。

それから、道徳教育の前に、生まれてきてすぐ人間となったなら、親が結局子どもをしつけていくから、このしつけというのが大事になって、それが幼稚園、小学校、中学校、高校となっていくわけですので、教育委員会では幼稚園、それから家庭の教育はもう親に任せておかなければいけません、しつけというのも特に大事になってくると思います。また、しつけというのは各家庭によってそれぞれ違いますので、しかし大きくなってから恥ずかしくない人間として生きていかれるようになるのがしつけと思います。また、小学校あたりは、特にまだ幼稚園卒業して読み書きも、今の子どもは読み書きはできると思いますが、できない子もいると思います。ですので、私はもう常々思いますが、小学校あたりからは勉学が主体になるかなとも思っておりますが、この道徳教育というのは大事なことだと思います。その点、教育長、どう思われますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 蔵田教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 議員のおっしゃるとおりですね、道徳、今しつけという言葉

も使われましたけれども、しつけというのは人として最低限のですね、なすべきことがちゃんとできるという教育だろうというふうに思います。これは家庭での教育もそうですが、学校でも学校にいる時間はですね、きちっとした指導がなされるべきだとしなければならないということで考えております。そのことから、平成33年から全ての全教育活動の中でこの道徳というものは行うんだということが述べられているというふうに理解をしております。

道徳と、それから子どもたちの体力、健康というのは、学ぶための土台というふうに考えておりますので、大変重要なものであるというふうに考えております。

**○議長（緒方哲哉君）** 西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** 私も一番大事なのはしつけが大事で、結局小学校あたりになれば、上がれば集団しつけになりますので、人間として立派な子どもに育てていただきますよう、教育委員会にもお願いいたして、私の一般質問をこれで終わります。

**○議長（緒方哲哉君）** これで、6番、西坂議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時10分から始めたいと思います。

---

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、宮本修治議員の質問を許します。

4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 4番、宮本です。質問事項にのっとって質問いたしますので、よろしく願いいたします。

人口増の取り組みについてということですね、質問事項のほうに上げておりますけども、なかなかですね、本町といたしましては、さっき5番の議員さんのほうから質問がありましたけども、人口増の取り組みということで対策も兼ねてですね、町は推進していくという課長の答弁もあっておりますけども、来年度のですね、小学校の入学者数はどうなっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 来年度の小学校の入学者について、どうなっているのかということでお答えしたいと思います。平成31年度の小学校入学者数は、平成30年12月3日現在でございますけども、甲佐小学校で32人、白旗小学校で17人、乙女小学校で19人、龍野小学校で25人の計の93人となっております。

以上になります。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 来年度のですね、小学校入学者数は93人ということで、資料を

ですね、いただいておりますけども、過去ですね、5年間の入学者数の推移はどうなっているのか、資料はいただいておりますけども、説明をお願いしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 過去5年間の入学者数の推移についてお答えをさせていただきます。資料を配付しておりますが、その資料に沿って説明させていただきます。

平成26年度につきましては、もう合計のみでいきたいと思いますが94人、平成27年度が95人、平成28年度は106人、平成29年度は110人、平成30年度は95人と、年間で最大16人の差がありますが、95人以上の入学者数となっております。あわせて、平成24年、25年度ですね、入学者数は、平成24年が89人、平成25年が87人と80人台でしたので、最近は増加傾向になっているというふうに考えられます。

以上になります。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** この資料に基づきますと、平成24年、25年には89人、87人、80人台からしますと増加傾向にあるということではありますけども、平成26年から平成30年度の間には、そうは差はないということで、この資料に基づきますと、一クラスが40人ということで、文科省の基準はですね、熊本県は新入生については35人を学級人数とするとなっておりますけども、甲佐町の場合ですね、こういう言い方いけませんけども、亡くなっていかれる方が結構おられますけども、出生率に関してはですね、若干、今後中長期で見た場合ですね、減少傾向にあるんじゃないかなろうかと思っておりますけども、今後5年間のですね、今までは過去だったけども、今後5年間のですね、なかなか台帳に乗っかってでしか答えはできないと思っておりますけども、わかる範囲で結構ですので、今後5年間のですね、1年生の入学者数の推移はどうなるか、お願いしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 今後5年間の入学者数の推移について、お答えさせていただきます。平成31年度は、先ほど答弁させていただきましたとおり93人。これも平成30年12月3日で住民基本台帳から算出をしておりますので、それで報告をさせていただきます。平成32年度は86人、平成33年度は74人、平成34年度は84人、平成35年度は75人と、過去5年間と比較しますと減少傾向になっていると考えられます。

以上になります。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 今答弁がありましたように、住民基本台帳に乗っかっての答弁ということで、平成31年は93人ということで、数的には、人数的には変わらんということになりますけども、平成35年、平成33年度もですけども、35年になりますと75人と減少傾向にあるということではありますけども、なかなかですね、人口増に対しての町のだですね、いろんな策定をですね、ビジョンとかされておりますけども、今度ちょっと建設課長にお尋ねしたいと思います。現在ですね、建設中の子育て支援住宅の進捗状況をお願いし



たいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 現在建設中の子育て支援住宅の進捗状況につきましては、今年の8月に着工し、来年の6月完成を予定しております。工事の進捗につきましては、現在のところ、遅れもなく順調に進んでおります。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** その進捗状況に対してはですね、来年の6月末を完成ということになっておりますけれども、以前の子育て支援住宅あたりはですね、戸数的に結構あったわけですが、やっぱり用地買収とか何やかんやでですね、今20戸建設中だと思いますけれども、これは子育て支援住宅ということで限られておりますけれども、いつからですね、これを募集されて、いつごろから入居できるのか、お聞きしたいと思います。建設課長にお尋ねします。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 子育て支援住宅の募集時期、入居時期につきましては、子育て支援住宅に関する条例を来年の3月議会に上程を予定しております。その後、4月から6月末までを募集期間として、入居時期につきましては8月を予定しております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 4月から6月末を募集期間と、2カ月間募集期間とされるということで、入居期間については8月ということになるわけですが、来年からすると8カ月ぐらいかかるということになりますけれども、もともとですね、この今建設中の住宅あたりは子育て支援住宅ということでつくられるわけですが、なかなかすみませんけれども、建物自体とその期間については説明をですね、何度か受けておりますけれども、その入居要綱、だから子育て支援住宅は仮に子どもさんがおる家庭のみ、おそらくそうなると思いますけれども、その要綱というのはどうなっているか、地域振興課長にお尋ねします。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 子育て支援住宅の入居要件はというご質問にお答えさせていただきます。現在建設中の子育て支援住宅につきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び地域優良賃貸住宅制度要綱に基づくものでございます。入居資格につきましては、地域優良賃貸住宅制度要綱で示されております。

まず、要綱で示されている入居資格といたしましては子育て世帯。子育て世帯につきましては、同居者に18歳未満の者、または妊娠している者と定義づけられております。それと新婚世帯。新婚世帯につきましては、配偶者を得て5年以内の者となっております。この「配偶者を得て」というところにつきましても、事実婚、その他婚姻の予約者を含むということとなっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） いろいろですね、この入居要件あたりはですね、いろんな法律とか、いろんな要綱ですね、かなりあるかと思えますけども、今の答弁があったように、この要綱に入居資格の方ですね、18歳未満の方ですね、今度新婚世帯、それは子育ても限られてはおりますけども、その他婚姻の予約者を含むという方は、今後結婚をされる可能性があるという方でも入られるわけですかね。お尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） もう既に婚約をされて、いついつ入籍の予定ということで定められていると理解しております。他の自治体の参考例を見ますと、第三者の婚約予約者がいるという証明をもらわれて入居資格に該当されているところもございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） ちょっとまだこの入居要綱はですね、いろいろ本旨とか何か乗っかって制度的にされると思えますけども、仮に甲佐町の場合でも、ちょっと今難しいと思えますけども、課長の考え方で構いませんので、ちょっと勉強不足でわかりませんので、この子育て支援住宅というのはですね、妊娠もされる、されている方、18歳未満の方、今おっしゃったように婚約をされて、証拠というかそういう確認ができる方。仮に結婚されて子どもができた場合、どがんなるんですかね。ちょっとすみませんけども。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 結婚をされて、子どもさんができなかった場合ということですけども、要綱では新婚世帯というところで定義づけられております。配偶者を得て5年以内、配偶者を得て5年以内は入居要件に適合するという考えであるかと思いません。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） すみませんね、単純な質問でですね。ただ、ちょっとわからないところがですね、この要綱というか、今からされることで、甲佐町ではされることではありますけども、その後ですね、この入居要件を満たさなくなった場合ですね、仮に18歳以上になったとか、こういう言い方いけませんけども、ちょっと別れたとまでは言いませんけども、その要綱を満たさなくなった場合ですね、その後は退去になるのか。そういうところをちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 子育て支援住宅に入居後、入居要件を満たさなくなった場合と、どうなるのかというご質問ですけども、まず入居資格の要件を満たさなくなった場合は、入居資格要件に該当しなくなった日の属する年度の3月末日までが入居となります。他の自治体では、入居時から何年間と期限を定められ、入居資格要件に該当しなくなった以降も、その期間内は入居できるように定められております。ただし、家賃については減額前の家賃ということになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 今、答弁がありましたように、要件を満たさなくなった場合は出ていかなんとですね、出ていかなんけども、3月末までの入居となると。それに当たっては減額前の家賃と、当たり前の家賃となるということではありますけれども、18歳、限度というか、18歳未満までが入居の資格があるということで確認でございます。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 子育て世帯という定義づけにおいて、18歳未満の同居者がいるとなっておりますので、18歳未満となっております。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） じゃあ、もう仮にこの要綱、本旨とか基づいて募集された場合は、そういう18歳未満まではいいと、それを過ぎたら退去してくださいというふうをお願いせざるを得んわけですね。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 入居資格に該当しなくなった年度末までが入居期限となります。ただ、先ほど説明しましたとおり、他の自治体ではですね、入居期間を設けられておられまして、入居資格がなくなった以降も、その期間内であれば減額する前の家賃で入居も可能というふうになっている自治体もございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 今、他の自治体、近隣あたりでも構いませんけども、具体的にそういう自治体の例でですね、説明をお願いしたいと思いますけども、あればですね。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 具体的な自治体の例ということですが、子育て支援住宅を完成後、今年、本年の3月31日から入居をされた鹿児島県の鹿屋市の例を挙げて説明させていただきます。この鹿屋市の場合は、入居期限を10年間と定められております。例えば、入居時のお子様が10歳の場合、18歳になるまでの8年間は減額後の家賃で、残り2年間は減額前の家賃とされ、それを過ぎると退去とされております。また、同居されるお子さんが0歳児で入居された場合は、入居期限は10年間ではありますが、お子さんが18歳になられるまで入居資格がありますので、お子さんが18歳になられるまでの18年間は入居資格があるということです。お子さんが18歳になられた年度末に退去ということになります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） お子様が10歳の場合はもう8年間と、入居。この鹿児島鹿屋ですかね、あたりは特例としてはその自治体の要件ではありますけども2年間は住んでもいいと。しかし減額前のもとの家賃に戻すと。特例のようなふうでですね。しかし

う2年後は出ていかなければいけないという説明かと思えますけども、おそらく甲佐町のほうもですね、そうなる可能性はあると思えますけども。

今人口増対策のですね、質問をしているわけではありますけども、20戸今建設中ですね、しかしさっき5番議員のほうからあった寒野の住宅跡地、旧幼稚園ですか、保育園の跡地をさらに今後中長期で見た場合に、そこに建てる、子育て支援住宅をですね、もうちょっと数を多くして建てる計画等は持つておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。総務課長でもよかですよ。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 子育て支援住宅についてのご質問ですけれども、今後同様の建設の計画はないのかというようなことでの趣旨と受けとめてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、町の総合計画、あるいはまち・ひと・しごと総合戦略、並びに震災復興計画等には人口減少、少子高齢化の中での定住施策について、問題を掲げているところでもあります。したがって、重要施策というふうに受けとめているわけでもありますけれども、そのような中で、現在子育て支援住宅のほうを役場東側のほうに建設中であります。

今後につきましては、これまでもお話しさせていただいておりますとおり、この建設後のですね、動向、あるいは民間宅地開発等の状況、さらにはこれは当然町の財政状況もかわってまいりますので、そういったところの三つの視点を総合的に判断する必要があるというふうに考えておりますので、そういった事柄をですね、十分見きわめた上で判断していきたいというふうに考えます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 甲佐町でですね、今町長答弁がありましたように、総合戦略人口ビジョンという形でですね、町の考え方を持つておられると思えますけども、甲佐町も今後ですね、人口増対策、その今後もですね、その要綱、要件、家賃あたりはですね、十二分にそこに入られる方に誤解がないような説明をですね、お願いしますとともに、中長期で皆さんと協力してですね、甲佐町に人口増という形でですね、取り組んでいただくよう、強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

**○議長（緒方哲哉君）** これで、4番、宮本議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、荒田博議員の質問を許します。

3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 3番、荒田でございます。一般質問通告書に基づきまして質問

をさせていただきます。

まず初めに、中山間総合整備事業第3期についての今後の予定はということで、私自身28年9月と29年3月議会に中山間総合整備事業の進捗についてお尋ねをしておるところでございます。その中で、平成31年度採択に向けて事業を行っていくというようなお話を受けておりますけれども、その平成31年度、来年度ですね、採択に向けてこれまでの動きをどのようなことをされてきたのか、そのあたりをお尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 農政課長。

**○農政課長（岡本幹春君）** 中山間総合整備事業についてお答えいたします。中山間総合整備事業につきましては、ただいま議員のほうからありましたとおり、平成31年度の事業採択に向けて準備を進めているところでございます。28年の震災以降、受益者となられる農家の方々の状況等も変化をしておりますので、圃場整備等につきましては、地元の同意がとれないような場所等も出てきているということで、事業内容については若干見直しを行っております。

代表的なのが西原地区ですが、西原地区の圃場整備につきましては、全員の同意がどうしてもとれないということで、事業メニューからは外すと。それと議員各位ご存じのとおり、小鹿地区につきましては上水道を引くというようなことで、農業用飲雑用水の整備事業のエリアの変更を行っております。繰り返しになりますが、来年度、平成31年度の事業採択に向けて現在準備を進めているというようなところでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 3番。ただいま、課長のほうに見直しの中で削除の部分をお伺いしましたが、当初の計画ではですね、大体約10億ぐらいの事業内容というような当時のですね、中ではそのような金額だったかと思いますが、その削除、見直して、今後町としてはどのあたりの総事業費を考えていらっしゃいますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 農政課長。

**○農政課長（岡本幹春君）** あくまでも現時点での概算事業費でございます。3町全体での事業費が当初19億6,000万程度、約20億だったんですが、本町の事業の見直しに伴いまして、おおよそ17億6,000万、そのうち甲佐町が9億9,000万ということで、甲佐町のみだけでおきましても約10億の事業ということになります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 3番。そういうことですね、若干の数字はですね、少なくともなっておりますけれども、大体約10億ということで、事業内容自体もですね、大変大きい事業でございますので、是非ですね、31年度採択に向けて引き続きですね、努力していただいて実現できるようにお願いいたします。

続きまして、緑川、竜野川の越水対策について、こちらですね、同じく同じ議会の中で28年9月と29年3月に聞いております。その中で、平成28年度熊本地震、並びに豪雨災

害がありまして、大幅に竜野地区のあたりはですね、越水をいたしまして水害被害を受けたような現状でございます。そのときにお聞きしたところ、抜本的な解決には国あたりに強制排水のポンプ等の設置をですね、実施して解決していきたいというようなお話をお聞きしておりますけれども、町としてできることは対策していきたいというようなことでございました。平成29年度3月議会の中では、課長の答弁の中で、内水の調査費を立てて、今後町としてできることを検討していきたいというようなお話も受けているところではございます。その中で、町としてどのようなことができるかどうか、そのあたりをお尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** これまでの答弁の中で、下流域、竜野川、内田川についての内水対策についてでございますけれども、緑川の水位が上昇した場合には、大町樋門を閉めますので、大町樋門から内水が大井手川に流れ込み、よって竜野川、内田川に流れることで水位が上昇します。そのことの影響は当然竜野川にも出てきますので、洪水被害を最小限に抑えるためには、樋管操作を確実にやることや、下流域の河川については堆積土の浚渫などを定期的に行っていくなど、そういった管理を行っていくことが非常に大事かと思っております。

そして、また内水対策についても早急に考えていく必要がありますけれども、これまで国土交通省のほうにも要望活動を行っておりますが、要望の内容につきましては、堤防の整備、かわまちづくりの支援事業、内水対策では下横田地区の強制排水機場、大町吉野の排水ポンプ設置要望、それと緑川本流の堆積土の掘削等の要望をしております。

要望内容の進捗につきましては、堤防の整備やかわまちづくり支援事業などは進められておりますが、内水対策につきましては大規模の事業となることから、すぐに実施することは難しく、引き続き要望活動を行いながら対策案を検討していきたいと考えております。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 3番。ただいまですね、課長のほうから町としてできることの部分と、要望の内容についてをお聞きいたしました。この件に関してはですね、内水をですね、全て解決しようとするためには、以前の議会の中でお聞きしたところ、相当な金額の費用がかかるというような、甲佐町全体をですね、整備したところによると、相当な金額がかかると。ちょっと私も正確な数字を覚えておりませんので申し上げますけれども、相当な費用がかかるということでございました。

その中でもですね、町としてできることをですね、またしっかりと検討していただいて、実際その内水の調査費等を前回聞いたときに立てて検討したいということだったんですけども、そのあたりの調査をするとか、そのあたりの調査はされたんでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 内水の調査につきましては、昨年同様予算を立てていただき調査を実施いたしました。その調査内容につきましては、各流域ごと、各河川ごとで

すとか、現在被害が起きている箇所をですね、個別に解消するための工法の検討、またそれを行う事業費、それとですね、短期的に取り組める事業、中期的に取り組むべき事業、長期的かかる事業をですね、仕分けをいたしまして、実際にできることから計画的にやっ  
ていこうという計画書を策定しております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** もしよければですね、そういった資料がもしあるのであれば、後日でも結構ですので、そういったのがあれば提供していただきたいと思います。

町長にお尋ねいたしますけれども、十分この状況、今までされてきている部分も変更はないかと思っておりますけれども、町長としての考えを、この件に関して再度お聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 国のほうでも国土強靱化をテーマにですね、今回補正のほうでもさまざまな手だてが講じられているようなお話も聞いております。甲佐町といたしましても、いろんな問題等もありますので、そういった補正予算等でもどういったことについては対応ができるか、メニューとして上げられるか、そういったことについて、できる限り整理をしながら乗せられる分については是非乗っかってですね、その辺の事業化をできるならというような思いは持っております。

ただ、議員ご指摘のような、県がすぐさま対応ができるかという、非常に金額の面からも厳しいものがあるかと思っておりますけれども、やはり言い続けていく、要望し続けていくことは非常に大事なことでありますので、それが積み重なって最終的には実現する項目も非常に多いかと思っております。そういった事柄については、姿勢は同じような姿勢でですね、是非望みながら実現化を図っていくということだと思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** 荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 3番。そういうことでですね、是非ですね、引き続きの要望活動、並びにこの件に関してはですね、追求していただきたいなど、私自身も事あるごとにこの件に関してはですね、追求していききたいなど思っております。

最後の復旧事業についてにいきたいと思っております。復旧期間がですね、平成28年度の熊本地震により復旧期間が3年ということで、今年度で復旧期間が終わるわけでございますけれども、来年の3月いっぱいにはですね、一応復旧事業が終わるのかどうか、このあたりが非常に気になるところでございますので、そのあたりを各事業の担当課長にお尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、災害復旧事業の進捗状況、また今年度に終わるかということについて、平成28年に発生しました熊本地震、豪雨災害での公共土木施設災害復旧事業は全部で241件あり、11月末時点ではおよそ68%に当たる164件が完了しております。今後30年度末までに44件は完成する見込みであります。残りの33件については、

平成31年3月までの完了は難しい状況でございます。工事が完了しない要因としましては、他の工事との調整をどうしても行う必要があるので着手できない箇所などと、全体的な人員不足によるものと考えられます。

今後の事務処理としましては、28年度に交付決定を受け、28年度に契約をした工事で完了しない工事が1件あります。その工事につきましては、平成30年度の末で一旦事業を打ち切り、精算を行い、残事業分については新たに発注することとしております。平成29年度、平成30年度契約分については、事故繰越の処理と通常の繰越処理をして対応していきますので、そこについては問題ないと考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 建設課のですね、事業内容について回答していただきましたけれども、33件難しいということでございますが、それと平成28年度に1件繰り越しているのを精算してまた新たに発注するということでございますけれども、そのあたりの事業に関してはですよ、今までどおりの震災復旧の金額でできるのかどうか、そのあたりはどうなりますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 国庫負担の負担率についてとなりますけれども、負担率についてはですね、同額というふうに聞いております。あと、負担以外の残りの工事、裏の負担分ですね、その起債分についてはちょっと不明な部分がございますけれども、負担率については同額というふうに聞いております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** そういうことですね、そのあたりの復旧期間じゃないとですね、また要は町としての持ち出しが高くなるんじゃないかというのが非常に懸念されると思うんですよね。それが従来といいますか、震災復旧と同等ということではあるんであればですね、できない部分に関してやっぱり順序があると思いますので、実施終わってからその次の区間というようなこともあると思いますので、期間内にできないその33件ですか、これも同じような考え方でいいんですよね。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** ほかの32件につきましてはですね、繰越処理と事故繰越処理をいたしまして、通常の契約の引き続き契約をしながらですね、工事完了を目指すということになります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** ありがとうございます。

それでは、産業振興課のほうの農業関係ですね、すみません、農政課の部分のをお願いいたします。



○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 農政課所管の災害復旧工事についてご説明申し上げます。まず、林道災害でございますが、林道災害につきましましては、発注率が78.3%、竣工率47.8%となっておりますので、本年度中に全ての林道災害の復旧を終わるとするのは不可能でございます。

林道災害につきましましては、毎年28年度災害分のどれだけできますかというようなことで、国のほうで予算づけをされますので、28年度予算措置をされたものについては、当然今年度が最後、29年度で予算措置をされたものは31年度まで事故繰り越しができるということで、継続して災害復旧工事を行っていくということになります。

それと、農業用施設につきましましては、災害査定を受けましたもの全て竣工検査まで終わっておりますので完了と。農業施設、農道ですとか用排水路については全て竣工済みということになっております。

それと、農地ですが、農地につきましましては、100%発注をいたしておりますが、着工率が74.7、竣工率58.5ということで、現在6割を切るような竣工となっておりますが、これにつきましましては、請負業者のほうと打ち合わせをしながら年度内に竣工するように打ち合わせをしながら事業を進めていくということで考えております。

それと、震災対応の、一番農家の方に大きい影響がありました震災対応の経営体育成支援事業でございますが、これにつきましましては、本町の場合365件、事業費ベースで18億9,000万ということで約19億となっております。事業の内容は、これまでもご説明しましたとおり、農業用倉庫の修理であったり再建、農業用機械の再取得・修理、畜舎の再建築、農業用ハウス、また農業用倉庫の再建に伴います撤去費用等が対象となっております。

この365件中351件は修理再建等が終了しており、進捗率としましては96.1%となっております。その差14件が未竣工となっておりますが、ハウスが1件、農業用倉庫が13件となっております。ハウスについては現在事業を行っておられますので、年度内に終わるものと思っております。また、13件の農業用倉庫のうち2棟については現在着工されておりますので、これにつきましても年度内に竣工するだろうというふうに思っております。未着工のものにつきましましては、農業用倉庫の修理が4件、再建が7件の11件ということになっております。

建築事業者さん等が非常に忙しくて、なかなか小規模な修理、再建となりますとかなり大きな金額にはなるんですが、どうしても業者が受けてもらえないというような話がありますが、今年の6月、今年度になってから上益城の関係課長集まりまして、益城町から出た話ですが、宅地の災害復旧工事をしないと農業用倉庫等の再建ができないので、そういうような特例を認めてほしいというようなことで、上益城地域振興局を通じて熊本県、熊本県から農水省のほうに協議をさせていただいております。ただ、もう今回のこの震災対応の経営体育成支援事業につきましましては28年度予算であるので、その特例は認めないというような回答をいただいております。

本町でまだ未着工の方がおられますので、これらの皆様につきましましては、その後、夏場

ぐらいから年度内に工事終わって、町が検査をして補助金まで払わないと竣工になりませんので、もう業者はどうしても早く決めてくださいと。もう3月までにその事務処理が終わらないと、もうそれ以降は補助金の対象となりませんよというようなことを8月に実施状況を聞き取りをいたしたときにもお話しをしております。また、今月さらに、まだ今ですとどうにかぎりぎり、修理であればそんなに時間はかからないと思いますが、再建でもどうにか今であればまだ間に合いますので、年内にもう一度残りの未着工の農家の方には事業の内容の説明を行って、早期に着手していただくように説明をしたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 3番。そういうことですね、今農政課所管のところのですね、災害復旧について今回答してもらいましたけれども、ほぼほぼ年度内には厳しい部分もですね、持ち越し等で、繰り越し等ですね、できるのかなというような状況を聞き、感じがありました。

ただ、農家の方の農業倉庫の要は残り11件ですね、修理が4件と建て替えが7件というふうに聞いておりますけれども、この農業、年度内にとということになるんですが、補助金の交付が3月までに終わらないといけないというふうにお聞きしておりますので、2月に完成して検査等を受けないとですね、3月、年度内の振り込み等には間に合わないのかなというような感じを受けておりますので、是非ですね、この申し込みされている方に対してはですね、業者等の問題もありますけれども、その方が後悔されないようにですね、しっかりと、できなかつたにしてもですね、納得できるようなことができるようにですね、しっかりお話をされてください。

それと、ちょっと今日の冒頭にも芝原団地の液状化対策の工事等の質問がございましたけれども、これも一応年度内の事業とはまた関係ないんですかね。震災復旧の事業、事業中での液状化対策工事かとお聞きしておりますけれども、これは普通に持ち越し等はできるんですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 工期につきましては、31年3月で工期を切っておりますけれども、状況については繰り越しあたりも考えたところに対応していきたいと考えております。

**○議長（緒方哲哉君）** 荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** そういうことであればですね、そのあたりはしっかり住民の方と今後の話し合い等をされてですね、私は年度内に終わらないといけないのかなというような部分を受けておりましたものですから、それが持ち越しできないことになると、またその事業自体が今度はできなくなるのかなというような不安を感じたものでございますから、そのあたりをちょっとお聞きしたことでございます。

以上をもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（緒方哲哉君）** これで、3番、荒田議員の質問は終わりました。  
昼食のため、しばらく休憩します。  
午後は1時から開会したいと思います。

---

休憩 午前11時57分  
再開 午後1時00分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。  
執行部のほうから、先ほどの午前中の質問に対して、答弁が間違っておりましたということで、申し出の訂正が出ております。それを許します。  
農政課長。

**○農政課長（岡本幹春君）** 時間をとっていただき、誠にありがとうございます。  
先ほど荒田博議員から質問がありました中山間総合整備事業の採択についてですが、先ほど答弁の中で、私のほうから31年度採択ということで説明をいたしました。具体的なスケジュールを申し上げますと、年を明けて県の事前ヒアリング、31年度の6月ごろに県のヒアリング、その後、農水省のヒアリングと、新規採択に向けての協議を31年度に行います。最短で32年度に採択となり、事業実施は最短で32年度からの事業実施となります。  
大変申しわけございませんでした。

**○議長（緒方哲哉君）** それでは引き続きまして、次に、11番、本田新議員の質問を許します。  
11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** それでは、11番、本田です。一般質問を通告書に従って行いたいと思います。  
まず最初に、し尿の問題について質問させていただきたいと思います。  
これは、し尿の処理施設は今現在、郡内4町で行われておりますけれども、それが下水道と合併浄化槽の、いわゆるこの2極化しております。これから今後のこの町の負担がどう変わってくるのか。それからまた、現在、中央協議会、正式名称はちょっとすいません、あれですけれども、中央協議会、郡内5町で進められております。これで、山都町が入ってきた場合、どのように負担が推移していくのか、変わってくるのか、その点、また本町は合併浄化槽ではなく、20年前に合併浄化槽ということで施策のかじを切りました。そのかわり、今日に至って各家庭のし尿の処理の料金について少し状況が変わってきているんじゃないかなという思いがありましたので、その点について、し尿の問題について質問をしたいと思います。

まず最初に、中央協議会の計画はということで、私は質問通告書で上げております。これについて、どのような中央協議会では経過がなされているのか、その点を質問したいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会での計画についてお答えさせていただきます。

現在のところ、山都町を含めました上益城5町と郡内三つの一部事務組合等で組織しております協議会で、ごみ焼却施設、汚泥再生施設、これはし尿処理施設でございます、リサイクル施設、それと最終処分場を建設いたしまして、広域的な処理を行うよう計画をしているところでございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** 私も協議会に入っておりますので、負担の割合というか、建設費あたりとかその負担の割合というのは、何か見通しとか何か計画とか、そういうのは立っていますでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 建設予定地につきましては、さきに決定したところでございますが、建設いたします施設の処理方式、規模、建設費の負担割合等につきましては今後協議会で決定していくこととなっておりますので、現時点ではお答えすることができません。すみません。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** わかりました。では、新施設というか、特にし尿に限って、し尿の方面でちょっと質問させていただきたいと思えます。

先ほど申しましたとおり、我が町は合併浄化槽ということであります。そこに同じく合併浄化槽を推進している山都町が入ってきて、郡内5町で新しい協議会をつくって、またそこで施設を運営していこうというふうな、山都町に限ってはまだ決定したという話は聞いておりませんが、それについて、まだ聞きませんが、入ったというところで、一つ、現在の4町における町の負担と、新しく計画されている5町での町の負担の割合はどのように変化をしていくのか、その点をお聞きしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** お答えします。

現在、甲佐町がお願いしているし尿処理の組合、御船地区衛生施設組合は、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町の4町で運営しておりまして、本町だけが下水道施設を持っておりませんので、運営費全体の約30%を負担している状況でございます。今後も少しずつ負担割合は増えていくというふうに予想しているところでございます。

新たな施設を、山都町を加えた5町で整備しまして運営していきます場合、現行組合の負担金の算定方法と同様の方法で試算してみますと、山都町が本町と同じく下水道を整備しておりませんので、本町負担は平成30年度現在の人口等で算出しますと、20%弱になるという見込みでございまして、将来的にも4町で運営していく場合よりも緩やかな増加率となっていくというふうに予想しているところでございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** 今の中で、現行は運営費の30%ぐらいだろうと。そこに山都町

が入っていくならば、それが20%へ、負担割合としては運営費の10%が少なくなるだろうというようところがわかりました。

ちょっとすいません。今のであれですけれども、緩やかに増加するという予想をされているのはどういうことなのでしょう。その点をちょっと確認させてください。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** すみません。ちょっと手元にはございませんが、増加率が、4町の場合は、甲佐町を除いた3町の下水道や集落排水の処理施設の普及率が上がっていきまして、甲佐町は合併浄化槽の普及率が上がってきまして、この負担割合というのが4町の均等割合が全体の20%、それと処理人口割合が10%、処理量の割合が70%ということで算定しておりますが、他町においては、くみ取りや浄化槽で処理する人口が減っていくのに対しまして、甲佐町では100%のまま推移していくということで、割合が、急激にとは申しませんが、徐々に伸びていくという予想をしているところです。

対しまして、5町で運営します場合は、山都町さんが甲佐町より人口が多うございますので、その影響で負担割合が伸びていくペースが緩やかになるということでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** わかりました。とにかく4町でやるよりも5町でやったほうが本町にとってはいいと、負担割合が減少することだけわかりました。ということで、5町のほうですね、新しい中央協議会のほうではですね、どうぞこのまま5町で、し尿の施設の計画が進んでいくことを願いたいというふうに思っておりますけれども。

そこでですね、合併浄化槽とちょっと下水道との比較をさせてもらいたいと思うのは、町の負担といわゆる利用する個人の負担についてですね。これについては比較した場合、執行部のほうではどのように考えて、理解されておりますでしょうか。負担について比較して、どう違うのかをちょっとお教え願いたいというふうに思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 下水道を整備する場合と浄化槽を整備する場合の町の負担について説明させていただきます。

まず、浄化槽でございますが、浄化槽の補助金はおおむね工事費の4割を補助することになっておりまして、新築の場合の個人負担は60万円前後というふうになっております。国、県、町の負担が補助金額の3分の1ずつということになっておりまして、5人槽の場合はそれぞれ14万8,000円を負担するということになります。

下水道を接続する場合、まず個人負担から申しますと、下水道の個人負担は、建物のある敷地の面積に応じまして受益者負担金というのを負担することになっております。それに加えて、公道までの家庭からの排水管の接続工事費を負担することになります。工事の費用に関しましては、自治体によって異なっておりますが、合併処理浄化槽の設置費用と同程度か若干低い金額になると思われま。

下水道は、自治体が事業主体となり、特別会計を設置して運営していきます。整備に係

る費用に対する国庫補助の率は50%となっております。使用者の方は、下水道接続の際に受益者負担金を、また毎月、上水道の使用水量に応じた下水道の使用料を負担していくということになります。

近年でございますが、下水道整備されている中小規模の自治体さんでは使用料収入だけの運営が困難となっており、一般会計からの基準外の繰り入れを受けているところが多く見られるというような状況になっておるところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** 下水道の話をお聞くとですね、本町が合併浄化槽を選択したというのはよい判断だったのではないかなというふうに思っています。まだ、本町のようなこの中山間地の地形では、なかなか下水道を整備するには大変な額も必要になるだろうと思われれます。そこで、町の負担が増える、法定外繰出ということになるというような可能性はある、大いにあるというようなことで、合併浄化槽ということでありました。

そこで気になってくるのがですね、それで合併浄化槽にした本町のもので、利用者のこの負担の割合で、負担料金であります。

この質問資料をいただいております。これによりますと、月額であります、1人世帯、2人世帯から5人世帯ぐらまでは大体、合併浄化槽の場合4,300円と。これが下水道、特に御船町あたりだと、1人世帯あたりは大体おおむね1,000円ちょっと、2人でも2,500円ぐらいだろうというので、世帯の家族の人数によって少しずつ上がっていくような、大体このようなところでなっているということでありました。

そこで、考えてみますと、今現在、我が町は4,200世帯ぐらいますかね。人口がほぼ1万700か500か、それぐらいありますので、平均するとですね、大体1世帯あたり2.5の世帯人数というようなことでなっております。ここのあたりを考えますと、特に地震後は世帯数の中の家族の人数が減少傾向にあるというのは目に見えてわかっておりますし、1人世帯、2人世帯が増えていくのも、実感として、近所を見ますと増えているということになっております。

そこで、いわゆるくみ取り料金というか、し尿に対する処理費用が非常に割高になっているのではないかなというのが非常に気になります。これは合併浄化槽を選んだ我が町のもので、町の負担は増えなかったという光の部分、ただ、個人の、いわゆる1人世帯、2人世帯の料金が割高になっているというのは影の部分というか、そこにしわ寄せが来ているんじゃないかなという思いがいたします。

そこで、この1人世帯、2人世帯の料金について、何とか料金設定を改定できないだろうか。いわゆる5人槽という、5人という一くくりでこの料金が設定されていることに、ここを変えることができないだろうかという思いがあります。そこで考えられるのが、いわゆるくみ取りをする業者の方のこの料金設定を安くするということはできないのだろうか。もしくは、この1人世帯2人世帯あたりのこの設定をですね、ここだけでも安くできないだろうかという思い、これに対することと、もしくはですね、財源的には非常に町も

今現在、地震後で厳しいのはわかっておりますけども、ここに町の助成ができないだろうかということでもあります。

このくみ取り料金、くみ取り料、これは私はある意味では公共料金ではないかなと思っております。電気やガス、水道料金等あたりでも、必ず取り入れたものは出すというのはもう必ずあることでもありますので、ひとつ公共料金というような見方的な考え方としてもですね、ここに何とかして料金を減少させて、この負担、1人世帯、2人世帯の負担軽減を図ってみてはどうかという思いがありますので、この質問をさせていただきたいと思っております。

どうでしょうか、町長。ここについてはお考えをお聞かせください。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** ただいま本田議員から、合併浄化処理の管理費、維持管理費の件で質問いただいております。

この件についてですけれども、県内においては甲佐町以外にも合併浄化槽のほうで排水処理をやっておられる自治体もかなりあるかと思っておりますので、そういった自治体においてどういう状況なのかということもやはり調査しなくちゃならないと思っておりますけれども、処理業者においてはおそらく基本的にはそういった組合団体等で設定をされた料金に基づいたところでの維持管理費が定められているというふうに認識しております。その上に立って、当然単価の設定の根拠等についてもあるかと思っておりますけれども、その辺をですね、確認した上で、もし協議の余地があるとすれば、その辺については話をしてみたいというような思いはあります。

それから、おそらく合併浄化槽の普及の向上という意味合いもあったらうと思っておりますけれども、特に1人2人世帯における負担軽減というようなお話もあっております。県内においてもですね、この維持管理費の負担軽減を公費で賄っておられる自治体も確かにあります。どういうところかということ、その多くはですね、公共下水道の区域、それと、合併浄化槽の区域、それが併存しているという自治体であります。ですから、その辺の整合性を図る意味から、合併浄化槽の維持管理費に町からの助成を行っておられるということになります。

そういう状況でありますので、甲佐町に関していいますと、汚水処理に関しては全て合併処理浄化槽方式を継続して行っているわけでありまして、そうした偏った不利益を町民に与えるということには当たらないということになります。したがって、その点については、受益者負担の原則はやはり踏襲されるべきだなというような考えがあります。

ただ、中には、下水道による維持管理といいますか、ランニングコストを考えた場合に、合併処理浄化槽のほうの方が安くついているというような向きですね、面もありますので。

西原村におきましては、ちょっと紹介しますが、4年間限定したところで年間1万円の公費助成をされておられます。本町においては、設置する際に、くみ取りから、あるいは単独浄化槽からの切りかえについては独自の上乗せの補助も創設しておりますので、トータルとして考えた場合にはそう遜色はないのかなという気もしますが、やはり

緑川を抱える甲佐町でもありますし、水質浄化といった観点からも考えた場合に、この点については今後検討の余地があるのかなという思いは持っているところであります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** 先ほどですね、この資料の中で、1人世帯の料金が非常に高いという思い、それと確かに合併浄化槽とですね、下水道を比較した場合、人数が増えてくると、5人6人という家族にとってみると、合併浄化槽のほうが安いということでありませうけども、町の全体的な傾向として、核家族化、少人数世帯が増えていると、増加しているということはもう間違いない事実だろうし、今後ともこの傾向は続くだろうという思いがあります。

どうかですね、執行部におかれましては、やはり処理業者に対してですね、少人数の世帯に対して値下げのやはり働きかけをもっとやってもらいたいという点をですね、改めて強調させていただきたいと思っておりますし、中には本当に苦しい生活をされておる中でのこの料金なんです、5万です、年間ですね。多分これ言いますと5万円以上は処理費として出されるということについては、やっぱりどうしても高いような思いがあります。少人数世帯、もしくは非常に生活の苦しい世帯、非課税世帯あたりにもですね、何とか助成があればいいなという思いをですね、ぜひとも行政の皆様方にはわかっていただきたい、私のこの質問を通してわかっていただきたいという思いをお伝えしたいというふうに思います。

では、し尿の問題についてはですね、これで終わりたいと思っております。

続きまして、宅地開発の問題点についてということであります。

これの質問を思いついたのはですね、実は、農振除外の協議会の、農振協議会のところで話す中で、糸田堰の理事長がですね、嘉島では今度、あそこのケーズデンキの奥のほうに今度やがて4町ばかりまた宅地が開発するごたる申請があつとんですもんねとかいう話をされてですね、ああ、嘉島のほうではどんどん進んでいるなという思いがあります。ただ、我が町と嘉島とを単純に比較、比べることもないだろうなという思いはあります。

それともう一つは、田口橋が今度もうすぐ改修ができて、大型車両も突っ切って、交通量が、便利になるなとか、安全になるなという思いがあります。そこで、道路が城南インターと御船インターとかがですね、大型車両が行き来するような町の施策によって、どんどん非常に道路がよくなって、これから開発されるような見込みがどんどん広がってきているんだろうなという思いがあります。

そこで、先ほど申しましたとおり、嘉島とか御船あたりは大規模な商業施設の開発等が進みますけども、我が町では当面そういった計画は余り聞こえてきませんし、また地理的な問題もあるだろうというふうに思います。ただ、それらの商業施設を利用してですね、我が町はこの宅地開発にもっと力を入れたらなど。というか、当面そこに目を向けるべきじゃないかなという思いがありましたので、この質問をさせていただいております。

そこで、まずは乙女台地や下白旗のですね、ここに宅地開発をする可能性のある土地はあるのかなという思いがありましたので、その点については、行政のほうではどのように



見ておられますでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（一圓秋男君）** お答えいたします。

町では、宅地開発ということで適地調査を今まで行ったことはございません。ただ、平成27年度に工業団地適地調査ということを行っておりまして、その調査の結果では、今言われました乙女台地、また下白旗地区を含め、数カ所が開発適地候補地として位置づけられているという状況ではございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** 開発の候補地は数カ所見受けられるということでありましてけれども、それらが万全にすぐできるのかとかそういった点について、その問題点とかいうのはないのでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（一圓秋男君）** お答えします。宅地開発についての問題点ということではございます。

宅地開発につきまして、一般的ではございますけれども、地権者また関係者の同意、それから造成費の費用、それから官公庁や学校までの距離、また道路、電気、水道、排水などのライフラインなどが課題になることが一般的には多いと思われまして。また、その開発地が農地であった場合には、場所にもよりますが農振除外等が課題になるということがあると思っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** いろいろな問題があるだろうとは思いますが、何とかこれを克服してですね、開発行為等をどんどん進めてもらったら、町の振興につながるんじゃないかなと思っておりますけれども、特に乙女台地につきましてはですね、排水の問題があるだろうなというふうな思いもあります。

ただ、私もこの乙女台地についてはですね、地理的にはそんなに詳しくありませんので、ここで下白旗にですね、ちょっと特化して質問を続けさせてもらいたいと思っておりますけれども。特に、下白旗のほうをちょっと眺めてみますと、平成に入ったところからか、県道嘉島甲佐線沿いにはダイハツ、今でいうダイハツですね、当時はちょっと違っておりましたが、今でいうダイハツがあり、その後、木村のあられ、日立物流、トヨタ、そして、大福物流と、どんどんと、ある程度開発が進んできておりますけれども、その後、それからちょっと続いていないような気がいたします。県道沿い、もしくはそのあたりをですね、もしくは御船、田口橋から出て、山出県道、町道御船山出線からメロディー橋へと道路もつながっておるんですけども、なかなかそこで開発がされそうな雰囲気を感じられないんですね、私として。

そこでですね、農振除外ということで、農振地がかかっているとか、農振除外のことに

ついて問題をちょっと取り上げさせてもらいたいと思うんですけども、この農振除外地がですね、この見直しが5年前に行っております。それで、この下白旗地区に限って質問ですけども、この農振除外、5年前に行われておりますけども、これについて、下白旗地区でどのようなところがあるのか、簡単にお聞かせください。

**○議長（緒方哲哉君）** 農政課長。

**○農政課長（岡本幹春君）** 下白旗地区の農振除外地はどこにあるのかというご質問だと思いますが、下白旗で団地的に農振から外れている地域が、田口橋をおりまして、今JAのスタンドがありますが、JAのスタンド側と古閑、八丁側集落、その地域に農振地域から外れている地域が存在をしております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** その当時ですね、5年前、計画を策定されておりますけども、当時はこの地域、このJAスタンド前と後ろ、この地域に農振除外地を設定されておりますけども、これはどういう考えのもとに、ここのところに農振除外をされたのか。その計画、町の方針、考え方をお聞かせください。

**○議長（緒方哲哉君）** 農政課長。

**○農政課長（岡本幹春君）** 当時の計画見直しのときの町の考え方はどうだったのかということですが、まず、農業振興地域整備計画の策定、見直しの状況について簡単にご説明申し上げます。

本計画につきましては、昭和46年度に当初計画の策定を行い、昭和56年、平成元年、平成7年、それと平成25年に計画の全面的な見直しを行っております。私の記憶で申しわけないんですが、JAスタンド周辺につきましては、平成25年じゃなくて、平成元年の見直しのときに外れた地域だったというふうに記憶しております。

その当時の考え方としましては、熊本市から、森崎橋を渡りまして甲佐町へ来た場合、甲佐町の玄関口でもあり、古閑集落、八丁の集落とも接続している地域であり、将来的には住宅地等として有効活用ができる地域として農振地域から外されたものであったというふうに記憶しております。

また、平成25年の見直しのときには、各集落に出向き、地域の意向を踏まえた計画策定を行っております。元白旗地区につきましては、そのままに農振地域外で、そのままにした上での計画をしてほしいという地元の意向を踏まえた計画策定だったというふうに記憶しております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** わかりました。以前からここの、特にJAのスタンド前あたりはですね、農振の計画の見直し等により農振が除外されていると、現在まで至っておると、何ら変わらなく現在まで至っておるといような状況であります。

この土地のことをよく見てみますとですね、先ほども言いましたとおり、今度できる嘉

島や御船からも非常に近く、もし仮に住宅が建ったとしてもですね、非常に近くにありま  
すし、道路も整備されております。また、地価もですね、土地の価格も今現在甲佐町が子  
育て支援住宅地、この役場周辺とかいうのに比べてもですね、また、嘉島や御船地区に比  
べましても安い地価ではないかなと思われま。思われま。また、学校へも比較的そう  
遠くない、学校あたりも便利はよいということもありますし、これ、町としてもですね、  
ここに一つの先進地事例としてですね、町がここに肩入れをして、この地区に宅地造成と  
か宅地開発等をこのあたりに肩入れしてはどうなのかという思いがありますけれども、そ  
ういう考えについては町のほうはどのように考えられますでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 議員のご指摘のとおり、町の活力を生み出していくといった観  
点からいったときに、住宅政策は非常に有効な手段というようなことは常々考えていると  
ころでもあります。

そういう考え方に立って、ご承知のとおり、本町におきましては定住施策の一環として、  
若者の定住を図るための定住促進助成金、それから開発側に対しては開発行為等支援要綱  
に基づく民間による宅地開発への支援、それから町有地においては遊休地を活用した住宅  
開発、さらには現在進めております子育て支援住宅の建設、そういった定住にかかわる各  
種施策、取り組みを今行っているところでもあります。

ただ、ご存じのとおり、全国的な少子高齢化の問題もありますんで、やっぱりさらなる  
取り組みの強化が必要というような認識は持っております。そういう中で、公有地につい  
ては、住宅地として活用するという事柄については非常に有効的な施策というふうに考え  
ておりますし、これまでも、酒六跡地の箇所については、これは町のほうで最終的には直  
接10戸の宅地開発を手がけて、これは本当に成功例じゃないかなというような思いを持  
っているところであります。短期間のうちに分譲、それから売却までいったということす  
ね。これは非常に有効的な手段だったと思っております。そのほかにも、今日もお話に出  
ていましたけれども、西寒野の公有地、町営住宅跡地の活用の中にもありますし、幾つか  
まだまだ町のそういった遊休資産を活用する手法はいろいろあるんだなというような思い  
は持っているところではあります。

そこで、ご質問の件については、下白旗の地区の宅地開発ということでもありますけれど  
も、基本、民地については、先ほどご紹介したような開発行為等支援要綱に基づく民間に  
よる宅地開発への支援といった制度がありますんで、現在までやっているのは、町の公有  
地についてはそういう直接的な手段で開発してきた経緯がありますけれども、民地につい  
てはそういった制度を活用していただきたいということで、これまでも不動産関係とかそ  
ういふ関係業種の方々に対してはお話をさせていただいたということでもありますんで、そ  
ういふ情報を提供することによって、民間による宅地開発を進められるように誘導して  
いくことが非常に肝要ではないかと思っております。

具体的には、例えば不動産等の関係企業に対する当該地の土地情報の提供であるとか、  
それから地元対策について町のほうでやるということであるとか、あるいは公共土木施設

等の支援、これは道路とか排水等の問題についても支援をしていくということになるのかというふうに思っております。そういった町からのバックアップも可能なんだよという情報をですね、やはり関係されるところには大いに情報を発信しながら、同時に制度の活用を推進しながらですね、住宅施策をこれまで以上に進めていければという思いでおります。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 今の町長の答弁の中にありましたとおりですね、農政課長の答弁の中にもありましたとおり、地元対策はですね、もう万全にでき上がっておるという感じもしておりますし、また、用排水のほうの問題もそう無理なくあそこの地域はできそうな気持ちです。本当に条件面では整っておりますので、ひとつですね、民間にお任せしたいというふうな方向でありますけども、先ほど言いましたとおり、先進地事例の一つとしてですね、思い切って頑張ってみる、やってみるというようなことも一つとしてご提案をさせていただいたということで、町長の記憶の中にですね、頭のどこかに置いていただきたいというふうに思います。

それともう一つは、最初私が質問したとおり、この下白旗のあの県道沿いにはいろいろな企業がぼんぼんできたけども、その後、余り続いていないというふうになっております。ここに、農振地除外の見直しの中にですね、あの道路沿いはどうなるのか、県道沿いはどうなるのかという思いがありますので、その見直しについては農政課長のほうはどのように考えられますか。計画の見直しです。

**○議長（緒方哲哉君）** 農政課長。

**○農政課長（岡本幹春君）** 農振計画の全体見直しは検討していないのかというようなご質問だと思います。

農振計画の全体見直しにつきましては、法の中でおおむね5年ごと基礎調査を行いなさいと。で、この基礎調査といいますのが、農業に関する動向、また、そういう企業であるとか宅地化であるとか、そういうさまざまな社会条件が変化したのであれば、当然農振計画の見直しをしなければというのが法の規定でございます。

本田議員、農振協議会のほうも入っておられますのでご存じではございますが、年に1件から2件でございます、現在、農振除外のご相談があるのが。それと、大規模な農地の転用、そういう住宅開発であるとか、企業の進出であるとかというようなご相談は、今のところ、私が28年から農政課長、当時産業振興課でしたが、課長になりましてから、そういう大規模なご相談はあっていないところでございます。

それらを勘案しますと、まだ現時点で農振計画の見直しをしなければならないというような時期ではないのではないかなというふうには考えております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** わかりました。別に怒っとるわけではないんですよ。私が聞いた先が悪かった。農政課長に聞けば、そういうご答弁が来るだろうなと思います。

そこで、じゃあ企画課長にご質問したい。やっぱり県道沿いに、じゃあ個別案件として企業の進出とかそういったのがあったときには、これは町の方針としては全面的にそちらのほうに支援をしていく、応援していくというような方向性を持っているのか。それについてはどうですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（一圓秋男君）** お答えします。今、企画課長のほうからの方針というか考え方ということでございますが、先ほど町長のほうから答弁がございましたように、やはり基本はですね、民間主導で行くということで、それを見きわめてですね、その動向を見きわめて進めていくというふうなスタンスで今後も進めていきたいというふうな考えは持っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** 私は、個別案件として企業誘致なんかがあったときなんか、特に県道沿いにあったときなんかは、町はその企業誘致に対しては全面的に応援をして、農振除外あたりにも一生懸命取り組んでくれるんじゃないかなという思いがあったので、町の方針はどうなのかなという思いがあったので、ちょっと聞いてみたんですよ。まあ結構です。それはもう一生懸命やってくれて、もう個別の案件ですから、あったときにですね、ひとつそのときに考えてみたらいいなと思いますので、その辺で、この場での質問は終わりたいと思います。

続きまして、この私の質問通告書では、宅地開発指導支援要綱の改善点はあるかという質問を投げかけておりましたけども、これは午前中に2番議員の質問の中でかなり取り上げられて、町の考え方あたりも非常に見えておりますので、開発行為については民民での改善点は余り見受けられないという思いがあって、今、2番議員質問の中でですね、私聞いておりました。結局のところ、開発業者と、いわゆる購入された住民との間の直接契約の中での民民での問題解決をされているのだなというふうな思いで聞いておりました、私は。

ただ一つ気になったのは、町の評判というかな、甲佐町は住宅はどうなのかというのがちょっと心配はありましたけども、この点につきましてはですね、次の議員の方が主に、質問通告書を見ますと主にされておりますので、そこはお任せするというふうにしたいと思います。

私の質問は、続けて、中学生の学力向上と教育問題について、お聞かせ願いたいというふうに思います。

この問題は、具体的な取り組みについてということでもあります。これは、別に私はあれですけども、確かに教育というのは学力だけではないというようなことではわかっております。それで、特に、前の前の教育長の溜瀝教育長のときはですね、私も何度かこういう質問をいつもすると、教育長は知・徳・体と。知識と、徳ですね、道徳の徳、体力あたりのバランスであるというふうなことで、いつもご質問をはね返されておりました。今回は、

そういうことではありますけれども、特に、いつかここの議会の場でも私言いましたけども、高校には今回思い切って打ち込んで学力向上のような方向を示した、非常にいいことであるなど、甲佐高校に対してやっております。

では、中学校に対してはどのようなことがあっているのかなど。いわゆる、これは確認のための質問であります。それで、中学校ではこういった取り組みでですね、今後やっているのか、そしてその成果を今どのような形で進んでいくのかというふうな思いがあって見ておりますけれども、まずは中学校の中で、学校、今の、特に子どもたちを見ますと、以前は確かに根性論だとか、時間さえ頑張ればとか、目標はとかいうようなことでやっておりましたけども、最近はやっぱり脳科学的なとか、科学的な教育の方針というか、勉強というか、記憶力向上とか、そういったのがあるんじゃないかと。いわゆるICTというんですか、機材とか、インフラ、インフラって言い方は失礼であるかもしれないけれども、教育機材を充実させることによって、目から、いわゆる視覚から記憶を覚ますっていう、そういう科学的な教育の方法があってもいいのではないのかな。また、そういう方向に中学校は進んでいるというふうに思っておりますけれども、その点について、学校の環境、教育環境はどうなのか、中学校の教育環境は、学校としての環境整備が整っているのかという点についてお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 中学校の教育環境の整備についてお答えさせていただきます。

中学校につきましては、平成29年度にICT機器、議員おっしゃるとおり、ICT機器の電子黒板を普通教室に、また、生徒用のタブレット式パソコンを40台導入をしております。今後はですね、特別教室、理科室、音楽室等に電子黒板を、生徒用のタブレット式パソコンを今後は計画的にまた導入をしていきたいというふうには考えております。

また、今年ですね、猛暑で問題になっておりますエアコンの設置につきましてもお答えさせていただければと思います。これにつきましては、平成24年度に校舎を建築、校舎の建てかえを行っておりますので、そのときに普通教室、特別教室にエアコンの設置がしてあるところでございます。

今の状況におきまして、中学校における教育環境の整備はほぼ整っているものだと考えております。

以上になります。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** わかりました。今の中でちょっと気になったのは、計画的に導入していくということでありまして。大いにですね、この計画をしっかりとやって、教育環境の充実へと進めていただきたいというふうに思います。

それともう一つはですね、あとは、あとはという言い方はあれですけども、あとは先生ですね。先生の技量というか、先生の資質というのは、生徒たちの学力に非常に直接的に私はするという思いを持っておりましたら、先日新聞にもですね、ちょっとそういった

ことが載っておりました。この先生の、教える側の先生、私も60歳になりまして、中学の先生方を見ると、若い先生がおるもんだから、これ非常に、ある意味失礼な言い方かもしれませんが、ちょっと頼りないような感じもするような感じもするんですけども、どうなんですか。先生の資質の向上と、先生の力量とかというものを非常に高める、そのために町として、教育委員会として何かできる、何か考えておられることがあるのかなという思いがありましたので、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 先生の資質向上の取り組みということでお答えをさせていただきます。

まず、生徒の学力を上げるためには、議員おっしゃるとおり、先生方の指導力の向上は必要不可欠だと考えております。そのために、平成29年度、昨年度から、町の学力向上対策会議を立ち上げまして、隔月ごとに各学校の校長先生と具体的な対策について協議を進めており、その中で先生方の指導力、資質向上についても協議を行っております。

本年度は授業の改善に取り組んでおり、1時間の授業の流れを、導入・展開・終末と統一することで先生方の授業への取り組みがしやすくなり、児童生徒が各授業に安心して臨めるようになっております。

また、中学校では、公開授業週間を設定され、相互に授業の参観を行われ、校内研修等で授業の改善につなげておられます。

それとあわせまして、先ほど説明しましたICT機器の活用につきましては、平成28年度から、導入前から、先進地への視察研修を実施しており、先生方が授業において、1時間の授業の流れの中で効果的にICT機器を使うことで学力向上につなげていただきたいということで実施をしているところでございます。

以上になります。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** わかりました。先生方に対してもう一個思い入れをしたいと思って、先生方に対してですね、町を挙げて応援していますよというメッセージを私は送りたいと。やはり応援することによって先生方もやる気が出てきたら、もっとまたその授業が変わってくるんじゃないかなという思いがあります。

そういう点と、それともう一つは、とはいってみてもやっぱり学力というのは個人の努力だろうというふうに思います。生徒一人一人の努力だろうと思います。そこで思いますのは、子どもたちの我慢とか忍耐とか、勉強をするっていう忍耐、我慢、嫌なことをするんだとしても我慢するんだという忍耐もまた必要じゃないかなと思います。そこで、とはいえ、そう言ってもあれですけども、そこで学校としてですね、子どもたちに対して勉強する時間をある程度確保する、勉強する時間を確保するんだということが大事とは思いますが、それについては今後、学校として何か取り組んでおられることがあるならば報告してください。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 生徒の学習時間の確保についてということでお答えさせていただきます。

中学校の取り組みとしましてお答えさせていただきます。中学校としましては、補充学習の時間といたしまして、朝自習の時間を活用した、学期ごとにクラスマッチの形式で基礎テストの実施や、課題克服のプリントの活用、3年生には受験対策問題といった学習時間の確保をされております。また、家庭における学習習慣の確立と、帰りの際の10分間の自学タイムを設定され、1日の授業の振り返りをもとに家庭学習の見通しを立てさせ家庭学習につなげておられ、朝自習の時間や帰りの時間の会での学習の時間を確保されておられます。

また、部活動におきましても、毎週水曜日と土曜日か日曜日のどちらかをノ一部活動デーとされており、週二日は学習時間の確保が図られているところでございます。

あと、長期休業時間、夏休み等につきましては、社会教育課の取り組みにはなりますけれども、夏季休業中に甲佐未来塾を開設され、学習習慣の定着に取り組んでおられます。

以上になります。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** 中学校としても大いに取り組んでおられるなという思いがありました。中学校でもしっかり、学力向上についてはしっかり取り組んでおられるなという思いがありました。

そこでもう一点気になる点が、あとはですね、親ですよ。保護者に向けて、この家庭教育の充実とか家庭教育の重要性とか、そういったことを、僭越ながらでありますけれども、ここは啓発する必要性も私はあるんじゃないかなと思います。

どの親も子どもの学力については伸びるほうがいいなと、非常にこんなになつとるけど、なかなか非常に難しいとは、共稼ぎのとかいろいろ問題を見るとですね、難しい点はあるかと思っておりますけれども、この家庭教育に対する啓発、これについて教育委員会として何か考えておられるか、取り組んでおられるのか、その2点についてお伺いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 家庭との連携ということでお答えさせていただければと思います。

議員おっしゃられるとおり、家庭学習の習慣につきましては学校だけで進めるものではないというふうに思っております。保護者、家庭との連携のもとに成り立つものと考えます。先ほど答弁させていただきました町の学力向上対策会議の中でも、家庭学習の充実が課題となっているところでございます。

そのことから、町のPTA連絡協議会と連携をいたしまして、各学校における家庭教育の取り組みについての研修会を、本年10月26日に開催をされております。その研修で、保護者の方に、子どもの学力向上には家庭学習の充実も重要なことであるということの理解を求めているところでございます。学校での取り組みと家庭学習の取り組みがさらに充実し、学力向上につながっていくものと考えているところでございます。



以上になります。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** わかりました。取り組んでおられることはわかっております。で、PTAの協議会に年間27万円かな、24万円か。それくらい補助金を出しておりますけれども、何年かに一回ぐらいはこれを増額してですね、思い切った大会をですね、啓発大会をされたらとか、毎年同じ額で同じようなことをやっているんじゃないかとですね、たまにはどーんとやってみたらどうなのかとか、そういったことも一つ提案をさせていただきたいと思います。

最後に、これは教育長になりますけれども、私はこの町の活性化っていろいろあるけれども、一番私は子どもたちの教育だろうと私は思っております。そこが一番ですね、我が町、この町の振興策につながるという、子どもたちのことを言って振興策というのは非常に申しわけない言い方かもしれんけれども、やっぱりしっかりした子どもを育てるということは、町にとってもですね、一番の課題であるというふうに私は思っております。そこで、教育長の責任は非常に私は重いものがあるだろうと思えますし、また、非常というか、非常という形容詞はおかしいですね、ものすごく期待をしております。

そこで、教育長にお聞きしたいんですけども、これまでの教育への取り組みの中でですね、総括してですね、この町の教育に対する思い、教育長の考え、それをお聞かせ願いたいというふうに思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 蔵田教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 教育の重要性というものを今議員のほうから言っていただきまして、大変ありがたく、そして、身の引き締まる思いを再確認したところでございます。

学力は、知・徳・体のバランスだという表現もございましたけれども、私はそのそれぞれですね、知も徳も体も、やはり先を、高みを望んで目指していかなければならないというふうに思っております。その意味で、学力県下トップ構想というのも打ち出しておりますし、道徳教育についてもご質問もありましたように、県下に先駆けて指定校を指定して取り組んできております。また、体力についても、これは私も体力専門家でございますし、道徳と健康・体力というのは学力の基礎だという答弁もいたしました。この三つ、それぞれのバランスだけではなくて、それぞれが高みを目指していくと、そういう教育が必要かと思っております。

また、その知・徳・体の知の中で、学力県下トップ構想というのを打ち上げているわけでございますけれども、私の認識としましては、1時間1時間の先生の上質な授業、これが一番大事だと、議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。そのために先生たちの研修、そして先生たちの、何といたっても教育に対する情熱、これを育て、そしてまた町全体として確認し合いながら、教員の資質向上に取り組んでいかなければならないと。また、学校で学んだ授業の内容を定着させるという意味では、家庭でのですね、生徒の家庭での学習っていうのも非常にこれから大事だと。特に、上益城郡全体としてですね、家庭学習の時間が低いというふうな調査結果が出ております。家庭学習の質的な、そして量

的な向上、これも家庭と連携をしなければなりませんけれども、一緒になって指導に取り組んで、知も県下ナンバーワン、そして、体力も道徳性も高い甲佐の子どもたちを育てていきたいというふうに思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** これはもう大いに期待をしたいというふうに思います。ちょっと時間も来ておりますけれども、最後になりますけれども、応援をしたいというふうに思います。教育委員会に対して、また町長サイドの部局の行政に対してもですね、ひとつ予算があるならば大いに使っていただいて、やっぱり子どもに対して投資をするということは非常に重要だろうと思いますので、その点をまたお願いをしたいというふうに思っています、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

**○議長（緒方哲哉君）** これで、11番本田議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

2時10分から開会したいと思います。

---

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、宮川安明議員の質問を許します。

7番、宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 7番、宮川でございます。一般質問をさせていただきます。

非常に執行部の方におかれましては、私が7人目ですね、あと一人でございます。最後までよろしく願いいたします。

まずは質問事項につきましては、通告書に従って質問をしてみたいと思います。私の質問事項は、午前中、2番議員がやられました芝原団地についてでございます。芝原団地の開発行為等指導要綱及び支援要綱について、また、液状化対策工事等々について、質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほども言いましたように、午前中の2番議員の質問と重複する点もあるかと思いますが、その辺はご容赦願いたいというふうに思います。私は私の考えで、執行部のほうにこの問題を問いかけていきたいという考えでございます。

質問に入ります前に、2点ほど執行部に確認をして、私の質問に入りたいというふうに思っております。と申しますのは、先ほど2番議員の佐野議員の一般質問の中で、砂利採取業者のお名前を挙げて質問されておりました。そこで、その砂利業者の方の特定はできているのかというのが一つ。

それとまた、不法投棄と佐野議員が発言をされておりましたが、それは、不法投棄というものに断言できるのかという、この2点を、まずは執行部のほうにお聞きをした上で、私の質問に入りたいと思いますので、答弁のほうをよろしく願いいたしたいと思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 砂利採取業者が特定できているのかというところの質問に対しまして、答弁させていただきます。

今回の芝原団地につきましては、過去の航空写真から、砂利採取関連の施設であるということが推測できます。このことから、砂利採取関連事業の時期または砂利採取事業者等につきまして、砂利採取の認可を取り扱っておられる熊本県のほうに問い合わせたところ、事実関係は確認できなかったという回答を得ております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 続けて、不法投棄と断言できるのかというお尋ねについてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、不法投棄という言葉の定義でございますが、不法投棄とは、法令に違反した処分方法で廃棄物を投棄する行為のことをこのように呼んでおります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律やその関係法令は、時代の変遷に伴いまして幾度も改正が行われております。ですので、処分場の設置許可やその技術上の基準についての規定が定められる前に行われた行為については、法令に違反しているということにはなりません。

ちなみに、コンクリート片につきましては、最終処分する場合は、安定型の最終処分場に埋設処分されるものでございますが、以前は建設現場で発生したコンクリート片につきましては、現場処分という方法で適法に処理されておりました時代もございました。現在では、主に建設資材としてリサイクルされているところでございます。

したがって、今回のケースにつきましては、不法投棄案件であると断言することはできないというふうに考えられると思っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** わかりました。それでは、質問に入っております。

この芝原団地についてでございますが、液状化の被害や液状化対策工事中に地中埋設物が発見され、町の承認団地であったこと、また、開発には補助金が支出されているというようなことでですね、町の責任を問うような報道がなされております。

そこで、承認団地、また、補助金の制度等について、説明をまずはお願いしたいと思います。まず、その承認団地とはということで、説明をいただけませんか。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** それでは、承認団地についてご説明を申し上げます。

午前中の佐野議員に対する答弁と重複しますが、改めて説明させていただきます。宅地等造成工事を行うに当たりましては、宅地等規制法や都市計画法の法律の定めに基づきます。本町は、1万平米未満の開発について、都市計画法の開発許可が不要です。ただし、町では無秩序な開発を防ぐため、都市計画法の開発許可基準を参考にして、開発行為等指導要綱に開発行為設計基準を設けております。この開発行為等の設計基準では、宅地区画

の形状、面積、道路、公園、排水施設、消防水利等の公共施設の設計基準を示しております。

開発業者、民間の開発業者になりますけれども、開発業者の申請に基づき、町では開発行為の設計基準に適合しているか審査を行い、都市計画法の開発許可に当たる開発事業等計画の承認を行い、工事完了検査に合格し、道路等の公共施設について、開発業者から町へ移管が完了したものを承認団地といたしております。

町での工事完了検査は、宅地の区画数、形状、面積、道路等の公共施設について、設計基準に適合しているかの確認を行っているところです。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 今の課長の説明ではですよ、宅地の形状や道路等の公共施設の設計基準を定め、検査に合格し、なおかつ公共施設を町へ移管された団地を承認団地というふうにしているということだったと聞いたけど、それでいいんですね。そういう理解の仕方です。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 開発行為等指導要綱では、宅地の形状や道路等の公共施設の外形的な基準を定め、基準に適合し、公共施設を町へ移管された団地を承認団地といたしております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** じゃあ、次に行きますけど、それでは補助金。補助金の制度等について説明をしていただけませんか。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** それでは、補助金の制度等について説明をいたします。

本町では開発行為等支援要綱を定め、開発行為等指導要綱に基づく開発に対し、補助金を交付しております。補助金交付に当たりましては、開発行為等指導要綱に基づき、工事完了検査に合格し、道路等の公共施設について町への移管手続が完了した開発事業に対し、補助金を交付しております。

補助金の交付対象事業は、道路、公園、排水施設、消防水利等の公共施設整備が対象事業で、整備に要した事業費を限度に、要綱で定める額を上限に交付するものとしております。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 補助金。開発行為等指導要綱によって無秩序な開発を防ぐために開発指導要綱が定められているということですが、それじゃあ、開発行為等支援要綱、これがですね、制定された目的というか、趣旨ちゅうかな、その辺はどうなっていますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 開発行為等支援要綱が制定された趣旨とはというご質

問に対してお答えいたします。

開発行為等指導要綱、開発行為等支援要綱とも、平成9年1月に制定しております。定住施策を行う上で、宅地開発は欠かせないものと考えており、1万平米未満の宅地開発に当たっては、法的規制がない本町では、インフラなど良好な住環境を確保するため、開発行為等指導要綱において主に公共施設に関する設計基準を定め、これらの公共施設について町へ移管することとしております。

これにつきましては、道路幅員の確保、袋小路の道路の防止、雨水排水の流末の確保など、良好なインフラの提供、また、町へ移管していただくことにより、町で管理するものであります。開発業者が宅地開発に当たり、この開発行為等指導要綱に基づく開発を促すために、開発行為等支援要綱を定め、道路等の公共施設の整備に要した費用に対し、補助金を交付しております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 今、開発行為等指導要綱についてお聞きしていますが、先ほど外形的な基準を定めているような説明をなさったけども、外形的な基準というのはどうか、お願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 開発行為等指導要綱に定めている設計基準についてご説明を申し上げます。

宅地につきましては面積を230平米以上とし、宅地の形になりますけれども、短辺と長辺の割合を1対1から1対1.5程度とすることとか、また、公共施設については道路の幅員、舗装構成など、排水施設については、流量計算に基づく施設の計画、その他公園の設置、消防施設、ごみ集積場等の基準を設けております。

道路の舗装構成については、設計基準では標準的な舗装構成を示しておりますが、CBR試験を行い、結果に基づき舗装構成を決定するように指導いたしております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** それじゃあ、公共施設等に関してちょっとお尋ねしますが、公共施設について、試験結果に基づくとか、流量計算を行うとか規制されてるがですね、宅地については、今おっしゃったような面積とか形だけではないんですか、それじゃあ。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 町の開発指導要綱におきましては、宅地部分に限ってではございませんが、盛り土工事において、地盤の緩み、沈下等を防ぐため、土地の締め固めを行うこととしております。

締め固めに当たりましては、巻き出し厚を最大30センチと規定しております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 今、締め固めという言葉が使われましたけど、私も詳しくないけども、固めるのだろうというように思うんですけども、それじゃあ、締め固めという規定だけでですね、調査とか試験とか規定はないんですかね。それだけでいいんですか。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 開発行為等指導要綱の設計基準の参考としております都市計画法の開発許可基準では、5万平米未満の開発は、土質調査や試験の規定がなく、本町の開発指導要綱においても規定を設けておりません。本町では、先ほど説明いたしましたとおり、1万平米未満の開発についての法的規制がなく、上位法である都市計画法に準じた形で開発行為等指導要綱を定めております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） それじゃあですね、お聞きします。それじゃあ、実際家を建てる時にですよ、地盤調査等は誰がやるんですか。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 地盤調査について誰がやるのかというご質問ですけども、地盤調査につきましては、建築基準法第19条第2項で、湿潤な土地、出水のおそれの多い土地、またはごみその他これに類するもので埋められた土地に建築物を建築する場合には、盛り土、地盤の改良、その他衛生上または安全上必要な措置を講じなければならないとされております。これにつきましては、建築主から依頼された設計者が地盤を調査し、その地盤に応じた措置を行うこととされております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） それじゃあですよ、今おっしゃった建築主が設計者に依頼して地盤を調査するということですね。そしたら、それならばですよ、調査の結果、もし今回みたいに家を建てる時に液状化対策が必要というような場合は、今度は誰がするんですか。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 調査の結果、液状化対策が必要な場合、誰が行うかというご質問について、お答えさせていただきます。

宅地開発については、先ほど説明しました関係法令、宅地造成規制法や都市計画法がございますが、これらの法律では、地盤の液状化を防止するための規定は設けられておりません。現行基準では、先ほど説明いたしました建築基準法19条2項の定めにより、液状化対策は建物の設計者側で考慮することとなっております。

また、建築基準法施行令第93条及び平成13年7月2日国土交通省の告示第1113号において、地盤の調査方法、許容応力度、支持力を定める方法等が示されております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** いろいろやりとりしているわけですけど、それじゃあですね、地盤調査の結果、軟弱地盤であったり、地中に埋設物があり家を建てるのに支障を来す場合、それは全て土地を購入し、建築される側の責任になるというふうな解釈に私はなったんだけど、そういう解釈でいいのかな。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 家を建てるに当たり支障を来す場合、全て土地を購入された方の責任になるのかというご質問ですけれども、購入目的に支障を来すような場合、今の質問でありますと、個人の住宅を建てるというところで支障を来すか来さないかというところになるかと思えます。このような場合、購入者は売り主に対し、土地の瑕疵責任について損害賠償等を求めることができます。

これにつきましては、過去の裁判例を見ますと、土地取引の契約の内容や契約に至るまでの経緯、また、支障の状況により司法の判断がなされております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** それじゃあお聞きしますが、今回、私が取り上げた芝原団地。この芝原団地について、購入後、建築に際してそのようなことがあっているのかどうか、行政にそういう相談とかそういうのがあっているのかどうか、それはどうね。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 芝原団地購入後に建築に際してそのようなことがあっているのかというご質問ですけれども、購入者がそれぞれ家を建築される時、それぞれ地盤調査を行っておられると思いますが、私が知る限り、そのような報告、相談はあっておりません。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** それじゃあですね、次に進みます。地中埋設物が承認団地で見つかった件について質問いたします。

これまでの議会答弁で、液状化対策工事中、地下2.5メートル付近で発見され、宅地造成工事の前の地盤高より深い位置で発見されており、また、造成工事中の管理写真等を確認する限り、今回の造成工事中に混入された物ではないという趣旨の答弁があったかというふうに記憶しております。

それじゃあ、造成前に混入されていたとしてもですよ、地中埋設物があったことには変わりはないが、そういう意味で、町が承認した団地であることから、その辺の責任をどういうふうに考えておられるのか、お聞きいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 承認団地であることに基づきまして、町の責任はということですが、繰り返しになりますが、都市計画法による開発許可基準では、開発面積5万平米未満の土地につきまして、調査、試験は求められておりません。また、本町

の開発指導要綱についても、外形的な基準を定めたものであり、土質調査・試験の規定は設けておらず、地盤等を保証するものではなく、町の責任はないものだと考えております。

先ほど、液状化の質問で答弁しましたとおり、土地の瑕疵責任につきましては、売り主・買い主の民間の問題と捉えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 液状化対策工事で発見した地中埋設物の処分費、これは町で負担していると聞いていますが、今言った土地の瑕疵責任について、それじゃあ開発業者に対して撤去費用の負担等は求めなくてもいいのかということをお聞きします。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それではお答えいたします。

埋設物は、液状化対策工事を行う上で支障物となり、法令に従い、発見者として処分を行っております。開発業者に対し費用負担を求めないのかということにつきましては、開発業者からは道路として移管を受けており、地中埋設物の存在が道路としての機能を阻害しているものではなく、瑕疵に当たらないという判断で、請求は行わないことにしております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** それじゃあ、地中埋設物についてお聞きします。

報道ではですね、地中埋設物に関して、産業廃棄物と報道がなされております。産業廃棄物なのか、もし産業廃棄物ということであれば、どのように処理されるのか、その辺をまずはお聞きいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 産業廃棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第4項第1号に規定されておまして、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など、20種類が定められておまして、工作物の新築、改築、または除去により生じたコンクリートの破片などは、瓦れき類というのに分類されます。

今回、液状化対策工事で発見されましたコンクリート片につきましては、由来は定かではないものの、事業活動に伴う場合には産業廃棄物と判断されるかと存じます。また、玉石などの自然石につきましては、法令で定める20種類のいずれにも分類されませんので、たとえ事業活動によって生じた物でありましても、コンクリートの付着などが無い限り、産業廃棄物には分類されません。

なお、工事などの際に地中から出てきたコンクリート片は、産業廃棄物として廃棄物処理業者に処理を委託することになります。一般的に、コンクリート片の処理としましては、産業廃棄物の中でも環境に負荷を与えにくい廃棄物に分類されていることから、廃棄物処理業者を経由しまして、主に道路などの路盤材として再利用されておりますし、最終的に



埋め立て処分をする場合におきましても、安定型の、いわゆる素掘りなんですけど、安定型の処分場に埋め立てることができるものというふうになっております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** いろいろ担当課長さんとやりとりをさせていただいております。そこで町長にお尋ねをいたします。今まで私がやりとりの中で、今回の液状化、それから地中埋設物の件についてですよ、午前中、2番の佐野議員の答弁もされたと思いますけど、再度私のほうから質問させていただきます。町としての責任はどうなっているかということをご答弁お願いしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 宮川議員おっしゃるとおり、午前中の佐野議員のときにもお答えをいたしましたけれども、繰り返しになりますけれども、ご容赦いただきたいと思ます。

この芝原地区の液状化対策に関しましては、国の宅地耐震化推進事業、こういう制度をですね、いかにして獲得するかと、事業化するかということで、非常に頑張ってきたつもりであります。そういった要望活動等が実りまして、今回そういった液状化対策の工事も施工に至ったわけでありまして、是非その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

そういう中で、一日も早い復旧を目指しましたところで、測量と調査と設計、これを一緒に、一連の事業として実施をいたしました。その結果、地下水位低下工法についてもいち早く決断をして、県内先駆けてこの工事のほうも着手をさせていただいております。

それから、この工事の施工後については、当然維持管理費、電力量等の負担が発生するわけですが、この件については、町のほうで維持管理をしていくということになりますので、その辺についての住民負担は求めないということで決定をしております。

それと、住民の方々が不安に思っておられるのが、説明会のときもありましたけれども、埋設物の関係で、水質にどう影響があるのかということもお尋ねになりました。この件については、今、工事の中で地下水のほうが出ますので、それを分析して調査を行うということでございます。この結果については、住民の皆さん方にお知らせをしたいというふうに考えているところであります。

最後に、町の責任についてのお尋ねがありましたけれども、先ほどから担当課長も申し上げておりますとおり、同じ内容になりますけれども、今回の件につきましては、やはり住民との問題であるというふうな認識を持っておりますので、直接町の責任については問われないというような判断をしているところであります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** それじゃあ、次に行きます。次はですね、宅地開発に伴う補助金について質問をいたします。

ある新聞報道ではですね、私が読んだ印象では、開発業者が補助金を住宅開発以外に使ったんじゃないかというような見出し、また、町長の親族企業に対して補助金を交付ということですね、補助金決定に関して何かゆがめられた決定がなされたような内容には受け取ったわけですが、補助金については、補助金についてですね、手続上問題がなかったのかどうか、質問をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後 2 時41分

再開 午後 2 時42分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 開発支援要綱に基づく補助金が交付されたことによって、適正な手続がとられたのかという質問ですけれども、申しわけございません、ただいま休憩をとらせていただきまして、資料配付させていただいております。この資料につきましては、今回報道がなされた後、マスコミ各社から同じような質問等がございましたので、そのときに配付させていただいた資料を、今、配らせていただきました。

それでは、開発行為等指導要綱に基づく開発事業等の計画の承認、指導要綱の部分、それと、開発行為等支援要綱に基づく補助金の交付の詳細な経緯につきましては、ただいま資料を配付させていただきましたので、概略だけで説明させていただきます。

資料につきましては、左側が年月日、その次が開発指導要綱のほうの手続上の記載、その次が、開発行為等支援要綱、補助金の部分の時系列で並べたものとなっております。

まず、開発行為等指導要綱に基づく開発行為等の事前協議申請が平成18年の11月に提出されております。町では、開発指導審査委員会を開催し、申請内容の審査を行い、審査会での意見を同年の12月に開発指導通知書として、申請業者に対して通知をしております。申請時点では現町長の就任前であり、また、申請企業の役員でもございました。その後、開発指導通知を通知した後、その後、申請に基づき予算を平成18年の12月の議会に補正予算として計上し、議決を得ております。平成19年の9月1日の現町長就任後の10月に、開発指導通知に対する回答が提示され、同月に開発事業等計画の承認及び開発行為等支援補助金の交付決定を行っております。

これら手続に関しましては、現町長の就任前からの一連の流れであり、たとえ現町長が就任されなくとも、開発行為等指導要綱に適合する事業計画であれば、開発事業等計画の承認及び開発行為等支援補助金の交付決定がなされたと考えております。

また、開発行為等指導要綱に基づき開発事業等の計画の承認を行い、工事完了検査に合格し、道路等の公共施設について開発業者から町への寄附が完了したものについて、開発行為等支援要綱に基づき公共施設整備に要した事業費を限度に、要綱で定める額を上限に補助金を交付しており、要綱に従って適切に行われたと考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** じゃあ、次に、液状化対策工事についてお聞きをいたします。

現在、芝原地区で実施している液状化対策工事の概要並びに進捗状況について、建設課長のほうから答弁をいただきたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それではお答えいたします。

芝原地区では地下水位低下工法を採用しており、町道下への排水管設置、集めた水を排水するためのポンプ設置、側溝や舗装などの道路施設の復旧を行います。

11月末現在で、排水管約650メートルのうち330メートルが完了しております。主に西側の芝原第二団地のほうです。芝原第一団地につきましては、現在工事が一時中止しておりますので、施工が進んでいない状況でございます。

また、排水ポンプ施設については発注を行い、工場製作中でございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** それからですね、芝原団地の住民の方から、地中埋設物の原因が究明されるまで、工事の一時中止を求められているというふうに思っていますが、それじゃあ、芝原地区で液状化が起きた要因、また、地中埋設物との関係は、今までいろいろお聞きしていましたが、再度ここでもう1回、確認の意味でお聞かせ願えませんでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それではお答えいたします。

液状化の主たる要因は、先ほどから申し上げておりますとおり、砂分、水、そして大きな揺れでございます。芝原地区では、本地下水位とは別に、高い位置に地下水位が確認されており、水と砂分、地震による大きな揺れにより液状化したものと考えられます。また、地中埋設物との関係については、一般的に、同じ土質に粒径が大きな石やコンクリートが混入している場合などとそうでない場合では、混入している場合のほうが液状化現象が発生しにくいと言われております。よって、液状化と地中埋設物との因果関係はないものと考えます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** それでは、芝原団地の住民の方がこの事業の一時中断を求められているのか、また、その説明会をやっておられると思いますけど、その中でどのような意見が出たのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それではお答えいたします。

工事一時中止の嘆願書につきましては、事業対象家屋が41戸ありまして、36戸分の署名

がなされております。説明会時には、工事を進めてほしいとの意見も出たため、全ての芝原地区の住民の方が同じ考えではないと考えられます。説明会では、要望書、嘆願書記載内容のほかに、宅地内の埋設物の調査、発見された埋設物の処分費の保証、それと、宅地の地盤強化といった要望、それと、埋設物があることによる環境への影響がないかといった声が届いております。それと、固定資産税の減免などの処置はないのかといった質問が起こっております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 埋設物の調査や保証については、これまでの答弁で民民の問題ということでの答弁でいいんじゃないかというふうに思います。また、環境調査についても、町で調査を行うと答弁をいただいていますので、それもそれでいいんじゃないかというふうに思っております。ただ、先ほどおっしゃった固定資産税、これについてはどのようになっているのか、税務課長に答弁をお願いしたいと。

**○議長（緒方哲哉君）** 税務課長。

**○税務課長（井上幸介君）** それでは、固定資産税についてお答えいたします。

地震の発災年度であります平成28年度、その分の課税につきましては、被害の程度により減免を実施しております。また、それ以降の平成29年度以降分につきましては、修復が未完了の土地、それと家屋につきましては、被害の程度により軽減措置を実施しております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 先ほど建設課長の答弁の中にあっただけども、説明会時に工事を進めてほしいという意見もあったようだが、液状化対策事業を、それじゃあ、今後どのように担当課として進めていこうというふうに考えておられるのか、お聞きをいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 今後どのように進めていくかということですが、要望書、嘆願書に対する回答書に記載し、住民の方々には町としての回答を行っておりますとおり、液状化対策事業については熊本地震の災害復旧工事であり、甲佐町としても早急な事業完了が求められていると認識しております。芝原団地で実施する工事であり、芝原団地の過去の実情と切り離せない感情は理解できますが、早期復旧が芝原団地の方々の生活再建の一步となり、復興に向けて必要なものと認識しております。原因究明を求められている事項と分けて考えていただくようお願いして、工事については進めていきたいと考えております。

埋設物が入った原因究明は難しい状況ではありますが、埋設物が液状化の主たる要因とならないことの説明や、地下水の水質調査を行うことにより、環境への影響の不安の声に対して、少しでも安心材料となるような説明を行っていき、工事を進めていくように考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） じゃあ、最後になりますけど、町長としてのお考えを最後にお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 10月の31日に、芝原団地の地区住民の方々に対して、町のほうから説明会を行っております。その際にも私のほうから申し上げましたけれども、非常に団地に住んでおる皆様方におかれては、熊本地震の爪跡がまだ残る中で生活を強いられているということについては、十分理解をしているところでありますけれども、やはり一日でも早い復旧・復興に向けて、やはりこの液状化対策の工事については非常に大事な事業でありますので、是非ともご理解、ご協力をいただきたいというようなお話をさせていただいた経緯があります。

今も同じような気持ちでありますので、町側としては、先ほども申し上げましたけれども、調査の結果等も出ておりますので、その辺を踏まえたところでのお願いを今後もやって、何とか理解していただけるような説明を続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 町長に答弁していただきましたけど、やはりですね、住民の方に親切丁寧に説明をして、理解をしていただく以外はないと思います。そして、やはり建設課長が申しておりましたように、芝原団地の早期復旧・復興ですね、それとまたこの埋設物は分けて考えて、復旧は復旧で進めて、そして対応していくべきじゃないかなという、今、思いをしておるところでございます。

何を申しましても、住民の方が不安のない生活を送られる日が一日も早く来ることを希望しているものでございます。再度申しますけど、やっぱり住民の方に親切で丁寧に、行政としては、今後もですね、説明をしていただきたいという希望をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、7番、宮川議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。3時10分から開会したいと思います。

---

休憩 午後2時58分

再開 午後3時10分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、12番、中村幸男議員の質問を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 12番、中村幸男でございます。一般質問の通告書に基づいて、質問をさせていただきます。また、今期ですね、最後に私は次は出馬はしないというふうなことでですね、最後の一般質問をですね、するわけでございますが、どうかいい返事を

いただくようにですね、まずもってお願いしておきます。

そういうことですね、順を追って質問をいたしますけど、ふるさと納税の今後の取り組みについてということで出しております。このふるさと納税につきましてはですね、私がもう何回も質問し、いろいろ執行部の皆さんとやりとりをしておる中でございますが、特にですね、年度当初予定しておりました額に対して、今現在の額はどのような、平成30年度11月末ぐらいでわかればですね、教えていただきたいんですけど。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** ふるさと納税の平成30年度の目標額に対して、今現在のふるさと納税額はというご質問に対してお答えさせていただきます。

平成30年度は、ふるさと納税の運営サイトを1サイト増やし、目標を3,750件の4,500万円としております。11月末時点での寄附の実績といたしましては405件、749万3,000円という状況であり、目標額に対し約16.7%、また、昨年度の同月までの寄附額と比較いたしましても、65.7%という厳しい状況でございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 課長が今、答弁したとおりでありましてですね、余りにも予定額に対してですね、少ない。これはですね、やはり震災絡みでですね、震災地に対しての納税が多いというのは私も十分理解しております。ただ、我が町はですね、やっぱり総務省が余りにも高額な返礼品等の規制もあってですね、甲佐町はそういうことはやっておりませんけどですね、そういう総務省あたりの指導に基づいたふるさと納税のやり方ですね、このような数字が出たかと思っておりますけどですね、やはりそれなりの理由は、地域振興課長あたりはわかっておられますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 大変目標額に対して厳しい状況であるという認識を持っております。

本町におきましては、平成29年度から、ネット上でサイトを設けまして、寄附額に関しましてはクレジット決済という形で行っております。それ以前につきましては、震災前の平成27年度までにおきましては、寄附額等につきましては100万円もいってない状況でございました。

平成28年度、熊本地震が発生いたしまして、平成28年度につきましては87件、約1,400万円のふるさと納税の寄附をいただいているところです。平成27年と比較いたしますと、平成27年は21件の94万1,000円で行っていただきました。平成28年度につきましては、87件の1,408万5,000円の寄附をいただいております。平成29年度につきましても、震災に関係いたしまして、寄附者の方もおられますし、平成29年度は新たに、これまで直接金融機関等のご寄附または役場での会計課でのご寄附という形でしたけれども、平成29年度に関しましては、ネット上で電子決済等ができるようにしたこともありまして、1,263件、1,653万5,000円というご寄附をいただいているところです。平成30年度につきまして、本年の11

月と昨年11月と比較いたしますと、約35%ほどの減額となっております。

電話での聞き取り調査ですけれども、上益城郡内の現在の納税のぐあいをお聞きしましたところ、上益城郡内の自治体においても、2割から3割程度減じております。これにつきましては、ふるさと納税をしていただく皆様、平成30年度につきましては大阪の北部地震、または西日本豪雨、または北海道での地震等が発生いたしまして、そちらのほうに復興支援という形で寄附がなされているのかと考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そういうことですね。ふるさと納税についてはですね、私が何回も質問しておる中でですね、ふるさと寄附金検討プロジェクトというのが立ち上げられたと思います。このプロジェクトチームは今現在も残っておるわけですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** プロジェクトにつきましては、平成29年度、ネット上での寄附ができるような形で検討がなされたと思います。現在につきましては、そのプロジェクトのほうでの検討等は行っていない状況です。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** プロジェクトチームの報告書あたりには詳しくですね、いろいろやり方も書いてあったわけですね。だから、そのプロジェクトチームあたりもやはり残しとっていただいてですね、時代に沿うた、やっぱりふるさと納税の、いかにして甲佐町にやっていただくかというですね、今後やっぱりやっていただきたいという思いも持っておりますしですね、やはり私がこの1番から4番まで質問通告書を出しておりますけれどもですね、みんなそういうふるさと納税が増えてこそですね、できるようなことでもないかという思いで質問しておるわけでございますのでですね、町長、そういうことですね、是非このプロジェクトチームあたりはですよ、またつくっていただいてですね、担当課じゃなくしてですね、やはり若い世代を入れてですね、どうか検討していただくようなことはできないでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** このふるさと納税の返礼品等についても、これまでは商品といったことに主眼を置いて、いろんな商品開発がなされていたと思いますけれども、新たな取り組みとしては、他の自治体あたりをニュースで聞きますと、見守りであったり、墓の清掃であったりとかですね、そういう新たな視点での返礼品といいますか、そういう対応をなされているところもあるというふう聞いておりますので、甲佐町としても、今後新たなそういう取り組みについては是非検討していくべきだろうというふうには思っています。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そういうことですね、担当課長に新しい取り組み、町長が触

れられましたけどですね、そういう新しい取り組みについて、あったらですね、お聞きしたいと思いますけど。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 新たな取り組みということでご質問ですけれども、平成30年度におきましては、新しい返礼品といたしまして、高額寄附者向けへの返礼品を開発しております。これにつきましては、毎月1回お礼の品を届ける半年コース、寄附額8万円、1年コース、寄附額13万円という形で、11月より受付を開始しております。

また、ふるさと甲佐町を離れ、本町に土地、家屋、お墓を持っておられる方に対して、これにつきましては、シルバー人材センターにより、空き地・空き家の草刈りサービス年2回、寄附額4万円、お墓清掃サービス、寄附額1万2,000円といった商品を開発しております。この空き家・空き地の草刈り及びお墓につきましては、先週からですね、受付を開始しているところです。

また、高額寄附者向けの返礼品につきましては、募集を開始しました1月19日より受付を開始しておりますが、既に1年コースの13万円につきましては3件のご寄附をいただいているところでございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そういうですね、やはりお墓の掃除とか、甲佐を離れてですね、東京とか、家をあけて行っておられる方の見守り、草刈りですね。いいアイデアだと思います。そういうことをですね、今後も頑張ってくださいですね、いかにやっぱり甲佐の財政に貢献できるかというですね、努力をしていただくことをお願いしてですね、次に進ませていただきます。

続きましてですね、人口増対策にということで、何を聞くかと思われると思いますけどですね、人口対策については4番議員がいろいろお尋ねになりました。そういう中でですね、町の支援で人口増はできないかという観点のもと、質問をさせていただきます。

まずですね、人口増対策には関係ありませんけど、店舗改装に対して利子補給等を長年やっていただいております。どうも最近はですね、店舗改装あたりも、震災後利用があつてないような状況でございますけどですね、利子補給自体がですよ、意外と知らない方がおられるわけですよ。私たち商工会もですね、努力不足というような点も私も今感じておるわけでございますが、近年の利用状況あたりは、どのような状況になっておりますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 店舗の新築、改装に対します利子補給制度についてお答えいたします。

本町では、中小企業の振興を図る目的で、従業員数が、製造業では20人以下、商業・サービス業では5人以下の法人または個人事業主を対象に、中小企業店舗の新築改装等の融資利子補給事業を行っております。

近年の状況ですけれども、平成29年度につきましては、実績といたしまして0件となっ



ております。平成30年度につきましては、現在、相談が1件あっているという状況でございます。直近の5年間でも、これまで1事業所の3件のみ利子補給を行ったということになっております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そういことですね。この利子補給についてはですね、ネットあたりには載ってないんじゃないんですかね。私がある方に1件、課長が申されましたけど、利子補給はお願いしましたかというようなことをですね、そういうことでネットを調べたら、ネットに載ったらんというようなことございました。そういうことですね、やはりネットあたりも是非載せていただいてですね、今後、商工業発展あたりにですね、是非、頑張る商工業となるためにもですね、ネットあたりも載せていただきたいと。特に若い世代はですね、やはりネットあたりをですね、中心にやっぱり見るのが今の時代ではないかと思っておりますので、その点よろしくお願ひ申し上げます。

続きましてですね、この利子補給に絡んでですね、本町にはアパートが多数ありますが、空き室が少なく、甲佐町に住みたいが仕方なく他市町村に行かれるケースをよく耳にすることがあります。アパートが増えることにより、少なからず人口増につながるのではないかと考え、アパート数や部屋数の増加を図るための施策として、新築や改装に対しての利子補給や税の減免を検討してはどうか。また、現在の民間賃貸住宅の戸数や空き家の状況はどうかということをお尋ねしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（一圓秋男君）** 本町の民間賃貸住宅、マンション、アパート、一戸建ての貸し家につきましては、本格的な調査をしているわけではございませんけれども、現在把握している戸数としましては、マンション・アパートが21棟の131戸、貸し家が72戸で、空き状況につきましては把握はできていない状況です。

今、利子補給、税の減免を検討してみてもどうかということですが、建設を考えられる民間事業者に対しましての支援ということで、施策としましては今、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯を対象としました地域優良賃貸住宅制度がございます。この制度は、事業主体が公共・民間を問わず支援されるものでありまして、建設費や家賃低廉化に対しまして国の助成がございます。現在建設中の子育て支援住宅につきましても、この制度を活用して建設をされているというものでございます。

また、今そういう利子補給または税の減免以外の方法としましては、建設費だけを助成するとか、数百万円助成するとかですね、家賃を補助するとか、全国的な事例を見ますと、いろんなやり方をされているところがございます。賃貸住宅を建設される方に対する支援施策につきましては、そのように全国的にさまざまな取り組みが行われております。

ご質問の新築・改装に対しましての利子補給、税の減免も含めましてですね、今後、引き続き検討してまいりたいというふうに、担当課としては考えているところでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 税務課長。

**○税務課長（井上幸介君）** 税の減免についてお答えいたします。

まず、甲佐町で独自で税の減免制度を実施しているということは、現在のところございません。ただ、地方税法上で規定されている税の軽減制度というのがございます。そのほうを紹介させていただきたいと思います。

まず、改装の場合については減免措置等はございません。ただ、新築の場合に、土地の部分、宅地の部分、それと家屋の部分に軽減措置がございます。まず、土地についてでございますが、小規模住宅用地の特例という制度がございます。この制度は、200平米以下の住宅用地について、固定資産税の計算の基礎となります課税標準額を6分の1の額とするものでございます。

通常の一戸建ての住宅に関しましては、1戸当たり200平米、そこまでが6分の1ということになりますけれども、マンション・アパート等の集合住宅では、住戸数1戸当たりで200平米ということになりますので、例えば部屋数が5部屋ある場合については、1,000平米が6分の1の軽減対象となります。また、1戸当たり200平米を超えた部分の敷地面積については、一般住宅用地の特例としまして、家屋の面積の10倍を限度として3分の1の額に軽減されるものでございます。この制度につきましても、居住できる建物が建っている間は継続し続ける軽減措置でございます。

続きまして、家屋、家の部分についてですけれども、これにつきましては、新築住宅の軽減措置がございます。これにつきましては、集合住宅については1戸当たり床面積が40平米以上、280平米以下の場合、新築後3年間、固定資産税を2分の1の額にするものでございます。

通常の木造等の建物の軽減期間については3年間ですけれども、3階建て以上の中高層耐火住宅、この場合には5年間となるものでございます。これが現行の制度でございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そういうことですね。ただいま企画課長及び税務課長の答弁です、あくまでこれについてはですね、国、県あたりのですね、税の減免または補助等であってですね、私が申したいのはですね、緑町を例に挙げてですね、本年の3月からですね、今日にあたってですね、1件については、子どもが帰ってくるけど部屋が狭いからということで御船に転居されました。1件についてもですね、家族が多いからと、同居がもうできないという状況で、やはり御船に転居された。だから、御船はそういうですね、広い住まい、アパートがあるわけですね。

あえてこういう質問をしておるわけですが、こういう国・県の支援がある中でですね、やはり甲佐町独自としての支援はないものか。この支援することによってですね、アパート経営されておる方はもちろん、賃貸住宅持っておられる方もですね、やはり改装あたりもやってみようかという気持ちが出てくるんじゃないかと思っております。

まず、町としての独自の支援、または税の減免と私がお願いしてもですね、やっぱり担当課長がそれを「やります」というようなことは、答弁はできないと思いますですね、この点については、町長いかがでしょうか。これをすぐやってくださいということじゃなくしてですね、やはり今、震災の復旧・復興の時期であって、今後やはり、ふるさと納税あたりを増やしていただいて、どうかそういう人口増対策につながるようなことでできないか、そこをお聞きしたいと思いますけど。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** 中村議員の28年の議員活動の中で、いろいろ研究・検討された上でのご提言だと思いますけれども、アパート・マンションの改装・新築についての町独自の負担軽減の施策ということでお話をいただきました。これがひいては、住宅戸数増、そして人口増にもつながるといえるようなことだろうと思います。

他の自治体の中でこういった施策をやっているというような事柄については、承知おきをしておりませんが、幾つかの視点でですね、やはり検討しなくちゃならない項目があるかと思います。まず、この税の軽減措置で行くのか、それか補助金制度で行くのか、そういう方法論の問題が一つ。それと二つ目には、当然財源の問題もかかってきます。それと三つ目には、施策の有効性。そういったことも総合的に判断しなくちゃならないかなというふうに思っているところでありますけれども、そういった事柄を総合的に判断しながら、今後の施策の一つとして、今後検討させていただきたいということだと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そういうことですね。西寒野の町営住宅跡地とか、幼稚園跡地とかですね、一般質問の中で出てきておりましたけどですね、やはり住宅開発、大変今後難しいと私は捉えております。

ある知った方がですね、住宅開発しようと思ったけどですね、例の芝原団地問題でですね、砂利を掘った後だから、もうやめたというような言葉も聞きました。だから、そういう開発ができんならですね、そういうアパートとか、マンションは甲佐はありませんけどですね、そういう支援が、逆に人口増につながっていくんじゃないかという思いでお尋ねしたわけでございます。ただ、今の町長の答弁はですね、いつかはやるぞというような感じでとりましたので、今後、是非よろしくお願い申し上げます。

続きましてですね、子ども医療費についてということですね、出しております。この子ども医療費についてはですね、中学3年生までが利用できるわけでございますが、この子ども医療費について、利用状況について、まずお尋ねしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** それでは、子ども医療費助成事業の過去5年間の状況についてご説明申し上げます。

子ども医療費の給付状況につきましては、平成25年度が利用件数2万627件、26年度が2万65件、27年度が1万9,552件、そして平成28年度が1万9,239件と、少子化などに伴い

徐々に減少しております。

また、平成28年度から29年度の上半期までは、熊本地震による医療費減免の影響があり、平常時の数値とは言えない状況となっております。ただし、平成29年度においては、熊本県内の子ども医療費を完全現物給付化を実施したことによりまして、2万1,138件となり、給付費につきましては3,936万4,111円となり、給付件数は増加の方向に来ております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** ただいまですね、利用件数、また状況につきましては、十分理解ができたわけですが、実際ですね、利用者がどのくらいいるかと。就学前、小学生、中学生別にですね、どの程度利用しているか、その点をもう一度。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** それでは、平成29年度の実績を分析した結果をご説明申し上げます。

子ども医療費を年間1回以上利用しておられる利用者の実人数は1,414人となりまして、有資格者の1,472人で割りますと、約96%の子どもさんが利用されているというような状況でございます。

給付の内訳としましては、年代別を就学前児童、それと小学生、中学生と三つに割って分析しました結果では、まず、就学前児童が利用者が585人で、全体の41.4%となります。給付額につきましては1,903万6,783円となり、給付額では48.4%というふうになります。小学生につきましては、利用人数が566人で約40%。支給額で申しますと、1,419万4,764円で36.1%。中学生になりますと、利用者数が263人で18.6%、支給額が613万2,564円で全体の15.6%となっております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 医療費の助成費利用状況についてはですね、課長の答弁でわかりましたが、平成29年度の調べによるですね、子どもたちの虫歯、12歳児1人平均の虫歯数はですね、全国平均が0.82本に対して、熊本県平均はですね、1.06本と劣っております。さらに甲佐町平均は2.19本と、県内でも最下位に近い状況にあるのが現実でございます。また、全国トップは新潟県と愛知県の1人平均0.4本だそうです。

担当課は、この状況をどう捉えているか、お尋ねしたいと思いますけど。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 今、中村議員がおっしゃるとおり、虫歯の数等については、全国平均または県下平均に比べまして、甲佐町は増加、大きいというふうに伺っております。これにつきましては、町の小中学校全部挙げて、今現在取り組みを行っているところでございます。これにつきましては家庭の教育もありますし、その関係もありまして、PTAと連携をしながら、昨年度から虫歯予防等について協議を行っているところでございます。

以上になります。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** あくまでですね、29年度を挙げて私はお尋ねしたわけでございますけどですね、やはり歯は80歳になっても20本とか、健康では歯が大事というようなことは言われておる中ですね、あえて私が質問したわけでございます。

そこでですね、給食費について、近年、町の助成費についてをまずお尋ねしたいと思えます。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 給食費についてご答弁させていただきたいと思えます。

給食費につきましては、小学校が月額4,100円で、中学校が4,600円、それを保護者のほうから徴収をさせていただいております。その給食費につきましては、全て食材費ということで使わせていただいております。平成29年度における食材費は約4,392万3,000円というふうになっています。

また、業者に委託しております給食の調理に関する事業費等につきましては、平成29年度につきまして、5,051万7,556円という形になっております。

以上になります。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** この給食費についてのですよ、29年度については、もちろん教職員の先生方の分も入っておるわけですよ。入った中でのこの数字なんですよね。はい。

そこでですね、次の4番の質問が一番ちょっと時間がかかるということですね、町長にお尋ねいたしますけどですね、福祉課長、学校教育課長よりの29年度を例に挙げて、小学1年生から中学3年生までの給食費保護者負担、1カ月ですね、私が計算が間違っておるかもしれませんけど、月342万5,200円ぐらいと思えます。徴収がね、11回だったですかね。年11回徴収する中で、3,770万ぐらいとなるわけでございます。この分をですね、町で助成はできないか。もちろん就学前児童585人、これについてはですね、現行どおり医療費無料化でですね、給付していただきたい。

についてはですね、現行どおり実施していただいて、子ども医療費、小学1年生から中学3年生までをですね、極端な言い方ですけど、町がやってもらえればまあ幸いですけど、医療費を小学1年から中学3年生を取りやめて、逆に教職員を除いた児童・生徒の給食費の助成はできないか。給食費の助成をすることでですね、29年度でいくとですね、小中学生807名が平等にですね、町の助成を受けられると私は考えるわけでございます。

また、給食費を助成することにより、町の負担は確かに1,800万ぐらい増えることはわかって、無理な質問とは思いますがですね、町長にお尋ねいたします。やはりですね、子どもたちは健康で、一生懸命勉学に頑張ったが一番理想ですけどですね、やはりインフルエンザ、または虫歯等でですね、やはり年1回ぐらいはかかるとするのは現実でございますが、給食費を助成していただければですね、100%の子どもたちにですね、助成できる。そしてですね、給食費の滞納あたりの解消もできるんじゃないかとの思いで、あえて町長

にお尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 議員もご存じのとおり、この子ども医療費の無料化の件については、以前から乳幼児医療費といった言葉を使っていたころから、本町においては郡内に先駆けて実施をした政策の一環であります。こうした施策がですね、定住促進事業と相まったところで、一時期は人口増に転じた年度もありましたし、その後しばらくは横ばいの状況で推移していたというふうに記憶をしております。

ですから、非常にこれは効果的であったというふうな思いを持っているところでありますけれども、これを給食費に今度は変えるとなったときに、基本的には、私の考え方が間違っているかもしれませんが、やはりこの給食費というのは食材の費用ということになりますので、徴収している保護者が負担しても、私はこれは問題のない性格のものというふうな思いでいるところであります。

それと、震災以降ですね、そういったいろんな住民サービスについては、やはり郡内の一つの自治体がぱっとやったときに、その影響が非常に大きいので、ある程度は郡内の中でも同一歩調をとっていったらどうかというようなですね、ご意見も出ているのも事実であります。ただ、これに固執するわけではないんですけれども、やはりそういった他町の動向等については注視した上で実施をしないと、またそれが逆にマイナス面に作用することもございますので、その辺についてはやはり慎重な対応が必要かなと、そういうふうに思ったところでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 町長の答弁、十分理解します。ただですね、医療費も中学3年生まで無料にして、給食費あたりも無料って、そういうことを私は言っとるわけじゃなかですよね。給食費を助成するなら、やはり医療費についてはというようなことですね、お願いしておるわけであってですね。やはり給食費、これについてはですね、子どもさんも中学生になったらほとんど病院にもかからないというような状況でございます。そういうことですね、やはり給食費を助成してやったほうが保護者はですね、喜ぶんじゃないか、町長はいい政策をされるなどやっぱり町民は喜ぶんじゃないかという思いでですね、お尋ねしておるわけでございますので。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** それと、ちょっと言い忘れたんですけど、つけ加えて申し上げさせていただくならば、国のほうでも給食費の無償化については論議がなされている状況もありますので、そのことも念頭に置きながら、国や県、それから先ほど申し上げたような他町村の動向等もですね、視野に入れたところで、教育委員会のほうとも協議する必要がありますので、その辺は念頭に置いたところで対処したい、検討したいというか、動向を見て推移を見守りたいということでもあります。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** どうか動向を見てですね、いろいろ検討していただくことをお願いいたします。

最後でございますがですね、創造的復興についてと漠然と書いておりますけどですね、熊本地震から2年8カ月が経とうとしています。甲佐町震災復興計画ではですね、復旧期間を平成30年度までとし、復興期間を平成32年度までとし、早期の復興に向け、さまざまな取り組みがますます進んでいることは認めます。

ここです、改めて確認の意味でお尋ねしますが、復旧及び復興の定義について、担当課長にお尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（一圓秋男君）** お答えします。

甲佐町震災復興計画につきましては、平成28年11月に策定し、計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間でございます。策定しております復興計画は、単にもとあった姿に戻すだけではなく、創造的な復興を目指すことを目的といたしております。

定義でございますけれども、復旧の定義としましては、災害前の姿に戻すことであり、平成28年度から平成30年度までの3年間で早急に取り組むものとしております。復興の定義につきましては、これまで以上に、よりよい状態にすることで、平成28年度から平成32年度までの5年間で取り組むものという定義づけをしているところでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番。

**○12番（中村幸男君）** 復旧のですね、創造的復興についてはですね、企画課長のほうのただいま答弁で十分理解はしましたがですね、そこで、単にもとの姿に戻すだけではなくということをお答弁されましたよね。だから、道路とかですよ、建物についてはですね、もとの形に戻すわけですよ。じゃあ、創造的な復興あたりは、道路とかそういうことじゃないと私は捉えておるわけですよ。

そこでお尋ねしますが、中身に入っていきますけどですね、社会教育施設である川平キャンプ場については、震災後利用されてきておりますけどですね、井戸江峡キャンプ場、これが九電だったかな、に貸してある関係でですね、利用されておられません。利用開始の時期等については、もうはっきりわかっておりますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** 井戸江峡キャンプ場についての利用開始時期ということでございますけれども、平成24年の1月からですね、ご存じのとおり九電の新甲佐発電所新設工事ということで貸し出しを休止しておりましたが、現在、若干熊本地震の影響で、工事は当初の予定よりは延長となりましたけれども、平成31年の8月までの予定でですね、休止をします。その後はこちらのほうで改修できる方向になるというふうに聞いております。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** ということは、7年ぐらいは使ってないということですかね。

じゃあ、今のままでほしい、改修というような答弁がありましたけど、現在のままで利用できますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** 現在のままで利用できるかというようなご質問でございますけれども、まず、このキャンプ場について、老朽化が進んでいるといった面から、これまでの建設の経緯について少しご説明させていただきます。

この施設は昭和60年に、炊事場、それとトイレ、駐車場の新設を皮切りに、数年間にわたり、まず最初にバンガローの3棟を新設いたしました。その後、新たにバンガローの2棟を建設いたしまして、最終的には平成9年に、キャビンの2棟と、それと管理棟が完成しております。

その間、随時貸し出しを行ってきたわけでございますけれども、現在の施設の状況につきましてではですね、ご存じのように経年によりまして老朽化が目立っております。それと、内部の設備も非常に古いものということで、そういったことで、昭和60年に設置しました炊事場とトイレ、それと最初に建設しましたバンガロー3棟についてはですね、現在、腐食が非常に著しく、利用については難しいんじゃないかと。取り壊しの必要も視野に入れていかなければならないというふうに思っております。

後に建設しましたバンガロー2棟と平成9年に建設いたしましたキャビンの2棟につきましてはですね、内部、外部の部分の改修と設備については、また新たに整備する必要があるというふうに思われます。

また、管理棟についてはですね、外部の改修、それと大規模な内部の設備の整備が必要になるというふうに考えております。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そこですら、先月の21日だったかと思えます。井戸江峡キャンプ場の改修方法についてはですね、甲佐町まちづくり協議会の一員であるパレット、まあ、パレットについてはですね、若い、本日も傍聴に来ておりますけどですね、そのメンバーからですね、町の方に提案がなされていると聞いております。パレットはですね、甲佐の若手を中心に組織されており、まちづくりに積極的に取り組んでおられます。

そこですら、担当課長にお尋ねしますが、このまちづくり協議会、これ6団体だったですかね、6団体の調印式もありましたが、どのような形ですら、このまちづくり協議会自体をですね、町の活性化のために取り組んでいくのか。協議会の目的達成のためにもですね、お尋ねしておきたいと思えます。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** それでは、まず、まちづくり協議会についてご説明をいたしたいと思えます。

本町の課題の中に、町全体を生かした観光ルート、町に長期滞在させるための仕組み、実施体制、宿泊施設等が十分でないなどがあります。また、全国的な課題となっている人口減少、少子高齢化は本町も進んでおり、空き家等の増加も課題となっております。



これらの課題を踏まえまして、甲佐町まちづくり協議会は、地域の古民家等を資源と捉え、観光需要を創出し、豊かな食及び自然を活用した交流を推進し、地域資源を活用した所得または雇用の増大に向けた取り組みを行い、地域活性化を実現することを目的として、今年度の6月、平成30年の6月に、今おっしゃられました一般社団法人パレット、医療法人谷田会、株式会社肥後銀行、甲佐町商工会、株式会社NOTE及び本町の6団体がメンバーとなり、民間主導により設立されたものです。

まちづくり協議会の活動といたしましては、今年度につきましては、農林水産省の農山漁村振興交付金を活用し、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取り組みを行っております。

協議会につきましては、本年の6月に協議会を設立し、先ほど中村議員が言われました連携協定につきましては、7月31日にこの6者で協定の調印式を行っております。

まず、この協定の中身につきましては、パレットさんにおかれましては、甲佐町の歴史的資源を活用した事業の実施、谷田会さんにおかれましては、甲佐町の歴史的資源を活用した事業の実施と同じですけれども、空き家を活用したヘルスツーリズムの実施、肥後銀行様におかれましては、グループと連携した投融資による金融支援等、また、銀行さんのネットワークを活用し、県内外の事業者の紹介と。また、商工会におかれましては、商工会との連携体制の構築支援、体験メニュー開発に対する支援。本町といたしましては、町の施策との連携、地域住民との連携体制の構築支援となっております。また、株式会社NOTE様にもこの協定に参加していただいておりますし、まちづくり協議会にも参加していただいております。NOTE様におかれましては、歴史的資源を活用した地域活性化に関するノウハウ等の提供やマーケティングを行っていただくことといたしております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番。

**○12番（中村幸男君）** 十分、この協議会の取り組み方、また目的達成のためですね、課長の答弁で理解いたします。

そこで、町長のマニフェスト項目の中にですね、若者のまちづくり活動への支援というのがあります。今回の提案についてですね、十分精査いただきですね、魅力ある創造的復興を推進していただくならと思っておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 先ほどからご指摘のこの井戸江峡キャンプ場の件でありますけれども、創造的な復興に向けて、来年度、改修等も計画しているところでございますけれども、今回まちづくり協議会のメンバーの1団体であります商工会青年部等の有志で結成されたパレットさんのほうから、時代のニーズを踏まえたところでのすばらしい提案をいただいたところでもございます。その手法等については、今回の提案を踏まえながらですね、十分検討してまいりたいという考えでおります。

また、指定管理者制度を採用することによって、これは新たな雇用創出にもつながりますし、また、交流人口あるいは関係人口の増にもつながるということで、非常にやはり期

待をするところでもあります。古民家再生と合わせたところですね、是非そのような検討を図っていききたいというふうに考えております。

なお、財政面については、国の交付金を活用したいと思っておりますので、国の地方創生担当部局、あるいは県の市町村課とも、現在、事業採択に向けた協議のほうも行われているところであります。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 町長の答弁で十分理解はしますがですね、そこで、町が取り組んでおります旧西村邸、プラス宿泊、フロントといいますかね、整備予定。また、パレットが取り組んでおります岩下2区の古民家、整備予定でございますが、それにやな場、加藤清正がつくった鵜の瀬堰、甲佐神社、井戸江峡、川平キャンプ場、現在ありますグラウンドゴルフ場ですね、それに、かわまちづくりででき上がっていくサッカー場、野球、ソフトボール、テニス場、また、麻生原のキンモクセイ、また、津志田河川公園等を結んだですね、緑川を中心にした観光づくりと申しますか、そういうルートができれば一番最高じゃないかと。また、かわまちづくりの中でもですね、そういう思いがあって、ああいう運動公園ができると私は捉えておる中ですね、こういうプロットづくりあたりが大事じゃないかと思えます。

先ほど町長にもお見せしましたけどですね、そのような緑川を中心としたルートづくりについてはどのような考えをお持ちでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 緑川を中心にしたルートづくりということですがけれども、今まで、これまで、まちづくり協議会またはパレットさんとも意見交換をする中でもですね、常にお話をさせていただいておりますのが、今ご指摘いただいた施設等をですね、まず、点を線で結んで、線が面に広がって、甲佐町が活性化すればというふうに考えております。

古民家再生につきましても、町中心部の古民家、例えば山間部の古民家、趣が違うかと思えますし、龍野の古民家、白旗、乙女の古民家と、それぞれ趣が違う古民家がございますので、そういったものも含めたところですね、古民家再生及びそういった観光ルートについてもですね、先ほど申しましたとおり、点を線で結んで、それから面に発展すればと考えておりますので、皆さんのまたご協力と知恵をいただければと考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そういうことですね、やはり商工青年部とか出てきましたけどですね、やっぱりJAさんのほうにもですね、青年部、女性部とかある中ですね、そういう若手の方のやる気のある方が頑張っこそ、甲佐町の活性化にもつながるというような思いを私は持っております。

また、先だっで行われました甲佐10マイル一つを例に挙げてですね、いろいろ言うわけ

じゃないんですよ。やはり招待競技者あたり、みんな市内とか大津とかですね、そういうところに泊まるわけですよ。やはり井戸江峡開発とか、古民家、また西村邸跡あたりがですね、ちゃんと整備ができればですね、甲佐はこういういいところがありますからというようですね、PRを兼ねたこともできると、私は捉えてですね、あえてこの質問をしておるわけでございます。

最後にですね、町長にお願いでございますが、今まで質問してきた中でですね、アパートの新築及び改装に対しての利子補給、税の減免、給食費の助成、また、井戸江峡の整備を含めた緑川を利用した観光マップづくりあたりをですね、この3点を創造的甲佐町の復興にするためにですね、次期町長選挙のマニフェストにですね、載せていただくことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（緒方哲哉君）** これで、12番、中村議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日、11日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れでございました。

---

散会 午後4時06分

1 2 月 1 1 日 (火曜日)

平成30年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 平成30年12月7日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 12月11日 午前10時00分 議長宣告  
1. 閉会 12月11日 午後3時32分 議長宣告

1. 出席議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 欠席議員

6番 西坂和洋

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 古閑敦	総務課長 西坂直
企画課長 一圓秋男	地域振興課長 北畑公孝
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 井上幸介
住民生活課長 奥村伸二	総合保健福祉センター所長 井上美穂
福祉課長 北野太	農政課長 岡本幹春
建設課長 志戸岡弘	環境衛生課長 橋本良一
会計課長 古閑敦	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 荒田慎一
社会教育課長 吉岡英二	農業委員会事務局長 岡本幹春
選挙管理委員会書記長 西坂直	代表監査委員 本田進

1. 開会 12月11日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

## 1. 会議に付した事件

- 日程第1 同意第3号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて
- 日程第2 同意第4号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて
- 日程第3 議案第51号 甲佐町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第4 議案第52号 甲佐町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第53号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第54号 町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第56号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 日程第9 議案第57号 甲佐町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について
- 日程第10 議案第58号 甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第59号 平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第60号 平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第61号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第62号 平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）
- 追加日程第1 議案第63号 業務委託に関する協定の変更について
- 追加日程第2 議案第64号 業務委託に関する協定の変更について
- 日程第15 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第16 議員行政視察研修の報告について
- 日程第17 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第18 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第19 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

**○議長（緒方哲哉君）** おはようございます。

議員の皆さんにお知らせいたします。6番、西坂和洋議員より本日の会議の欠席届が提出されております。また、10番、渡邊俊一議員より午前中の会議を欠席する旨の連絡が入っております。よって、ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### **日程第1 同意第3号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて**

日程第1、同意第3号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

**○税務課長（井上幸介君）** それでは、同意第3号についてご説明申し上げます。

同意第3号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。下記の者を甲佐町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、甲佐町大字■■■■■■。氏名、星本敏也。■■■■■■日生まれ。

平成30年12月7日提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、現委員である上村敦之氏が平成30年12月25日で任期満了となるためでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長の選任理由を求めます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** それでは、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

今回、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任のご提案をいたしております星本敏也氏は、甲佐町役場職員として長年にわたり勤務されており、在職中は税務課長も務められ、税に関する知識も豊富であります。また、平成27年4月から現在まで、有安区の嘱託員として町行政の円滑な運営のためご尽力をいただいているところでもございます。

このように氏は行政に対する豊富な経験と卓越した識見をお持ちであり、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任をしたいので、議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。  
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。  
これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。  
12番。

○12番（中村幸男君） 12番。同意第3号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてはですね、星本氏につきましては、税務課にもおられたし、また、行政経験も豊富ということですのでですね、適任と考え、この同意3号に同意いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。  
これから、同意第3号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。  
しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時05分  
再開 午前10時06分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第2 同意第4号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、同意第4号「甲佐町教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。  
総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 同意第4号についてご説明申し上げます。

同意第4号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて。下記の者を甲佐町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、甲佐町大字■■■■■■。氏名、楢田桂一郎。■■■■■■日生まれ。  
平成30年12月7日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、現委員である楢田桂一郎氏が平成30年12月21日で任期満了



となるためでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長の任命理由を求めます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** それでは、教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

今回、教育委員会委員としてご提案をいたしております鍬田桂一郎氏は、宮内小学校PTA会長、甲佐町PTA連絡協議会会長などを歴任されて、ご承知のとおり、平成22年12月から8年間、教育委員としてその職責を全うしてこられ、本町の教育にご貢献をいただいているところでございます。このような氏の教育行政に対する豊かな経験と見識を高く評価しており、委員として適任であると判断し、引き続き任命をしたいので議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

福田議員。

**○5番（福田謙二君）** 同意第4号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて、今、町長のほうからご説明がありましたようにですね、現在も委員ということで、何ら異議なく賛成をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、同意第4号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。再任のため、ご挨拶は抜きといたします。

---

### 日程第3 議案第51号 甲佐町公共施設等整備基金条例の制定について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第3、議案第51号「甲佐町公共施設等整備基金条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** 議案第51号についてご説明申し上げます。

議案第51号、甲佐町公共施設等整備基金条例の制定について。甲佐町公共施設等整備基金条例を次のように制定するものでございます。

平成30年12月7日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、平成29年度に策定いたしました公共施設再編シミュレーションにおいて、公共施設等について多額の更新費用が発生する結果を受け、今後想定される公共施設等の改修などの費用を確保するため基金を創設する必要性が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町公共施設等整備基金条例。条例案を読み上げます。

設置の目的。第1条、公共施設等の整備及び改修に必要な財源を確保するため、甲佐町公共施設等整備基金（以下、「基金」という。）を設置する。

積立て。第2条、毎年度基金として積み立てる額は、次の各号による収入金等をもって充てる。1号、財産（基金を除く。）から生ずる収入の100分の1以上。2号、財源の余裕がある場合における財政規模、及び税込、その他の歳入の安定性の程度に応じ、必要な程度の金額。

管理。第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

運用益金の処理。第4条、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

繰替運用。第5条、町長は、財政上必要があるときは確実な繰戻しの方法、期間、及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

処分。第6条、基金は、第1条の目的のための事業に要する経費に充てる場合に限り、その全額、または一部を処分することができる。

委任。第7条、この条例に定めるものを除くほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

本条例につきましては、提案理由で説明しましたように、現在、町で管理をしております庁舎や甲佐町総合保健福祉センターなどの公有施設につきまして、今後の施設の長寿命化を見越しました改修や大規模修繕等を行う際に必要となる経費に多額の費用が発生することが予想されますので、その際の財源を確保するという事で、今回、本条例を制定し、基金として積み立てておくものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

**○5番（福田謙二君）** はい、5番。今、説明でですね、庁舎とか健康センターですね、そういうのが対象ということでございますけれども、小中学校とか、そういうのも入るわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 今回の整備基金条例につきましては、学校施設を除く施設ということで考えております。学校施設につきましては、教育施設整備基金が別途ございますので、そちらのほうで対応したいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） ということは、キャンプ場とかやな場とか、そういうのは別ということですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 今言われましたような施設を含む施設ということでございます。

想定をしております施設の数量といたしましては、大体15施設。庁舎、それに議会棟、生涯学習センター、鮎緑とか、あとやな場とか、ふれあいセンターとか、そういったものになります。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） はい、5番。今、やな場ということでございましたけれども、この前、ぼやがありまして、ああいう場合は保険のほうから対応するわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 先日のやな場のぼやの改修に係る経費については、今回の予算につきましては、まだ計上はしておりませんが、今、保険の手続きを行っております。で、工事等が終了した後に、その申請についてですね、実績額を出したところで保険の請求になるというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） はい、5番。この前ですね、そのやな場の件で、火災の原因ですね、においては開示請求をしとるということで、その結果のほうはまだちょっと出てなかったと思いますけども、この場で聞いていいですかね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） やな場の火災原因につきましては、前回の議会において、今、開示請求中ということでご説明をしております。今回、上益城消防署のほうで作成されます出火原因判定書の開示請求を行いまして、本年の11月19日、ちょうど臨時議会があった日ですけれども、その日に開示の決定通知がなされております。開示決定通知につきましては、全部開示ということではなく、部分開示というところで、一部黒塗りの部

分もでございます。

出火原因の判定書について、結果をご説明したいと思います。

この火災原因判定書につきましては、平成30年10月29日に上益城消防署のほうで決裁を受け発行されております。

出火場所につきましては、甲佐町大字豊内19番地1、出火の日時、平成30年9月25日14時15分ごろとなっております。

出火の原因につきまして、結論として述べられております文書のほうを朗読させていただきます。

火災の出火原因については、出火箇所の調理場と西側、魚焼き炉の周囲は石綿板、金属性の窓枠で断熱を施されていたが、罹災建物内部の見聞状況、一部、ここは黒塗りをされております。魚焼き炉全体に敷き詰めた炭火に扇風機で魚に直接火が当たらないように風を送ることで、魚焼き炉上部に熱風が滞留することにより、壁内、壁の内側は長期間100度以下の熱が蓄積され、温度が上がり、炭化が進行し、そのため、壁内部の間柱、窓まぐさ等の木材に炭化の温度が蓄熱され、さらに、長期間繰り返し加熱されることで乾燥、炭化が進化し、低温着火現象を引き起こし、延焼拡大したものと判断すると記載されております。

火災前のやな場施設につきましては、一応、防火対策としての手当として防火壁及び窓枠で、窓枠等について断熱を施してはございましたけれども、アユを焼かれる場合、炭火で焼かれる場合、常に魚に火が当たらないように扇風機で風を送り続けられたことにより、その上部のほうに熱が蓄積されて、壁の中が乾燥及び炭化が進み、これが長年の蓄積により、今回発火したということになっております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに。

宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** この提案理由の中にですね、29年度に策定した公共施設災害シミュレーションにおいてということで、「公共施設において多額の更新費用が発生する結果を受け」と書いてありますけれども、おおむね、概算でございます、お幾らぐらいかかるんでしょう。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂直君）** この試算額といたしまして、大体40年後、平成70年までの実質的な額といたしまして、補助とかですね、実際の財源とかを考えましたところで町の負担額ということで一応出しております。

それが約22億円程度になるということで、今後、それに見合うようなことで、毎年度、積立額をしていきたいということで考えております。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 近いうちに施設整備される予定のものはあるんでしょうかね。

近いうち、ここ一、二年とかですね。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** 一応予定をしておりますのが、庁舎の屋根面につきまして、庁舎が建設をされて、もう十数年になります。平成17年に竣工しておりますので、やがて15年になろうかということで、それまでの間、補修的なものをやっております。で、屋根がですね、陸屋根になっておりますので、その防水部分についてやっておきたいということを考えております。

それと、総合保健福祉センターのほうでも、屋根面について、屋根は瓦でございますのでよろしいですが、排水関係、雨水排水、そこら辺の改修が出てくるのかなということで、一応考えてるところではございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに。

中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 12番。この公共施設の基金条例については何ら異議はないわけですけどですね、やはり基金次第ではですね、全く、使いにくいというか、利用してない基金もあるわけですよ。そういうことで、やっぱり基金ということはですね、いざというとき使うために基金を置いておるわけでございますのでですね、今後、やはりこの公共施設基金条例はもとよりですね、やはり甲佐町全体の基金についてはですね、やはり全く利用してないやつ等についてはですね、いろいろ制約があつて利用してないというのはわかりますけどですね、その点は十分、今後検討していただきたいとお願いをしておきます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに。宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 一つだけ聞かせてください。多額の費用云々ということで、今、総務課長が答弁されたように、屋根とかおっしゃいましたけど、私はパソコン関係、庁舎内の、そういうのが一番金がかかる、今の時代だから、そういうとが一番金がかかるんじゃないかなと思ってますけど、そういうことにも充てるってことですかね。それと、今、更新するでしょう。それが、今、何年目か、5年に1回とか、その辺をちょっと説明していただけますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** 今回の公共施設等の整備基金につきましては、今、議員がおっしゃられたようなパソコン等の更新に資するための経費には想定はしてありません。で、パソコン等、大体5年を一つのサイクルとして更新をやっておりますが、場合によってはですね、1年、2年はまだ使えるというような状況にもなりますので、その5年が過ぎた後、過ぎる前ですかね、若干の前ぐらいで、新たに更新をするのか、それとも、もう1回1年間延長するのか、そういったところは判断していきたいというふうに考えております。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにありませんか。

宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 4番。公共施設再編のシミュレーションという形で考えておら

れますけども、できれば、今でなくてよろしいのですよね、終わりでよろしいので、資料があればお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 公共施設等整備基金条例というのは、郡内にも同じような条例を、自治体、持っているんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 郡内の状況はちょっと調べておりませんので、ちょっと把握はしておりません。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。議案第51号、甲佐町公共施設等整備基金条例の制定については反対の立場から発言いたします。

この条例は本日審議される予定である国民健康保険特別会計から一般会計に繰り入れ、その繰り入れ先として制定されようとする条例であります。

もともと国保特別会計の中で活用されるべき資金であり、一般質問においても取り上げましたが、国保税の引き下げに活用されるべきものと考えます。被用者保険や共済などと比較して高い保険料となっている国保加入者の町民を救う上でも、今現在必要としている国保保険税の引き下げに活用されるべきものと考えます。

以上で終わります。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第51号、甲佐町公共施設等整備基金条例の制定についてでございますけども、私は、やっぱり町の将来を考えた上での条例制定ということで、本当に執行部側の考えに同感でございますので、異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これから、議案第51号「甲佐町公共施設等整備基金条例の制定について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第52号 甲佐町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議案第52号「甲佐町長期継続契約を締結することが

できる契約を定める条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** 議案第52号についてご説明申し上げます。

議案第52号、甲佐町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。甲佐町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を次のように制定するものでございます。

平成30年12月7日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、地方自治法施行令第167条の17の規定による長期継続契約を締結することができる契約を締結するためには条例で定める必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例。読み上げます。

趣旨。第1条、この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法」という。）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、法第234条の3の規定による契約（以下、「長期継続契約」という。）を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

長期継続契約を締結することができる契約。第2条、長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。1号、事務用機器、電子計算機器、車両、その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの、及びこれに付随する維持管理に関する契約。2号、ソフトウェアの使用許諾に関する契約。3号、施設の維持管理に係る契約、その他複数年度にわたり経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約、及び翌年度の当初から役務の提供を受ける必要があるものの契約。

契約の期間。第3条、長期継続契約を締結することのできる契約の期間は5年以内とする。ただし、商慣習上等の理由により5年を超えて契約する必要がある場合は、10年以内とすることができる。

委任。第4条、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

今回の条例制定につきましては、これまで複数年にまたがる契約を締結する際には、それぞれ予算の中に債務負担行為の設定を行い、承認を得た上で契約事務を行ってまいりました。今回の条例につきましては、物品の借り入れや役務の提供を受ける契約につきまして地方自治法施行令の規定に基づき条例に定めることにより、事務の合理化を図るものであります。

長期継続契約を締結できる契約としましては、本条例案の第2条第1号で、主なものとしまして、パソコンやコピー機などの事務用通信電子計算機器などの借り入れ。第2号では、システムなどのソフトウェアの使用許諾契約。第3号では、庁舎や学校施設等の夜間

警備や清掃などの、施設等の警備、清掃設備機器保守等であります。

また、契約の期間につきましては、原則5年以内を考えておりますが、商慣習上の理由により、どうしても5年を超える場合につきましては、10年以内ということで考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 説明が終わりました。これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** 多年にわたる場合は債務負担行為を今までやってきたわけですが、予算は単年度周期ですね。で、単年度周期で、毎年、一応5年契約でも単年で予算計上はしますけれども、それが、例えば3年、例えば5年という継続の費用であって、それはもう、わからんわけですね。予算上は単年度周期で行きますので。で、それが5年契約とか何かは、もう全然わからん、知るあれはないわけですね、それなら。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** これまでは、予算の第3表なり、第4表なりで債務負担行為の設定ということで、期間等については明記をしておりましたけれども、今後についてはですね、先ほども説明で申しましたように、借り入れ契約と、役務の提供に係るものについては、今回の条例で適用したいということになります。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

1番、山内議員。

**○1番（山内亮一君）** 今、本郷議員のほうの質問もありましたけれども、契約事項でするので、契約の中には解除事項というのも当然含まれると思いますが、不具合があった場合、途中で解除するというようなこともできるかどうかを確認したいと思いますが。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** そういう契約期間内での不具合等があった場合については、それはもう、契約の中で、当然、項目として出てくるものというふうに考えております。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんね。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** 議案第52号、甲佐町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定につきましては、先ほどの総務課長の説明のとおり、長期の契約ができることを3項目の中でするといようなことをございますので、事務の効率化、簡素化



というようなこともありますし、そういうことを考えまして、この条例制定については賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから議案第52号「甲佐町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5 議案第53号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第5、議案第53号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** 議案第53号についてご説明申し上げます。

議案第53号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

平成30年12月7日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、人事院の給与改定に関する勧告に基づき、一般職の職員の給料等を改定するため、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第204条の2の規定に基づきこの議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。第1条、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。以下、改正案を示しておりますけれども、説明資料を添付しておりますので、そちらのほうで説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは、資料の甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の概要をお願いいたします。

まず、第1条関係といたしまして、今回の人事院勧告で官民較差が月例給で平均0.16%、金額で655円程度の差異がっております。この民間との給与較差を勘案いたしまして、初任給について1,500円、若年層では1,000円から1,500円程度、そのほかの階層では400円の引き上げを基本に改定をいたします。

また、特別給では民間との較差が0.06月分あるということで、勤勉手当において、一般職、再任用職員とも0.05月の引き上げを行うようにしております。

支給につきましては、月例給は4月にさかのぼって、特別給については12月期において支給することとしております。このことから、第1条関係は平成30年4月1日から適用になります。

第2条関係では、平成31年度以降の一般職の勤勉手当1.85月分について、6月期と12月期に均等に0.925月分ずつに振り分けるとともに、期末手当の2.6月分につきましても、6月期と12月期に均等に1.3月分ずつ振り分けることとしております。

同じように、平成31年度以降の再任用職員の勤勉手当0.90月分について、6月期と12月期に均等に0.45月分ずつに振り分けるとともに、期末手当の1.45月分についても6月期と12月期に均等に0.725月分ずつ振り分けることとしております。

また、国家公務員給与法の改正に倣いまして、勤勉手当を支給しない場合、及び一時差しとめる場合についての勤勉手当の基準日、支給日等を明確に規定するための改正でございます。

第2条関係の執行につきましては、平成31年4月1日からになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。質疑ありませんか。

本田議員。

**○11番（本田 新君）** 今回の人事院の勧告に従って給与の改定を考えておられますけれども、実際問題、今回の改定で甲佐町の職員の皆さん方、全体として、どれくらいの額が上がるのか、お教え願えませんでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** すみません、時間とらせました。

総額で約370万程度になります。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 参考までに教えてください。じゃあ、職員の平均給与というのは幾らになってるんですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** 手元にちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） じゃあ、もう一つ。本町でこの若年層というところに当たる職員の数は何名いらっしゃいますか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 若年層に当たる数ということでございますが、一応、年代をですね、30歳前後ということで考えておりまして、ちょっと人数については今数えておりませんでしたので、これにつきましても、後ほどお知らせをしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 後で結構でございます。後で結構ですけれども、こういう議案が出る時はね、やっぱりその辺まで熟知した上で答弁するようにお願いをしておきます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 時間をとらせまして申しわけございません。

先ほど、宮川議員からのご質問で、職員の平均給与が幾らかということでございますが、27万3,950円になります。

平均の年齢といたしましては40.3歳ということです。

それと、若年層の人数でございますが、一応30歳以下ということで、31名がその対象になるというふうになります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

宮本議員。

○4番（宮本修治君） すみませんけど、ちなみにラスパイレスといいますか、ちょっとお聞きしていいかどうかわかりませんが、熊本県下では甲佐町は何番目ぐらいにあられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 今、公表されているラスの指数といいますのが平成29年度分になります。今、30年度につきましては、県のほうに報告はしておりますけれども、まだ非公表ということになっておりますので、平成29年度分で答えさせていただきます。

甲佐町のラスが93.1になります。

ちなみに、郡内では、一番最下位というふうになりまして、県内でも45市町村中42番目というふうな数字になっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番。

○2番（佐野安春君） 議案第53号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。私も今まで一般質問において、職員給与の改善については発言をしておりました。今回の条例の制定につきましては、異議なく賛成します。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第53号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第54号 町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、議案第54号「町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 議案第54号についてご説明申し上げます。

議案第54号、町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

平成30年12月7日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、町長等の給与を改定するため、町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第203条第4項及び同法第204条第3項の規定に基づき、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例。

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正。第1条、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。以下、改正案を示しておりますけれども、こちらのほうも説明資料を添付しておりますので、そちらで説明させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

一部改正の概要ということで、人事院勧告によります特別職の国家公務員の特別給、これは期末手当になりますが、この改定に準じまして、町長等特別職の特別給の支給率を0.05月分引き上げるものでございます。

第1条では、町長、副町長、教育長、それと、第3条では、議長、副議長、議員になっておりますが、第1条と第3条では現行の期末手当の支給率2.75月を2.80月に、0.05月引き上げを行うようにしております。

支給につきましては、12月期において支給するものとしております。

このことから、第1条及び第3条は平成30年4月1日から適用になります。

次に、第2条、同じく町長、副町長、教育長、それと第4条、議長、副議長、議員では、年間の支給率の2.80月分について、6月期と12月期にそれぞれ1.40月分ずつ均等に振り分けて支給することとし、施行期日を平成31年4月1日としております。

なお、今回の引き上げにつきましては、11月29日に甲佐町特別職報酬等審議会でご審議をいただき、引き上げ妥当ということで答申をいただいております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

**○5番（福田謙二君）** はい、5番。町長、副町長、教育長ということですが、それと、ほかに議長、副議長、議員ということになっておりますが、今現在その月額、町長、副町長、教育長、どれぐらいの月額になるんですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** 現行では、基準になります給与、毎月の月額になりますが、町長が79万700円、それと副町長が59万3,000円、教育長が55万3,200円になります。

**○議長（緒方哲哉君）** 福田議員。

**○5番（福田謙二君）** はい、5番。現在、蔵田教育長がなっておられるんですけども、その前がですね、赤星さんだったですね。あのときの退職金とかなんかはどれぐらいだったんですかね。ここで聞いていいですかね。よかですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 今の質問でいいわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） はい。

○5番（福田謙二君） 現在、蔵田教育長でございますが、以前の赤星さんですが、そのときの退職金はどれぐらいになっていたんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時05分

再開 午前11時07分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福田議員。

○5番（福田謙二君） はい、5番。ただいまの質問、取り下げます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 議案第54号、町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定については反対の立場から発言いたします。

第1条及び第3条の12月期の支給率を0.05月分上乘せするものとする改定案については、先ほどの4番議員の質問の中にもありました、町職員の低い給与水準を引き上げることを優先させる必要性はありますが、今の段階で比較的高い水準にある町長、副町長、教育長及び議長、副議長、議員の給料については引き上げる必然性はないものと判断するものです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番。

○11番（本田 新君） 議案第54号、町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正の条例を制定についてであります。賛成の立場から言うのは非常に心苦しい思いは持っておりますけれども、今、総務課長のほうで答弁されましたけれども、11月にこの議案についての諮問をした上では、上げることが妥当であるというような諮問があったということでもあります。その諮問を受けてですね、私は本案について賛成をしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第54号「町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（緒方哲哉君）** 賛成多数によって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 議案第55号 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第7、議案第55号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、説明いたします。

議案第55号、甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町町営住宅管理条例の一部を次のように改正するものでございます。

平成30年12月7日提出。町長名でございます。

提案理由。町営住宅の共用部分の維持管理に係る費用負担について規定するため、地方自治法第228条第1項の規定により、甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する必要性が生じたので、この議案を提出するものであります。

次のページをお願いします。

甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。甲佐町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

第21条の次に、次の1条を加える。共益費の徴収。

第21条の2、前条に掲げる費用のうち、各戸及び集会所の浄化槽維持管理費用、共用部の電気料金、水道料金及びガス料金については、共益費として町が徴収するものとする。

第2項、前項の費用については、管理費用、電気料金、水道料金及びガス料金により、毎年度、町長が別に定める。

第3項、第1項の共益費は月額とし、毎月末に（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、町長が認めたときはこの限りではない。

附則。この条例は公布の日から施行する。ただし、白旗団地、乙女団地、及び甲佐団地以外の町営住宅に関しては、平成31年3月31日までの間、この条例の規定は適用しない。

次のページをお願いします。

次のページに新旧対照表をつけております。

共益費の具体的な料金案を資料にて説明をしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。それでは、資料のほうをお願いします。

今回、共益費の徴収については新しく管理を開始する災害公営住宅について、共益費として町が徴収し、委託業者に支払うこととなります。既に浄化槽を設置している町営住宅については、自治会と調整し、平成31年4月から共益費を徴収する予定としております。

災害公営住宅の管理予定時期になりますけれども、甲佐団地が30戸、竣工予定日が31年3月下旬となっております。入居予定日が31年4月下旬となっております。

白旗団地、10戸、平成30年12月下旬竣工予定です。31年2月上旬から入居予定となっております。

乙女団地につきましては12戸、平成31年1月中旬竣工予定、31年2月中旬入居予定となっております。

共益費に係る費用につきましては、共有部分に係る維持管理費、具体的には浄化槽の管理費、点検、清掃、電気料、水道料金、それと共用部の外灯の電気代及び水道代となります。

こちらに乙女団地を例にですね、算定したやつを例に挙げております。これは浄化槽1基についての例でございます。浄化槽7人槽が6万3,000円です。それを2で割りますので、1世帯当たり3万1,500円。浄化槽の電気代として年1基当たり1万円。これを2戸で割りますので5,000円。共用部の外灯の電気代としまして年間8,000円。これは12戸ありますので、12で割って年間700円ということで、1世帯当たりの年間の共益費が3万7,200円ということになります。月で割りますと約月3,100円ということになります。

ほかの団地についても同様で、ほぼ変わりはなく、3,100円から3,300円となっております。甲佐団地につきましては3,100円で、集会所がありますので200円足して3,300円。白旗団地については集会所がありませんので3,100円。乙女団地につきましては、3,100円と集会所の共益費として200円プラスで3,300円。それと、乙女団地につきましては、1戸の浄化槽に1基の浄化槽をつけることがありますので、1世帯で管理することになりますので、その世帯につきましては月額5,600円というふうになります。あと、世帯員数によって1人増えるごとに100円を増加することとしております。

これまでの共益費の徴収方法については、町営住宅においては維持管理費、共益部の電気代について、団地ごとにですね、自治会で徴収員を選定され、徴収されておりました。それと、個別に管理業者が徴収されているところがありました。どうしてこの提案をするかといいますと、そういった徴収に対してですね、不在なところ、長期入院とかされてですね、なかなか徴収が思うようにできないということで、管理業者の方も維持管理費に相当支障があるということで町に相談がございました。この際、災害公営住宅は2世帯で1つの浄化槽を管理するというので、そういったトラブルも避けるためにですね、町が共益費を集めて管理業者に支払うこととしております。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** それでは、これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 今の課長の説明でちょっと確認をさせてください。



ほかの団地では自治会に任せてたというような説明だったです。それでいいんですよね。非常に、やっぱり自治会の方々も、課長、おっしゃるように、やっぱりお金を集金すると、どういう形で集金なさったかようわからんけども、払われる方はいいけど、払われない方もいらっしゃるんじゃないかということで非常に苦勞をかけたんじゃないかなという思いがってます。

そういうことで、それはそれでいいんですけども、それじゃあ、こういうふうなことで町が徴収しますよというような説明は、ほかの団地にはもう説明してあるわけですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** いえ、ほかの団地につきましては、これから説明することになります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** そういうことにどうこうと言われることはないと思うけども、ただ、この場合でも、何といいますかね、2棟で1つでしょう。ですから、AさんとBさんがおられて同じ金を払うということになってますでしょう。となると、家族構成も違うし、何人か、3人暮らされる人とひとり暮らしをされる人で同じですかというようなことが起きるんじゃないかなと思うんですよ。払われる側からすればですよ、当然。その辺の説明っていうか。1人でも3人でもそう大して変わらないというようなところがあってそうなさってるんだろうと思うけど、その辺をちょっとお聞かせください。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 世帯がですね、増えるごとに1人につき100円の追加料金を取るようしております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 私も町営住宅の入居審査員をしとる立場上ですね、あえて聞かなければなりません。

この災害公営住宅についてはいろいろ異議がないわけです。要するに、町営住宅、平成31年4月1日から、この災害公営住宅並みの取り扱いをするというような課長の答弁の中でですよ、そういう電気料とか浄化槽あたりも含めて家賃の中で計算していくわけですよ。徴収するわけですよ。そういう流れの中で、滞納というのがかなりあるわけですよ。町営住宅の滞納。今後ですね、やはり滞納金額がまた増えていくという、私は思いを持っておるんですけど、その点は大丈夫ですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 滞納についての問題ですけれども、家賃と共益費は一諸に集めますけれども、別のところに入れます。納付書はですね、一緒の納付書に入れてもらって、こちらの仕入れるときに家賃と共益費に分けます。家賃より先にですね、共益費のほうをですね、優先しまして納入して、共益費の滞納がないようにですね、努めてまい

りたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番。

**○12番（中村幸男君）** 共益費の滞納がないように努むるって、まずは家賃ば取るのが先じゃなかったですか。ですね。だからですね、やっぱりいろいろ今後ですね、その分は、管理者に対しては町が払っていくわけですよ。入ってこんは町は払っていかんやならんて、そういうところを私心配しとるわけですよ。

だからですね、やっぱり今後ですよ、そういう面も含めてですね、やはり保証人のチェック。保証人あたりがですたい、聞いたところによるとですね、本当に、亡くなって、おられないような極端な例もあるんじゃないかと私は思うわけですよ。だから、何年か1回はですね、やっぱり町営住宅の入居者に対しての保証人の見直しあたりもしていかなとですね、じゃあ、滞納しとるからといって、なかなかですよ、熊本市みたいにですよ、そういう争いですか、裁判あたりをしてですよ、は大変と思うわけですよ。それより、事前に、やっぱり払ってもらおうような仕組みや、払えない人がおるときはですね、やっぱり保証人あたりに責任をとってもらおうようなですね、そういうことに努力していただきたいと思えますけど、いかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 中村議員がおっしゃるとおりでありまして、滞納問題につきましては、今後もですね、保証人もそうですけれども、明け渡し請求なども法的手段も考えたところで、力を入れてですね、頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番。

**○12番（中村幸男君）** そういうことですね、本当に努力されてるのは認めるわけですよ。そういう中においてですね、やっぱり入居するときですよ、ちゃんとその収入に応じた家賃ですよ。だから、一から十までとあるわけですね、やはりその収入、払うことができるようだから、の家賃を徴収するわけですから。その点もですね、やっぱり十分に。

私はどうして滞納になるのかが不思議でたまらんわけですよ。担当課あたりともお話ししたことありますけどですね、本当に、徴収に行ってもですね、全然うちあってくれんというようなこともあるからですね、今後やっぱり、そういう税の滞納も含めてですね、そういうとがないように努力されることをお願いしときます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑。

2番。

**○2番（佐野安春君）** 町住宅管理条例の改正ということで説明資料が出ておりますが、災害公営住宅の共益費というようなことをご提案だと思っておりますが、これは入居予定の、例えば仮設住宅の入居者とか、そういったところの説明とかはされていらっしゃるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 災害公営住宅に入居される方の説明は、もう済んでおります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） この内容についての理解というのは、もうできているというふうに判断されてますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、そのように思っております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） いろいろですね、疑問とかご意見とかあって、解決されない部分もあったというように聞いておりますが、それは大丈夫でしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時26分

再開 午前11時29分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野議員、質問は、明確にわかりやすく質問してください。

佐野議員どうぞ。佐野議員。

○2番（佐野安春君） この件に関してはですね、町建設課のほうからですね、仮設住宅の皆さんに説明をされてるというふうに聞いております。その中で、いろいろ出された疑問とかですね、質問に、その場で答えられない部分もあって、持ち帰られたと。その後、持ち帰られた部分の回答がまだないというふうに聞いております。そういった意味では、持ち帰られた部分についての回答をされた上で決定されたほうがうまくいくのではないかとこのように思いまして、質問をしたところであります。

○議長（緒方哲哉君） はい、わかりました。

いいですか。建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 説明会につきましては、一般的なですね、入居の要件ですとか、一般的に説明する要件については説明を行っております。しかしまだ、個別の案件についてはですね、こういうことが心配だということはですね、その場で回答はしてないと思いますけれども、そこは個別に建設課のほうへお尋ねくださいというふうな回答ですね、これまでは来ております。また、次の説明会もありますので、そのときにですね、詳しいことは説明するというふうに伝えてあると思います。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君）　じゃあもう今の段階では心配だとかいうふうなお尋ねについては、これを決定しても解決ができるというふうにご判断されてるということでもいいんですかね。

○議長（緒方哲哉君）　建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君）　解決できる問題とできない問題があるかと思います。解決できるやつについては解決する方向で考えていきます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君）　ほかに。

福田議員。

○5番（福田謙二君）　はい、5番。この説明資料の一番下ですね。共益費。乙女団地の7人槽、それから5人槽ですね、これはどういうふうに建物があるわけですかね。7人槽が何軒とか。

○議長（緒方哲哉君）　内容わかるですか。質問の内容は。

○5番（福田謙二君）　言うた意味、わかるですかね。

○議長（緒方哲哉君）　質問の内容はわかるですか。いいですね。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君）　5人槽についてはですね、1棟1戸が2棟ありますので、5人槽が2基ということになります。で、7人槽がですね、5基。これは、1棟で2戸ですので、5基ということになります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君）　福田議員。

○5番（福田謙二君）　はい、5番。その共益の1世帯当たりがですね、7人槽の場合、3,300円。それと5人槽の場合、5,400円ですね。ちょっと、この差がですね、2,300円ほどありますけども、これが決まって、募集されたときにちゃんと説明して、こういうのが入りますよということで納得されて入られるわけですよ。

○議長（緒方哲哉君）　建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君）　乙女団地につきましてもですね、入居者は決定しておりますけれども、この棟にですね、誰が入るかはまだ決定しておりませんので、そこはですね、抽せん会のおきにおいてこういうやつを周知しまして、抽せん会に臨んで決定するものと思われま。

以上です。

○議長（緒方哲哉君）　中村議員。

○12番（中村幸男君）　確認。建設課長がですね、災害公営住宅について説明会をやって、わかりにくい点なりがあったら建設課、担当課に、また電話等でもお聞きくださいと言って、何か問い合わせがありましたか。それについて問い合わせが何かあったですか。

○議長（緒方哲哉君）　しばらく休憩します。

休憩 午前11時34分  
再開 午前11時35分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。  
建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** すみません、失礼しました。

これまでの説明会においてですね、白旗団地の分で説明したときに、白旗団地についてはですね、1LDKと2LDKがございますけれども、1LDKについてはですね、入るところが決まっていますので部屋を自分で選べないというような不満というかですね、ほかのところに住んだらいけないのかということがお尋ねとしてあったそうですね、個別にですね、尋ねられたやつについては、それぐらいだそうです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに。

（自席より発言する者あり）

しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時36分  
再開 午前11時37分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに何か質疑ありませんか。

3番。

**○3番（荒田 博君）** はい、3番。説明資料のですね、共益費の、このアスタリスクの、試算であり、実際の徴収額とは異なる場合がありますということでございますけれども、この例で幾らというふうになっておりますけれども、これは、実際、じゃあ1年間徴収してみても、金額が余りにも安かったりとか高かったりしたら調整するということですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** この試算例につきましては、聞き取り調査、それと、これまでのいろんな料金を調査してつくっております。そんな開きはないと思いますけれども、年間続けてですね、ちょっと開きが出た場合には、年度間でですね、調整することも考えております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番。

**○3番（荒田 博君）** わかりました。実際、1年間とかですね、使っていただいて、それを7人槽の2棟で割ったりとかですね、全体のことがありますので、個々個々で対応するというのは難しいかと思っておりますけれども、実際に使用した分を納めていただくというような解釈を我々は持っていればいいのかというふうに思いますので。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 議案第55号、甲佐町町営住宅管理条例の一部改正する条例の制定については反対であります。

災害公営住宅入居予定の町民の皆さんに対して説明会をされ、入居予定の皆さんからの質問、疑問等が出されているものでありますが、その質問、疑問等に対して、回答を一部残されたまま提出された議案であります。

したがって、入居予定者に対する理解をしっかりと確認されないまま提出された議案と考えます。これによって、仮設住宅等からの新しい住まいと環境へと一歩進もうとする町民の皆さんに、もう一度しっかりと理解を得て、再提出されることを望みます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番。

○11番（本田 新君） 議案第55号、甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回、共有部分のことで、ごくですね、基本的なというか、ほぼ公共料金的な料金の設定をされております。ここの部分につきましては、この条例は何ら問題ないというふうに思います。

ただ、公営災害住宅という性格上ですね、災害に遭われた方のことでありますので、きめ細かなサービスは行政はやらなければならないと思っておりますが、本日のこの議案につきましては、先ほど申しましたとおり、公共料金的な色彩の料金の設定でありますので、何ら異議なく賛成をしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第55号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第56号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8、議案第56号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** ご説明申し上げます。

議案第56号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合格約の一部を次のとおり変更するものでございます。

平成30年12月7日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

熊本県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合格約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中、「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」を「くまもと県北病院機構設立組合」に改める。

附則。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合格約の規定は、平成30年10月1日から適用する。

ということで、今回の一部変更につきましては、議案文にもありますように、「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」の名称から「地方独立行政法人」の名称を削除いたしまして、「くまもと県北病院機構設立組合」に変更するものであります。

名称の変更理由につきましては、地方独立行政法人法の第4条第2項の規定に抵触することでの変更であります。くまもと県北病院機構設立組合は地方独立行政法人である公立玉名中央病院本体を運営するための一部事務組合であることから、本来、地方独立行政法人の名称を使用してはならなかったものでございます。このことから今回の一部変更になったものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 議案第56号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてでございますけど、ただいま担当課長の説明にございましたように、組合の組織する公

共団体の名称の変更でございます。よって、何ら異議なく賛成をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、議案第56号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第9 議案第57号 甲佐町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について**

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第9、議案第57号「甲佐町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 議案第57号についてご説明申し上げます。

議案第57号、甲佐町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、平成28年5月20日に熊本県に委託した平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を平成31年3月31日をもって廃止するため、熊本県と協議することといたします。

平成30年12月7日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、熊本県に対する事務委託の廃止について熊本県と協議する必要があるためでございます。

概要について、別紙資料にて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、概要について説明させていただきます。

初めに、経緯でございます。

平成28年熊本地震におきまして、県内で特に甚大な被害を受けました7市町村については、災害廃棄物処分の事務を平成28年5月20日付で熊本県に委託しておりまして、益城町のエミナース付近に設置されました2次仮置き場において本年1月末まで廃棄物の受け入れをいたしまして、2月上旬までに処理を完了いたしました。処理しました廃棄物の総量は約22万トンでございました。

今年度におきましては、原状復旧工事に着手いたしまして、7月末に建屋・機械設備等の撤去を終えまして、9月末に舗装の撤去と整地を完了したところでございます。

原状復旧工事の完了をもちまして委託しました事務の全てが完了したことから、事務委



託の廃止手続を行う必要がございますので、協議を行うものであります。

事務委託に伴う町の負担金についてでございますが、7市町村の負担する総額が116億9,000万7,086円、本町、甲佐町の負担額が11億2,327万6,805円、負担割合としまして9.6%となっております。

今後の事務委託の廃止手続についてでございますが、事務委託の廃止日は平成31年3月31日を予定しております。

平成30年12月に7市町村が議会に事務委託廃止の県との協議に係る議案の提出を行います。

31年3月下旬に自治法の規定に基づき、事務委託廃止に係る告示を7市町村及び県が行う予定でございます。

31年3月下旬に事務委託の廃止を総務大臣へ提出するということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 説明が終わりました。これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** はい、3番。議案第57号、甲佐町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議についてでございますけれども、原状復旧工事の完了も終わっておるということで、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、議案第57号「甲佐町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第58号 甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第10、議案第58号「甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 議案第58号についてご説明申し上げます。

議案第58号、甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について、次のとおり指定管理者の指定をするものでございます。

平成30年12月7日提出。町長名でございます。

1、公の施設の名称、甲佐町定住促進住宅（サンコーポラス甲佐）。2、指定管理者候補者、熊本市中央区九品寺3丁目15番4号、熊本県公営住宅管理センター共同企業体、代表企業、株式会社コスギ不動産。代表取締役、小杉周司。3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

提案理由は、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回ご議決をお願い申し上げます内容としましては、甲佐町定住促進住宅サンコーポラス甲佐の指定管理期間が平成31年3月31日までとなっております。今回の管理についても同様に、指定管理者を指定して行いたいということで、今回、募集を行い、審査の結果、ご提案申し上げます共同企業体を指定したいのでお願いするものでございます。

指定管理者候補につきましては、熊本県公営住宅管理センター共同企業体で、構成員及び出資比率は株式会社コスギ不動産が63%、日本管財株式会社が27%、株式会社明和不動産が10%でございます。代表企業が株式会社コスギ不動産となります。

指定管理の期間といたしましては、平成31年4月1日から5年間としております。

今回、5年間と期間を延長した理由といたしましては、住宅管理業務内容が特別ではなく、長期的な安定した管理が可能となるため、それと、事務の簡素化を図られるため、5年間としております。

今回の提案までの経緯につきましては、甲佐町定住促進住宅の指定管理者募集要項によりまして募集を行い、今回ご提案申し上げます共同企業体1者からの応募がありました。

応募をされた業者について第1次審査をということで書類審査。書類審査では、書類等の不備がないかどうかの審査を10月18日に行いました。

次に、第2次審査ということで、10月26日に応募者から提案内容についてのプレゼンテーションを受けました。この2次審査については、甲佐町定住促進住宅指定管理候補者選定委員会の委員6名によりまして審査を行い、その結果、今回の指定管理者として妥当であると判断し、指定管理者候補者としてご提案を申し上げているところでございます。

指定管理料につきましては、基本家賃3万7,000円に入居戸数を掛けまして、それと、駐車料金合計に9.25%を乗じた額が指定管理料となります。前回は9.5%でありましたので、今回9.25%と下がった率となっております。

今後のスケジュールといたしましては、指定管理者候補としてご議決をいただきましたなら、指定管理者期間の5年間分の管理運営全般に関する協定書と、31年度の1年間の年間計画書となります年度協定書を締結することになります。その締結を今年度末までに行

い、来年4月1日から実質の管理をお願いすることとなります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 説明が終わりました。これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

3番。

**○3番（荒田 博君）** はい、3番。参考までに、今の入居状況と駐車契約数を教えてください。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 現在の入居戸数につきましては、60戸中58戸でございます。駐車台数の契約が84台となっております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 議案第58号、甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定についてでございますが、ただいま担当課長により説明をいただきましたので、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、議案第58号「甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後は1時から開会いたします。

---

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から午前中の質問に対する資料の説明の申し出がっておりますので、これを許します。

総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** すみません、午前中の議案第51号、甲佐町公共施設等整備基金条例の制定についての審議の際に、宮本議員から資料提出の依頼があつておりました件につきまして、今、議員さん方の机の上に配付をしております。若干説明させていただきたいと思います。

1 ページ目に、平成29年度に公共施設再編シミュレーションということで委託事務を行っております。この際に、今、町が所有しております公共施設について、全てを大規模改修もしくは現状規模のままで建て替えを行った場合にどれだけかかるのかという試算をしております。その額が、下のほうに表がありますけれども、右上のほうに40年間の更新費用総額ということで、208億円かかるというような試算が出ております。これにつきましては、今ある施設を全てそのままの規模・数で更新をするといった場合にどれだけかかるのかというふうな試算でございます。

次のページを開いていただきますと、公共施設の再編の基本方針ということで三つ出してあります。

施設総量の適正化、それと予防保全の推進、施設の有効活用ということで、主には予防保全の推進ということで、何もしないうまま耐用年数に至った場合に建て替えをするとか修繕をするとかというふうになりますと、どうしても傷みがひどくなりますので、その総額が大きくなるということで、事前に、数年おきに大規模な修繕、改修を行っていくということで、その耐用年数をもたせたいというようなことでの考え方でございます。

それと、29年当時にシミュレーションしたときには、まだ施設としてはあるけれども、老朽化をして更新ができないというようなものもございますので、そういったものについては再編を図るということの考えでございます。それを行ったときに、3ページをお開きいただきますと、上の表にありますように、40年間の更新費用の総額は128億8,000万というふうになっております。これにつきましては、学校施設も全て含んだところでの総額ということで、総額の事業費がかかる、128億円かかるというような試算が出ております。

これを受けまして、こういうふうにかかるのであれば、実際どういうふうな施設の整備をするのかということで、今年度におきまして劣化診断等を行いまして、そのうち大きく15施設、1つの施設の中に幾つかの棟がありますけれども、それは別といたしまして、施設として15施設について、更新を行うならということで試算を行いましたところ、先ほど説明をいたしましたけれども、実質的な町の負担額が約22億円。それと、総額につきまして、約31億6,000万円ほどがかかるというふうなことでございます。

それに合わせたところで、今回の基金条例を設置をいたしまして、毎年毎年、基金に積み立てを行ってその財源に充てたいということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** ただいま総務課からの説明が終わりました。

---

#### 日程第11 議案第59号 平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）

**○議長（緒方哲哉君）** 次に日程第11、議案第59号「平成30年度甲佐町一般会計補正予

算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ご説明申し上げます。

議案第59号、平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）であります。

1 ページ目をお願いいたします。

平成30年度甲佐町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,099万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億1,233万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の補正。

第2条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加は、第2表、繰越明許費補正によります。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正によります。

平成30年12月7日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず歳入です。

款12分担金及び負担金に289万1,000円を追加し、1億2,703万4,000円としております。

1の負担金です。

款13使用料及び手数料に13万6,000円を追加し、3,890万8,000円としております。1の使用料です。

款14国庫支出金から1億803万5,000円を減額し、16億1,420万7,000円としております。

1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款15県支出金に5,979万6,000円を追加し、9億5,314万5,000円としております。1の県負担金から、3の委託金までです。

款18繰入金に3億889万4,000円を追加し、5億4,510万7,000円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款20諸収入から236万1,000円を減額し、3,983万5,000円としております。5の雑入です。

款21町債に8,966万9,000円を追加し、16億7,136万9,000円としております。1の町債です。

歳入合計。補正前の額82億6,134万9,000円に3億5,099万円を追加し、86億1,233万

9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2総務費に3億925万円を追加し、12億2,570万円としております。1の総務管理費から4の選挙費までです。

款3民生費から3,111万3,000円を減額し、21億4,623万4,000円としております。1の社会福祉費、3の災害救助費です。

款4衛生費から654万3,000円を減額し、6億9,353万2,000円としております。1の保健衛生費です。

款5農林水産業費に4,526万8,000円を追加し、2億7,659万3,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6商工費から300万円を減額し、9,843万9,000円としております。1の商工費です。

款7土木費から1億5,167万8,000円を減額し、15億4,052万8,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。

款8消防費に113万4,000円を追加し、2億8,010万8,000円としております。1の消防費です。

款9教育費に723万5,000円を追加し、8億4,539万円としております。1の教育総務費から、次のページをお願いします、5の保健体育費までです。

款10災害復旧費に1億8,543万2,000円を追加し、6億2,674万7,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費、4のその他公共施設・公用施設災害復旧費です。

款11公債費から499万5,000円を減額し、7億7,897万2,000円としております。1の公債費です。

歳出合計。補正前の額82億6,134万9,000円に3億5,099万円を追加し、86億1,233万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正です。

1の追加です。説明は、款、項、事業費、金額で説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、会計年度任用職員制度例規整備等事業、218万2,000円。

款7土木費、項2道路橋梁費、道路維持事業、1,450万円。

款項は同じです。道路新設改良事業、2億7,298万3,000円です。

項4住宅費、町営住宅整備事業、2億3,640万4,000円です。

同じく住宅費の宅地耐震化推進事業、1億4,850万円。

同じく被災宅地復旧事業、7,212万6,000円。

款8消防費、項1消防費、水防倉庫設置事業、950万円。

款9教育費、項5保健体育費、安津橋総合運動公園整備事業、4億円。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、2億

5,486万1,000円。

同じく町営住宅災害復旧事業、990万円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正です。1の追加です。こちらも事項、期間、限度額で説明いたします。

議会会議録筆耕翻訳料、平成31年度、67万6,000円。

庁舎等の定期特別清掃及び環境衛生管理委託料、平成31年度、366万5,000円。

庁舎等の設備保守業務委託料、平成31年度、788万1,000円。

デジタル印刷機保守委託料、平成31年度から平成35年度まで、257万1,000円。

デジタル印刷機賃貸借料、平成31年度から平成35年度まで、714万2,000円。

次のページをお願いいたします。

町営バス運行委託事業、平成31年度から平成33年度まで、2,796万1,000円。

甲佐町まちづくり協議会事業、平成31年度から平成33年度まで、1,185万円。

林地台帳システム導入事業、平成31年度から平成33年度まで、141万9,000円。

学校ICT機器保守等管理委託料、平成31年度、392万4,000円。

小学校高圧受電設備管理業務委託料、平成31年度、112万2,000円。

小学校昇降機保守管理業務委託料、平成31年度、90万3,000円。

中学校高圧受電設備管理業務委託料、平成31年度、39万9,000円。

中学校時間外警備業務委託料、平成31年度、23万円。

中学校昇降機保守管理業務委託料、平成31年度、82万5,000円です。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正、1の変更です。起債の目的、それと補正前の限度額、補正後の限度額で説明をいたします。

過疎対策事業、6億1,850万円から4,750万円を減額し、5億7,100万円としております。

臨時財政対策債、1億4,800万円に276万9,000円を追加し、1億5,076万9,000円としております。

災害復旧事業、2億1,220万円に1億3,440万円を追加し、3億4,660万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、最初に歳出について質疑をお願いいたしますが、15ページ、款2総務費から19ページ、款5農林水産業費までです。15ページから19ページまでです。何か質疑ありませんか。

宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 19ページの農地費の委託料、暗渠排水整備云々という、ここで

すね。暗渠整備。これ、場所はどこか、ちょっとお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 農政課長。

**○農政課長（岡本幹春君）** 今回補正でお願いしております暗渠排水整備工事につきましては、錦郷川地区の22ヘクタール、錦郷川地区の22町を予定いたしております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 錦郷川ということでございますが、錦郷川といえば世持から三箇中山ということになると思うけど、全部これで済むわけですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 農政課長。

**○農政課長（岡本幹春君）** 暗渠排水の整備工事につきましては、29年度予算を組みまして、本年度へ繰り越して、中横田の目野地区、それと錦郷川地区の一部、それと船津の山口裏、3カ所を現在工事を行っております。

そのうち、錦郷川地区につきましては、本年度、現在行っております工事で約13町、13ヘクタールを行いますので、今回補正をお願いしておりますと合わせますと、ほぼ終了ということになると思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 錦郷川、これで終了ということですけどもですね、やはり私が何回か言ったと思いますけども、錦郷川の法人さん、一生懸命やっておられます。ほかもやっておられますけども。田口、津志田、白旗ありますけども、そういうところの圃場の条件とですね、条件が非常に違うわけですよ、冬場、湿田で麦はつくられんとか。この事業ちゅうのは非常に、そういう法人さんあたりに対してもですね、大変明るい材料になると思いますのでですね、ぜひその辺の法人さんあたりとの協議もしながらですね、やっていただきたいということをお願いいたします。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに、15ページから19……。

本田議員。

**○11番（本田 新君）** 同じ農地のことで、関連で質問をさせていただきたいと思います。今回、農地の、地震の復旧工事がほぼ、多分、今年度中に終わる見込みで見てますと、ほとんど終わりそうな雰囲気であります。

ただ、我が町ではあっておりませんが、ほかの町では、水を入れて、トラクターだとか田植え機が沈んだとかいうような、そういったことが聞こえてきました。我が町ではまだそんなことは起こらないとは思いますが、いわゆる手直しですね、去年工事やったから、その手直し等が出てくる可能性もあるというふうに私は思っておりますけども。ないかもしれない、わかりませんが、そういったとき、行政のほうでは何か考えられるというのがあるならば、意見があるならば、今お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 農政課長。



**○農政課長（岡本幹春君）** 特に田面の災害復旧工事だと思います。

本田議員からありましたとおり、他の市町村で工事終了後、しろかき等をしたときにトラクターがはまったというような話は聞いております。本町でも1件同じようなことが起こっておりますけども、実際の本格的な水田の作付につきましては、来年度が初年度、復旧後初めての作付ということで、工事としましては検査が終了し、検査に合格すればもうその時点で現在契約しております工事については終了ということになります。ただ、実際問題として、実際作付を行われますときに不具合等発生すれば、個別の案件で対応を検討したいというふうには考えております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** もう1点同じ2ページでお尋ねします。これも農地のところの委託料……、その下だ、申しわけない。グリーンセンターの所有権移転ということで、予算上げてありますけど、以前、数名の方がまだ登記ができてなかったから云々という話を記憶してらるんですけども、どのような状況になっておるのかお聞かせ願いますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 農政課長。

**○農政課長（岡本幹春君）** 今回、グリーンセンター用地所有権移転等業務委託料ということで、また補正をお願いしております。

訴えの提起で、数名の方の所有権移転をしたいということでご議決をいただいております。そのうち1名の方が、相続人の方が41名おられた方がおられると。その方については、相続人の方が多くなればなるほど委託する手数料も増えてくるというようなことで、今回お願いしているところです。

それと、墓地で複数、町も一部取得をしておりましたが、個人名義が残っているところがあります。そこにつきましては、現地が、公簿上の面積よりも小さくはなってるんですが、現地が存在するというので、そこはまだ墓石等もありますので、そこは所有者の方とまた詰めてすると。それ以外の所有権の移転登記については、現在、委託をしましたところが裁判所等への手続等を行っておられるというような状況でございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** 相続人が41人もおられるというようなことで、これはもうやむを得ないことだと思いますけど、これはこの後出てきますグリーンセンター集会所の関係もありますので、ぜひ、こう、大変でしょうけど、よろしくお願いをしときます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに、15ページから19ページです。

佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 15ページの諸費、説明、防犯灯設置工事というのがありますが、今年度の防犯灯の設置状況、これまで済んだもの、これから予定されてるもの、そういったものをご説明いただきますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君）　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君）　お答えいたします。

これまでに済んだもの、これはですね、若干説明をさせていただきますと、これは平成28年の3月に策定しました甲佐町防犯灯整備計画5カ年計画に基づきまして、平成32年度までに約14キロ・341基を目標に設置を続けているというところでございます、これまでにですね、平成28年度に87基、29年度が全くできなくてですね、今、30年度に29年度分の繰り越しを、現在工事を進めているところでございます。とにかく平成32年度までに341基を目標に設置をするということで進めております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君）　ほかに。

佐野議員。

○2番（佐野安春君）　今年のは今触れられなかったと思いますけど。平成30年度の設置状況です。

○議長（緒方哲哉君）　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君）　現在、昨年度の繰り越しの分を進めておりまして、繰り越しが終われば今年度の分も進めていく予定にしております。

○議長（緒方哲哉君）　佐野議員。

○2番（佐野安春君）　よければ路線等を。詳しくなくても。よろしいですか。

○議長（緒方哲哉君）　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君）　予定ではですね、平成30年度につきましては、西寒野打越線、それから国道443号線、そのほか、県道嘉島甲佐線を予定しております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君）　ほかに。

7番。

○7番（宮川安明君）　同じ防犯灯ですけども、減額になってます。減額になったのは財源が、社会資本整備かな、それが国からの分が来なかったというようなことで理解してよろしいんですか。

○議長（緒方哲哉君）　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君）　お答えします。

防犯灯の設置工事につきましてはですね、これは財源は国交省の社交金、つまり社会資本整備総合交付金というのを利用して設置をしているところでございます。この交付金が議員が言われましたとおり、本年度にありましては3,000万円分しかつかなかったことから、やむなく900万円の減額補正をさせていただいたものでございます。

○議長（緒方哲哉君）　7番。

○7番（宮川安明君）　となればですよ、防犯灯は、計画はしても、社会資本整備の交付金次第で決まるということになりますかね。

○議長（緒方哲哉君）　くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（佐々木善平君）** 防犯灯の設置につきましては、先ほども申しましたとおり、整備5カ年計画に基づいて341基を目標にやっております。財源につきましては、交付金を利用したいと考えておりますけれども、交付金にもいろいろありまして、また、年度ごとにですね、交付金の補助率も変わってきます。そこを勘案しながら、いやつをいろいろ使いながら目標を達成したいというふうに考えております。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにありませんか。

宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 4番。ちょっと今の関連ではありますけれども、防犯灯の設置ということで、減額ということでもありますけれども、これは、皆さんには迷惑かけるつもりはございませんけれども、せんだってですね、いろいろうちに、どこの方か知らんけれども、民報という方で持って来られておりますけれども、政党の政策目標にはこれはしませんけれども、くらし安全室の室長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、そこにはですね、ここ4年間で実現しましたという名目で、いろいろ7項目ぐらい、一部紹介ということで入っております。しかし、その方の提案で防犯灯ができたわけですかね。それをまずお聞きします。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（佐々木善平君）** お答えします。

資料につきましては、私ちょっと存じませんが、防犯灯の設置工事につきましてはですね、これは町長のマニフェストにも入っております。そのマニフェストを受けて、平成27年に整備5カ年計画、これをですね、副町長を委員としまして、防犯灯整備計画策定委員会を設置をしております。そしてそれで計画書をつくって進めておるところでございます。

これにつきましては、多くの議員さんからですね、要望をいただいておりますし、私としては議員総出のことではないかなというふうに考えておりますし、また、お一人だけのものではなくてですね、これはいろんな議員さんや、それから、監査のときは監査委員さんからもですね、叱咤激励をされておましてですね、これは甲佐町全ての方々の要望というふうに考えて頑張っておるところでございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 今の防犯灯に関してはわかりましたけど、これは皆さん誤解しないでください、私一個人の意見ですので。一議員としてですね、申し上げるまででありますけれども。7項目ありますので、皆さん執行部にお聞きします。一部損壊の義援金支給は、議員あつせんのもとされたわけですか。お聞きします。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時33分

再開 午後1時35分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 今、休憩前に宮本議員のほうから一部損壊の修理費の件だろうと思いますけど、についてのお尋ねがありました。

この義援金についての経緯を今、頭の中でちょっと整理してはありますが、実は100万以上の修理については、県のほうで最高10万円の義援金を支給するというふうなことで決定をした経緯があります。

そこで、じゃあ100万以下の修理費についてはどうするのかというようなお話がありまして、これは町村会並びに郡内の町長会の中でも随分議論した経緯があります。

その結果、50万以上の修理費については5万円、それから30万以上については3万円の義援金を支給してこうということで、郡内の各町で統一步調をとったというような経緯がありますので、議員の方が言われたからどうこうじゃなくて、これはそれぞれやっぱり町の中で検討課題として、念頭に置いたところで協議をした結果、制度化した事業だというふうに認識をしております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 自分が聞きよる趣旨はですね、簡単に言うてもらおうと困るんです。一議員さんが提案してできた話ですか、できませんか、できたか、できないかだけで結構です。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** だから、先ほど申し上げましたとおり、お一方の特定の個人、議員というか、が言われたからどうこうという類いのお話ではないと私は認識しております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 議長、よかですか。

**○議長（緒方哲哉君）** いいですよ。

**○4番（宮本修治君）** 仮設住宅の物置の設置は一議員さんのあっせんでできたわけですか。教えてください。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時38分

再開 午後2時01分

---

**○議長（緒方哲哉君）** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩をとって議会運営委員会を開きました。その詳細についてを委員長より報告をお願いいたします。

宮川委員長。

**○議会運営委員長（宮川安明君）** 大変時間をとらせてまして申しわけございません。議員の方々に議会運営委員会委員長として報告をさせていただきます。

議会運営委員会を開催いたしまして、先ほどの宮本議員の質疑の件でいろいろ検討いたしました。

その結果、今定例会閉会後にですね、全員協議会を開いて、この問題について全員協議会で決定するという事に議運として決定いたしましたので、どうぞご了承いただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** それでは、ただいま宮川委員長から報告ありましたとおり決定いたしましたと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** それでは、甲佐町の一般会計補正予算を議題といたしております。今、質疑を行っておりますのは、15ページから19ページまでを質疑を行っております。

15ページから19ページに何か質疑ありませんか。ありませんね。いいですか。

本田議員。

**○11番（本田 新君）** 15ページの積立金の中に、先ほど公共施設の基金のことがありましたが、その下の、まちおこし基金の積立金ということで1億6,000万やっております。この基金を1億6,000万積み立てることによって、まちおこし基金はどれくらいになったのかと、これは大体主にどういったものに使おうという、何か執行部あたりに何か意図、考えがあるならば、お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂 直君）** 今回の補正で積立金として二つ出しております。その中の、まちおこし基金積立金ということでお願いをしておりますが、これは現在、まちおこし基金ということで、平成元年ぐらいに国のほうからふるさと創生1億円ということでの交付金があります。その交付金を積み立てた上で、まちおこしに活用するという事で使ってきておりました。現在は額的にはですね、ほとんどないような状態ではございます。

それについて、午前中の質疑の中でも中村議員のほうからありましたけれども、今、使っていないような基金についてはどうにかしようというようなこともありまして、当初は、廃止をするならというふうなことでも考えておりましたけれども、このまちおこし基金の基金条例の目的の中に、まちおこしを推進する事業の財源に充てるというようなことがございます。これに基づきまして、今回、1億6,000万積み立てをしておりますが、今後の創造的復興に係るような、それに資するような事業、そのほか、まちづくりに資するような事業に充てたい、その財源に充てたいということで、今回、基金を積み立てるようしております。

今後、この1億6,000万だけでは、そういう事業にはなかなか財源としては使われませんので、今後計画的な積み立てを行っていくならということで考えております。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんね。

次に、20ページ款6商工費から、最終25ページ款11公債費までです。

12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 目2の観光費についてちょっとお尋ねいたします。

委託料の中のですね、観光案内板の委託料の270万の減額、逆に、やな場植栽90万ですね。それと看板設置工事費、これが減額になつとるわけですよ。たしか繰り越ししてきたやつじゃないかと思えますけど、この点を、植栽も含めてですね、説明をお願いしたいと思えます。植栽については、どのようなところに植栽をするかですね。

**○議長（緒方哲哉君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 款6商工費の観光費で補正を組ませていただいております。

まず、やな場の植栽につきましては、今回、やな場の東側、やなの水の取り入れ口の閘門側ですけれども、今現在、発注を行いまして、石積みが壊れている分について、今年度完成する予定としております。

東側を見ていただきますと、タイザンボクとか大きい木がですね、生い茂ってますので、その剪定とですね、あと、季節を通じてですね、植栽をして、来ていただいた方に対してまた来ていただく、リピートしていただくような取り組みといたしましてですね、植栽として6月梅雨時期からやながオープンしますけれども、アジサイとか、あとムクゲ、サルスベリということで、6月から10月まで何がしかの花が咲くというようなことで植栽を考えております。

この財源につきましてはですね、熊本地震の復興基金で観光拠点施設整備等の推進事業というのがございます。それを2分の1充当させていただいて植栽を行いたいと考えております。

また、案内看板の工事設計委託と工事ですけれども、平成30年度の事業ですけれども、先ほども話が出たかと思えますけれども、社会資本整備総合交付金が当初予定していました額に対しまして満額つきませんでしたので、本来、平成30年度につきましては、まず、平成30年度設置工事として看板の設置と、翌年度、31年度設置する看板の設計を組んで事業を推進したいと考えていましたけれども、満額つかなかったことによって工事費だけの計上という形にさせていただくための減額となっております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** この中ですね、やな場の植栽、これについてはですよ、樹木について3品目、花の咲くようなやつというような答弁がありましたね。キンモクセイは植えないんですかね。甲佐はやっぱり麻生原のキンモクセイあたりがあつてですよ、やっぱりですね、歴史も長いキンモクセイがある中ですよ、キンモクセイも花が咲くわけですよ。そういうことで、その点についてはお考えできないんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 今年度の植栽につきましては、先ほど答弁しましたとおり、アジサイ、ムクゲ、サルスベリとなっております。今、キンモクセイというお話をいただきましたので、今後、整備していく中でですね、検討させていただければと考えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、20ページから……。

本田議員。

○11番（本田 新君） 今のやな場のことでありますが、やな場の出火原因がわかった時点で、私、質問しようと思っただけでございまして、午前中その報告があつておりますので、ちょっとここで質問させていただきたいと思うのは、あの出火原因の場合、いわゆる委託をしとった……

（「自席より発言するものあり」）

いやいや、委託先ですよ。委託先、いわゆる利用者の出火に対する瑕疵はあるのか、ないのか。

それと、もちろん瑕疵がなかった場合、その委託料かな、委託料でいいんですかね、お願いしてますよね、その返還。

（「自席より発言するものあり」）

じゃあ返すわけですか。利用者に対する返還、もしくは、あれが9月中ごろでしたか、出火があつておりますので、その後11月までの営業に対する補償等あたりについては執行部のほうは考えておられるのか。その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 出火原因については開示請求した後での結果の話がですね、担当課長のほうから既に議員各位には申し上げたとおりであります。

長年の経年劣化といいますか、炭化によることが主な大きな原因というふうに考えられますので、執行部側といたしましては、相手方に対する瑕疵については考えておりません。ですから、当然、委託金の返納というのは考えてないということであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） じゃあ、2カ月余り営業できなかったということになるのかと思いますけども、それに対する営業補償とか、そういったのも考えておられないんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 消防法に適應する改修というか、そういったことをやらなくちゃなりませんので、やむなく残りの営業期間中は営業ができなかったということでありまして、だからといって、その分についてのどうこうということは今回考えておりません。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに。

宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 25ページのグリーンセンター集会所施設のことについてお聞きします。これは、当初のグリーンセンターの事務所の計画に集会所というか、そういうところがなかったから、こういう補正を組んでそういうのをつくるというふうに理解しているんですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 農政課長。

**○農政課長（岡本幹春君）** グリーンセンター、当初予算要求につきましては工事請負費で5,200万円、今回、2,100万円増額の補正をお願いしております。

面積的に若干大きくなったところ、それと、地元の田原地区等との話し合いで、万が一の場合の避難施設として使えるような構造にしてほしいというような要望もありまして、シャワー室等を当初計画しておりませんでした。それらの施設の追加を行っております。それらもろもろ合わせまして、それと単価等も上がっておりますので、実施設計が上がってきましたが2,100万ほど補正をお願いしないと、ちょっと発注ができないというような状況になりましたので、今回お願いをしているところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 地元の意見を聞いてというようなことで、それはそれで結構でございます。

じゃあ、ちょっと関連でお聞きしますが、あそこに今、仮設住宅ができております。仮設の入居期限云々という問題もございしますが、最終的には町として仮設はあそこに全部集約してという形を考えておられるのかどうか。

というのが、ほかのところは――白旗なんだけど、民間の方の土地を使っておられるというようなことがあるわけで、その期限までに全員離ればそれでいいんだけど、その辺はどう考えておられるのか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 宮川議員おっしゃるとおりだと思います。今後、仮設住宅の集約化については当然出てくるものと思います。というのが、これまで民間の敷地をお借りして仮設住宅をつくっているところが何カ所もありますので、やはりいつまでもばらばらのところで、そのままの状況で放置するというのはいかなものかというふうな考えもあります。

年内のうちに、ある程度の動向等についても担当課のほうから報告がなされるようになっておりますので、その結果を踏まえて、いつの時期にどういう形でということ煮詰めたいというふうに考えます。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** であるならばですよ、これは全くできるかできないかわからな



いけどもですよ、みんなの家というのをですよ、今度また住宅もできることだし、あれをね、そのまま残してもらおうような手段はないのかなという思いなんです。そうすると、それを利用されると、結局集会所みたいな形でちょっとしたことはできる、避難的なことはグリーンセンターでやって。という考えですけど、その辺どう考えておられるか。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** 以前からそういうお話もですね、確かに承っておったような気がしております。

災害公営住宅の完成後に、最終的にはですね、やはり集会所的な施設は必要と思われるので、現在のみんなの家として活用しているあの建物について、そういったことでの検討もしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにありませんか。20から25ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんね。

次に、歳入は全部について質疑をお願いします。11ページから14ページまでです。何か質疑ありませんか。歳入全部についてお願いしております。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。

佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 15ページ、先ほどもお尋ねがありました、まちおこし基金積立金についてお尋ねをいたします。

この基金に基づいて、近いうちに使われるというか、予定の事業とかございますでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（西坂直君）** 今の段階で、具体的にいついつまでにどういったものをするのかということはまだ想定はしておりません。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに本予算全部について質疑を伺っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 私は、議案第59号、平成30年度甲佐町一般会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

一般質問の中においても取り上げましたが、国民健康保険特別会計から一般会計へ3億1,000万を繰り入れし、まちおこし基金積立金へ1億6,000円、新たに新設された公共施設等整備基金に1億5,000万円を積み立てることに対して反対であります。

理由は、今、町民にとって最も必要なことは、所得や他の健康保険に比べて高く設定さ

れている国民健康保険税の引き下げであります。この資金はその一部のために活用されるべき資金と考えます。

以上で反対討論とさせていただきます。

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

**○11番（本田 新君）** 議案第59号、平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）であります。

今回、3億5,000万を追加しての補正が組まれました。その主なものの中には、今、反対意見がありましたとおり、3億1,000万の基金の問題がっております。この基金はもと一般会計から国保会計へ、安定のために拠出したお金であります。今回、その国民健康保険の事業主が町から県に移ったということであり、安定した運営が県のほうで行われるということであり、町のほうでは補助した分をまた戻してもらって、そして二つの基金をつくります。一つは、庁舎を中心とした公共施設のための基金、そして、今回のまちおこしも、災害からの復興復旧のための基金ということで、甲佐町並びに町民のためになる基金になることが予測されます。

そういった意味合いにおいて今回の補正予算には私は賛成をしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、議案第59号「平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）」について、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

**○議長（緒方哲哉君）** 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第60号 平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第12、議案第60号「平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

**○住民生活課長（奥村伸二君）** それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。

議案第60号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成30年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億394万2,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,368万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

平成30年12月7日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入です。

款3県支出金に1,076万4,000円を追加し、11億4,055万5,000円としております。1の県補助金です。

款6繰入金に2億9,317万8,000円を追加し、4億5,074万7,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入金でございます。

歳入合計。補正前の額16億2,974万7,000円に3億394万2,000円を追加し、19億3,368万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1総務費に3億1,044万9,000円を追加し、3億4,813万7,000円としております。1の総務管理費です。

款2保険給付費に1,071万7,000円を追加し、11億2,776万3,000円としております。1の療養諸費、2の高額療養費です。

款5保健事業費から22万3,000円を減額し、1,628万6,000円としております。2の特定健康診査等事業費でございます。

款8予備費から1,700万1,000円を減額し、4,395万8,000円としております。1の予備費でございます。

歳出合計。補正前の額16億2,974万7,000円に3億394万2,000円を追加し、19億3,368万9,000円としております。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入では一般被保険者に係る高額療養費の県普通交付金の増額と国保財政調整基金の取り崩し分に係る基金繰入金でございます。

また、歳出におきましては、国保財政調整基金取り崩し分を一般会計へ繰り出すための繰出金の増額及び退職被保険者等に係る医療給付費の減額並びに一般被保険者に係る高額療養費の増額を行うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。何か質疑ありませんか。本予算全部について質疑を伺っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 2番佐野です。議案第60号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、反対の立場から討論を行います。

年金生活者や非正規で働く人たちなど、低い所得の方が多く加入している国民健康保険の保険税は問題です。加入者の所得や他の健康保険と比較しても高過ぎる国保税の負担は限界を超えるものとなっていると思います。都道府県化により国保制度が平成30年度より変わりましたが、将来的には保険税の平準化が予定されており、もっと高い保険税の可能性もあります。今こそ、国が国保加入者の保険料負担軽減のため、責任を持って、財政負担を含め、必要な措置を行うことが必要です。これ以上の負担増を加入者に求めることはできません。今回、一般会計への3億1,000万円の繰り入れは国民健康保険特別会計を危うくする可能性もありますし、この3億1,000万円の資金の一部で国保税の引き下げも可能と考えます。

以上で反対討論とさせていただきます。

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** 9番。議案第60号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、この件につきましては、今回の歳出で医療給付費、それから一般管理で3億1,000万の一般会計への繰り出し等が主なものでございます。この3億1,000万につきましては過年度において2年間で約3億1,000万の法定外繰出金をされております。そういうわけで、今、国保のほうから一応3億1,000万一般会計へ戻し入れというようなことでございますので、異議なく賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、議案第60号「平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（緒方哲哉君）** 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第61号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第13、議案第61号「平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** 議案第61号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,742万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

平成30年12月7日提出。町長名でございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入です。

款4支払基金交付金に3万1,000円を追加して、3億9,132万1,000円としております。

1の支払基金交付金です。

款5国庫支出金に8万1,000円を追加して、4億509万2,000円としております。2の国庫補助金です。

款6県支出金に4万1,000円を追加して、2億1,049万4,000円としております。3の県補助金です。

款8繰入金に52万1,000円を追加して、2億2,993万6,000円としております。1の一般会計繰入金です。

歳入合計。補正前の額16億1,675万1,000円に67万4,000円を追加して、16億1,742万5,000円としております。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款1総務費に48万円を追加して、4,095万2,000円としております。1の総務管理費です。

款2保険給付費は歳出科目の変更により0円としております。1の介護サービス等諸費です。

款4地域支援事業費に25万1,000円を追加して、7,130万8,000円としております。1の包括的支援事業・任意事業費、2の介護予防・生活支援サービス事業費、4の高額介護予防サービス費相当事業費です。

款7諸支出金に20万2,000円を追加して、5,438万3,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。

款8予備費から25万9,000円を減額して、2,930万4,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額16億1,675万1,000円に67万4,000円を追加して、16億1,742万

5,000円としております。

4 ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為です。

事項は、介護保険指定事業者等管理システム利用料、期間は、平成31年度、限度額は、14万4,000円です。

今回の補正の主なものにつきましては、人件費及び介護保険指定事業者等管理システムの導入事業の補正となっております。

また、債務負担行為につきましては、介護保険指定事業者等管理システムに係る平成31年度の利用料となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いいたします。介護保険特別会計補正の質疑については、全部について質疑を伺っております。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番。

**○7番（宮川安明君）** はい、7番。議案第61号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますけど、ただいま担当課長の説明ございましたように、補正の中身は人件費及びシステム利用料等の補正でございますので、適正な補正と認め、本案に賛成をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから議案第61号「平成30年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第62号 平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第14、議案第62号「平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 議案第62号、平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算

(第2号)について説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

総則第1条、平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

収益的収入及び支出。

第2条、平成30年度甲佐町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。以下、科目、既決予定額、補正予定額の順で説明させていただきます。

収入です。

第1款第1項営業収益、1億3,738万3,000円に300万円を追加し、1億4,038万3,000円としております。

支出です。

第1款第1項営業費用、1億4,219万6,000円に220万7,000円を追加し、1億4,440万3,000円としております。

次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第7条で定めた金額を次のとおり補正いたします。

1 職員給与費、2,669万9,000円に95万5,000円を追加し、2,765万4,000円としております。

平成30年12月7日提出。町長名でございます。

今回の補正の主な内容ですが、支出では営業費用総係費で人事院勧告に伴う職員給与等の増額、同じく総係費の委託料で元号改正等に対応するための料金会計システム改修費等の増額でございます。

収入につきましては、夏場の猛暑や少雨によりまして、給水使用料収入が増加したことや、工事が多く行われたこと等によります一時用水の増などの要因で、本年度の収入が増加見込みとなりましたので補正するものでございます。

なお、今回の補正では、収入が支出を若干上回っておりますが、補正後の計では、依然、収入額が支出額を570万円余り下回る、いわゆる赤字予算の状況となっております。不足額につきましては、未処分利益剰余金により補填するものとしてしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長(緒方哲哉君)** ただいま提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いいたします。水道事業会計補正予算全部について質疑を伺っております。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長(緒方哲哉君)** ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第62号、平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、担当課長の説明のとおりですね、夏場の暑さ等ですね、水の使用量が増えたというようなことが収益につながっております。

また、平成30年度の決算等を考えると赤字、また今後もですね、その赤字が続く中、料金改定あたりは認めておる中でですね、今後、やはり命の水であるですね、水道事業についてはですね、よりよい健全運営を願ってですね、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第62号「平成30年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま奥名町長から、議案第63号「業務委託に関する協定の変更について」及び議案第64号「業務委託に関する協定の変更について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号「業務委託に関する協定の変更について」及び議案第64号「業務委託に関する協定の変更について」を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

議案配付のため、しばらく休憩いたします。

---

休憩 午後2時46分

再開 午後2時48分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 議案第63号 業務委託に関する協定の変更について

追加日程第2 議案第64号 業務委託に関する協定の変更について

○議長（緒方哲哉君） 追加日程第1、議案第63号「業務委託に関する協定の変更について」及び追加日程第2、議案第64号「業務委託に関する協定の変更について」を一括議題とします。



提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** 申しわけございません。追加日程ということで議案の提案に対応していただき、ありがとうございます。また、お時間をとらせまして申しわけございません。

それでは、議案第63号について説明させていただきます。

議案第63号、業務委託に関する協定の変更について。

平成29年第3回定例会において議決された甲佐町営乙女地区災害公営住宅建設工事に伴う業務施行に関する協定のうち、建設工事費2億4,800万円を2億4,993万4,658円に変更するものでございます。

平成30年12月11日提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、甲佐町営乙女地区災害公営住宅建設に係る業務施行に関する協定の事業概算額の一部を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。今回の変更協定に関しましての資料を添付しております。

まず、乙女地区につきましては、概算工事費といたしまして、協定額2億4,800万円の協定を結んでおります。その後、県のほうで、事業実施に当たり入札を行われ、契約をされております。

当初契約額につきましては、工事費全体といたしまして2億4,295万5,974円、内訳といたしましては建築費、電気設備、機械設備となっております。

その後、県におかれまして変更契約をされております。

変更契約増減額といたしまして、工事費173万4,086円の増額となり、変更契約額2億4,469万60円となっております。この1回目の変更につきましては、単価構成といたしまして、労務単価、資材単価等の単価構成を行われ、変更契約をされております。

続きまして、変更契約の増減額、これは最終増減額になりますけれども、工事費524万4,598円の増となっております。最終契約予定額といたしましては、2億4,993万4,658円となります。

最終的変更額の内訳といたしましては、主な変更内容といたしまして、建物建築工事に関しましては安全対策の追加ということで、玄関の周りの段差スロープへの手すり、また、浴室への手すりの設置の変更となっております。また、機械設備につきましては、ガス給湯器の仕様を追い炊き機能へ変更をすることにより増額となっております。

当初協定締結しておりました2億4,800万円に対し、最終協定額が2億4,993万4,658円、増額の193万4,658円となるものです。

次のページが県と変更協定を結ぶ協定案になります。

続きまして、議案第64号について説明させていただきます。

議案第64号、業務委託に関する協定の変更について。

平成29年第3回定例会において議決された甲佐町営白旗地区災害公営住宅建設工事に伴う業務施行に関する協定のうち、建設工事費1億9,100万を1億8,364万5,239円に変更するものでございます。

平成30年12月11日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、甲佐町営白旗地区災害公営住宅建設に係る業務施行に関する協定書の事業概算額の一部を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。今回の白旗地区の変更事項の説明資料となります。

白旗地区につきましては、工事費といたしまして、協定額1億9,100万を熊本県と協定を結ばせていただいております。

その後、県のほうで入札を行われ、当初契約額1億7,802万8,026円、内訳といたしましては建設、電気設備、機械設備となっております。

続きまして、第1回目の変更契約といたしまして、工事費132万3,426円の増額、変更契約後1億7,935万1,452円とされております。第1回目の主な変更内容といたしましては、単価構成といたしまして、労務単価、資材単価等の構成を行われております。

続きまして、最終変更増減額といたしまして429万3,787円。主な変更内容といたしましては、先ほどと同じく、玄関周りの段差やスロープ、また、浴室等への手すりの設置、また、機械設備といたしまして、ガス給湯器の仕様を追い炊き機能つきへの変更となっております。

最終契約額といたしましては1億8,364万5,239円となります。当初協定を結ばせていただいております1億9,100万円に対しまして、最終予定とされる契約額が1億8,364万5,239円となります。協定額の差といたしましては735万4,761円の減額となります。

乙女、白旗地区の災害公営につきましては、当初契約の段階で工期が3月15日と定められ、工事を行われております。午前中の議会で、町営住宅管理条例の一部改正で建設課長のほうからも説明がありましたけれども、白旗地区に関しましては、12月下旬の完成を目標に、今、取り組まれておられて、乙女につきましては1月中旬。県におかれましては、事業者から完了の届け出が出た後、直ちに竣工検査を行われ、町への引き渡しを早急に行いたいという意向を持っておられます。

今回、変更協定に関しましては、完成が間近ということで最終的な精算額での変更協定を締結したいということで今回提案させていただいたところです。どうぞご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** それでは、これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

5番。

**○5番（福田謙二君）** 5番。最終変更契約の中で、安全対策の追加ということで段差スロープ、浴室等に手すりということは、これは高齢者の方、また、何年後か高齢者になられる方、そして障がい者の方に配慮してのあれでしょうか。それとも要望があったわけ

ですかね。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 要望ではなくですね、発注後、施工段階において現場が見えてくる中でですね、こういったことが必要だろうということで県のほうから相談がございましたので、町といたしましても手すり等の設置を、こちらのほうからもお願いしたところで設置したところでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。なお、討論及び採決は別々に行います。

まず、議案第63号について討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

山内議員。

○1番（山内亮一君） はい、1番。議案第63号、業務委託に関する協定の変更について。ただいま執行部のほうから説明がありましたとおり、第1回、第2回の、第1回変更ということで単価構成、それと安全対策の追加ということで、十分に安全対策等がとられるような状況になっておりますので、異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第63号「業務委託に関する協定の変更について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第64号の討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第64号、業務委託に関する協定の変更についてであります。前の議案第63号に引き続き、事業概算の一部の変更でありますので、本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第64号「業務委託に関する協定の変更について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。3時10分から始めます。

---

休憩 午後3時01分

再開 午後3時10分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第15 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（緒方哲哉君） 次に、日程第15「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。議事の進行に影響のない町長を除く執行部の退席を許します。町長のほか、執行部の方は退席をしてください。町長は残っていただきますよ。町長を除いたほかの執行部の皆さんは退席をお願いします。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午後3時10分

再開 午後3時12分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番山内亮一議員、2番佐野安春議員を指名いたします。

なお、投票で選挙する広域連合議員は1名です。候補者となる被選挙人は甲佐町長及び甲佐町議会議員の計13名です。被選挙権は、投票については単記無記名とします。投票用紙には必ず被選挙人一人の氏名をご記入願います。一人の氏名を書いて投票箱に投票していただきます。白紙並びに被選挙人以外の者を記載したものは無効とします。法定投票数は、公職選挙法の規定により、有効投票数を定数の1で除した数の4分の1以上とされています。

それでは、ただいまから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（緒方哲哉君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

局長。

〔投票箱点検〕

○議長（緒方哲哉君） 投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は議席番号順に行います。事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

○事務局長（福島明広君） それでは、まずは投票用紙はですね、半分に折ってお願いします。

それでは読み上げます。

1 番山内良一議員、2 番佐野安春議員、3 番荒田博議員、4 番宮本修治議員、5 番福田謙二議員、7 番宮川安明議員、9 番本郷昭宣議員、11 番本田新議員、12 番中村幸男議員、最後に緒方哲哉議長、お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 投票漏れはありませんですね。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の山内議員、佐野議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（緒方哲哉君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票数10票、無効投票0。有効投票中、緒方哲哉議員9票、佐野安春議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、9票ということで……。

議場の出入り口を開きます。

選挙の結果、私、緒方哲哉が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選となりました。当選を承諾いたします。残りわずかですけれども、一生懸命頑張りたいというふうに思っております。

〔拍手〕

○議長（緒方哲哉君） ありがとうございます。

これをもって、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

執行部の入室を許します。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午後3時23分

再開 午後3時24分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第16 議員行政視察研修の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第16「議員行政視察研修の報告について」を議題とします。

この報告については議席に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議員行政視察研修の報告を終わります。

---

**日程第17 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について**

**日程第18 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について**

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第17「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第18「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の中の二つの常任委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいまの二つの常任委員会からの申し出については、申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

**日程第19 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について**

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第19「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

申出書のとおり、閉会中の継続審査にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申し出については、申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 12月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は12月7日から本日までの5日間にわたり、ご提案をいただきました案件につきまして精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは町政の執行に当たり、ご同慶に存するものであります。

ここにご議決をいただきました平成30年度一般会計補正予算を初め、各議案の成立によりまして、今後の復旧・復興に全力を挙げて取り組むとともに、町政全般にわたり、なお

一層の政策推進を図り、町民の皆様の生活再建と福祉の向上に努めてまいります。

なお、今議会でご指摘、ご提案をいただきました事項につきましては、今後、町政運営に十分反映させ、住民サービスの向上に資する所存でございます。

また、議員の皆様には、明けて2月17日に町議会議員選挙が予定されておまして、本日が任期最後の定例会となりましたが、議員各位には、任期中、町政発展のため多大なご貢献をいただきましたことにつきまして心からお礼を申し上げます。

来る2月17日の選挙におきまして再選を目指される議員各位におかれましては、全員のご当選を祈念いたしますとともに、ご勇退をされます議員各位には、今後とも健康にご留意をいただき、町政発展のためご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げますところでございます。

今年も残すところあとわずかとなりましたが、これから本格的な寒さとなってまいります。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、新たな年をお迎えいただきますよう心からご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（緒方哲哉君）** それでは、私のほうから一言ご挨拶申し上げます。

本定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は7日に開会、本日11日までの5日間にわたり、数多くの重要案件を終始熱心に審議されました。本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げる次第でもあります。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において、表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重していただきますよう、切にお願いを申し上げます。

また、今定例会までの、私、4年間、議長としてその職責を無事に終えることができますことは、議員各位並びに執行部皆さん方のご協力のたまものと感謝を申し上げる次第であります。

また、今、町長からも挨拶がございましたように、来年の2月、町議選がありますが、再選を目指される議員各位におかれましては、全員が当選の栄を得られ、再びこの議場において町政発展のためにご尽力いただきますよう、心から祈念を申し上げます次第であります。

最後になりますけれども、皆様にはくれぐれも健康にご留意をいただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようお祈り申し上げまして、平成30年第4回甲佐町議会定例会を閉会いたします。本当にお疲れでございました。

---

閉会 午後3時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員



甲 佐 町 議 会 会 議 録  
平 成 3 0 年 第 4 回 定 例 会

平 成 3 0 年 1 2 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉  
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広  
作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー 電 話 (092) 475-1361

~~~~~  
甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4  
電話 (096) 234-1198